



新庄市こどもスマイルプラン



こどもは未来の宝もの みんなで育もう
笑顔かがやく 新庄っこ

令和7年3月
新庄市





「こどもは未来の宝もの ^{みらい} ^{たから} みんなで育もう ^{はぐく} ^{えがお} ^{かがや} ^{しんじょう} 笑顔輝く新庄っこ」



～地域に笑顔の花が咲く子育て環境を目指して～

近年、こどもや子育て世代を取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行や就労形態の多様化に伴う保育需要の増大など大きく変化してきています。

こどもは次代を担うかけがえのない存在であり、こどもや若者が自らの未来と地域の将来に希望を持ち、夢を抱いて暮らせるまちを目指すことが重要であり、我々の使命と考えています。

この度、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「新庄市こどもスマイルプラン」を策定いたしました。次代の社会を担うすべてのこどもが健やかに成長するとともに、こども・若者が自己肯定感を高め自分の将来に夢や希望を持つことができ、子育てに喜びを実感出来る社会の実現に向け、基本理念を「こどもは未来の宝もの みんなで育もう 笑顔輝く新庄っこ」と決めました。市では、この計画に基づき、地域社会全体ですべてのこどもを真ん中に見据え、すべてのこども・若者や子育て家庭に対してライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に向けた仕組みを構築してまいります。

具体的には、働きながら子育てしやすい保育環境の充実、こどもも親も悩みを相談しやすい環境づくり、こども・若者も意見表明できる機会の創出などを、地域の方々と行政が一体となり、すべての妊産婦・子育て世帯・こども・若者への支援施策を総合的・計画的に推進してまいります。

こどもの笑顔は、家庭を笑顔にし、その笑顔の花の種から地域全体に笑顔の輪が咲き誇る元気なまちを目指し、未来に希望を持つ新庄っこが増えるよう、こども・若者・子育て世帯を応援してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に多大なる尽力を賜りました、子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、保護者ニーズ調査や、こども・若者アンケート調査、パブリックコメント等で様々なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心より御礼申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

新庄市長 山科 朝則



目 次

◆第1部 総論

第1 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の対象 2
- 5 計画の策定体制 2

第2 新庄市のこども等を取り巻く現状と課題

- 1 人口・世帯数／将来推計 3～9
- 2 出生の状況 10～11
- 3 こどもの状況 12～20
- 4 進学・就労の状況 21～24
- 5 ニーズ調査からの見る現状 25～56
- 6 第2期 子ども・子育て支援事業計画の検証 57～62
- 7 新庄市の取り組むべき課題 63～65

第3 計画の理念と目標

- 1 基本理念 66
- 2 基本的視点 67
- 3 基本目標と施策目標 68～69
- 4 施策の体系 70

◆第2部 各論

第1 こども施策の展開

基本目標1 安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実

- (1) 相談支援体制等の充実 71
- (2) 母子保健の推進 72

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

- (1) 教育・保育の安定的な提供と資質向上 73
- (2) 多様な保育事業の推進 73
- (3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進 73

基本目標3 こども・若者を地域全体で支えるまちづくり

- (1) 地域における子育て支援の充実 74
- (2) 安心・安全なまちづくり 74
- (3) 多様な遊び・学びの場の環境整備 75
- (4) こども・若者の居場所づくり 75

基本目標4 困難を抱える子ども・若者へのきめ細やかな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の強化 76
- (2) ひとり親家庭等の自立支援 76～77
- (3) 障がい児等支援の充実 77～78
- (4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援 78
- (5) 不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援 79
- (6) 子ども・若者の心の健康づくり 79

基本目標5 子ども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備

- (1) 子ども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保 80
- (2) 高等教育への修学支援 80
- (3) 若い世代の就職支援 81
- (4) 結婚を希望する方や新生活への支援 81

基本目標6 子育て家庭への支援体制の整備

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 82
- (2) 子育て支援体制の充実 83
- (3) 家庭や地域の教育力の向上 83
- (4) 共働き・共育での推進 84

第2 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定 85
- 2 教育・保育の量（利用者数）の見込みと提供体制の確保等 86～88
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 89～99

第3 放課後児童対策の行動計画 100～102

第4 計画の推進

- 1 計画の推進体制 103
- 2 進捗状況の管理 103
- 3 子ども・子育て会議 103
- 4 計画の公表 103
- 5 目標指標の設定 104～105

資料集 106～109

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ 計画策定の概要

Ⅰ.計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障に対する負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会・経済面で様々な問題が起こっています。

国の合計特殊出生率をみると、令和5年は、1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となっています。その背景として、未婚や共働き世帯の増加、また核家族化の進行と子育てに関する不安や仕事と子育てとの両立に対する負担感、経済的負担等があげられます。

また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、地域とのつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、こども施策を総合的に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」を発足しました。また、令和5年12月には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども基本法」に基づく「こども大綱」を策定しています。

これを受けて、市町村には、「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられ、こども施策に関する計画と一体的に作成できることとなりました。

新庄市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「新庄市次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」を一部継承した「新庄市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」※¹（以下「前回計画」という。）を策定し、「子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子」を基本理念とし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、総合的な施策の推進に向けての取り組みを実行してきました。

今般、「第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市のこどもを取り巻く現状、前回計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「新庄市こどもスマイルプラン（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

※¹ 「子ども・子育て支援法」において、地域の実情にあった「市町村子ども子育て支援事業計画」を立てることとしている。

2.計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法^{※2}第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法^{※3}第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律^{※4}第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」^{※5}を包含するものです。なお、本計画は、国が策定する「こども大綱」及び山形県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して策定します。

また、本計画は、すべてのこどもとその家庭を対象として、前回計画のこれまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市総合計画」を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った、こども施策の方向性と目標を定め策定します。

3.計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や本市の実情、保育ニーズの変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。

4.計画の対象

「こども基本法」では、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」としており、一定の年齢で上限を画くしているものではないことから、本計画の対象は、「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの18歳までのこどもとその家庭とします。「若者支援」については、おおむね30歳までを対象とし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5.計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定める合議制の機関である、学識経験者や関係団体の代表者、保護者代表等で組織する「新庄市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

また、本計画策定に関するニーズ調査を実施して子育て世帯のニーズの把握を行うとともに、こども基本法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、こども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていることから、市内のこども及び若者からの意見聴取を行いました。

また、市民に本計画の案を公表し広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

※2 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。

※3 少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備する時限法として、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、自治体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている法律。

※4 親からの子への貧困の連鎖が起きないよう、こどもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。

※5 子ども・若者の健やかな成長と社会生活の円滑な営みを実現することを目的とした法律。

第2 新庄市の子ども等を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯数/将来推計

①人口

平成7年から令和5年までの人口の推移をみると、減少傾向が続いています。この間、男性が約 24.7% (△5,107人)、女性が23.6%(△5,231人)、総数では、24.1%(△10,338人)が減少しています。

②世帯数及び世帯人員

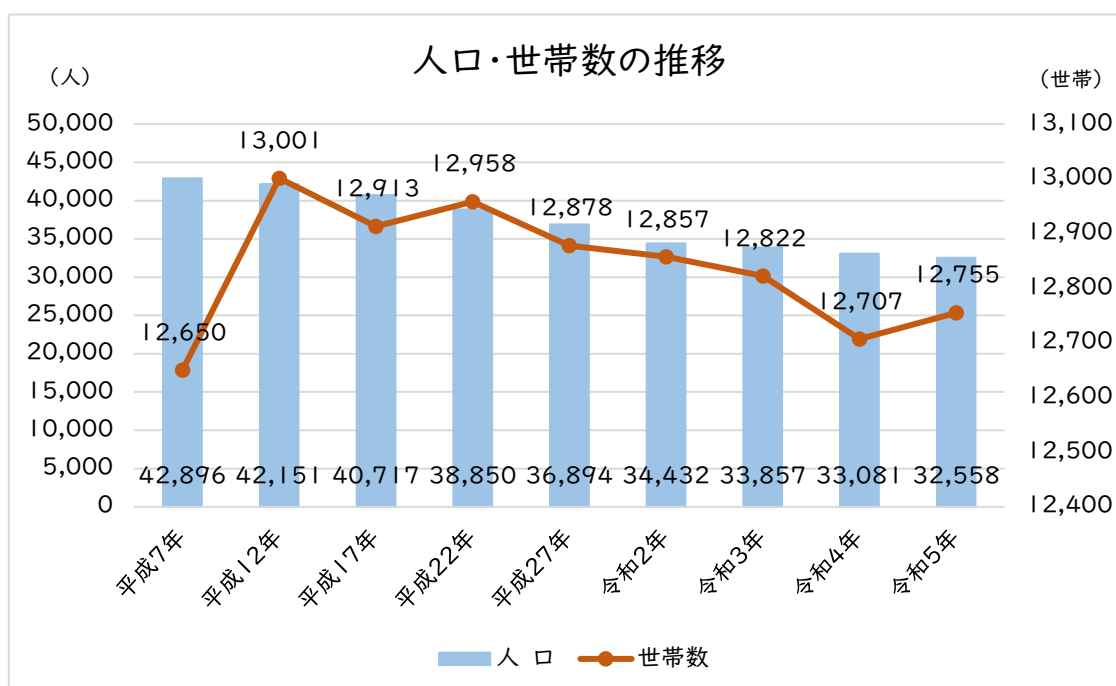
令和5年の世帯総数は、12,755世帯で平成7年から比べ、105世帯(0.83%)の増加となっています。また世帯人員については、令和5年で2.55人となり、平成7年から0.84人の減少となっています。

(単位:人、世帯)

調査年	世帯数	人口			世帯人員 (人/世帯)	対前調査年増減率(%)	
		総数	男	女		世帯	人口
平成 7	12,650	42,896	20,698	22,198	3.39	3.88	△0.53
平成12	13,001	42,151	20,226	21,925	3.24	2.77	△1.74
平成17	12,913	40,717	19,434	21,283	3.15	△0.68	△3.40
平成22	12,958	38,850	18,432	20,418	3.00	0.35	△4.59
平成27	12,878	36,894	17,535	19,359	2.86	△0.62	△5.03
令和 2	12,857	34,432	16,446	17,986	2.68	△0.16	△6.70
令和 3	12,822	33,857	16,193	17,664	2.64	△0.27	△1.67
令和 4	12,707	33,081	15,810	17,271	2.60	△0.90	△2.29
令和 5	12,755	32,558	15,591	16,967	2.55	0.38	△1.58

(各年10月1日現在)

資料:国勢調査(平成7~令和2)・山形県社会的移動人口調査(令和3、4、5)



③世帯構成

平成7年からの推移をみると、三世代世帯の減少が著しく、単独世帯とひとり親世帯の増加が目立ち、近年の核家族化を示しています。

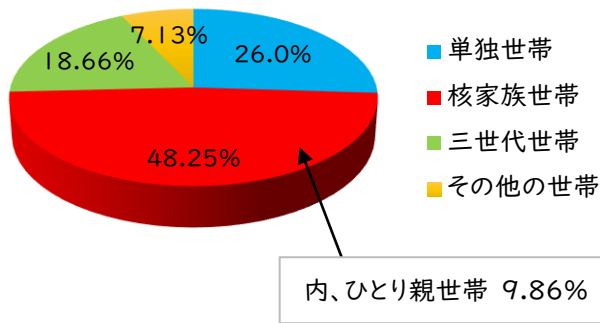
(単位:世帯、%)

調査年	単独世帯		核家族世帯				三世代世帯		その他の親族世帯等	
		構成率		構成率	内、ひとり親世帯			構成率		構成率
平成 7	2,428	19.20	5,865	46.36	796	6.29	3,303	26.11	1,054	8.33
平成12	2,691	20.63	6,098	46.76	920	7.05	3,000	23.00	1,212	9.32
平成17	2,790	21.61	6,067	46.87	1,008	7.81	3,204	24.81	852	6.71
平成22	3,081	23.78	6,143	47.41	1,194	9.21	2,823	21.78	911	7.03
平成27	3,344	26.00	6,213	48.25	1,270	9.86	2,403	18.66	918	7.13
令和 2	3,792	29.49	6,220	48.37	1,329	10.33	1,868	14.52	977	7.59

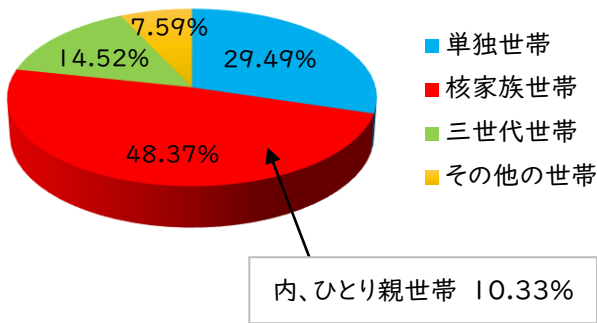
(注) 構成率は前表に記載の世帯総数に対する数値を示す

資料: 国勢調査

平成 27 年 世帯構成

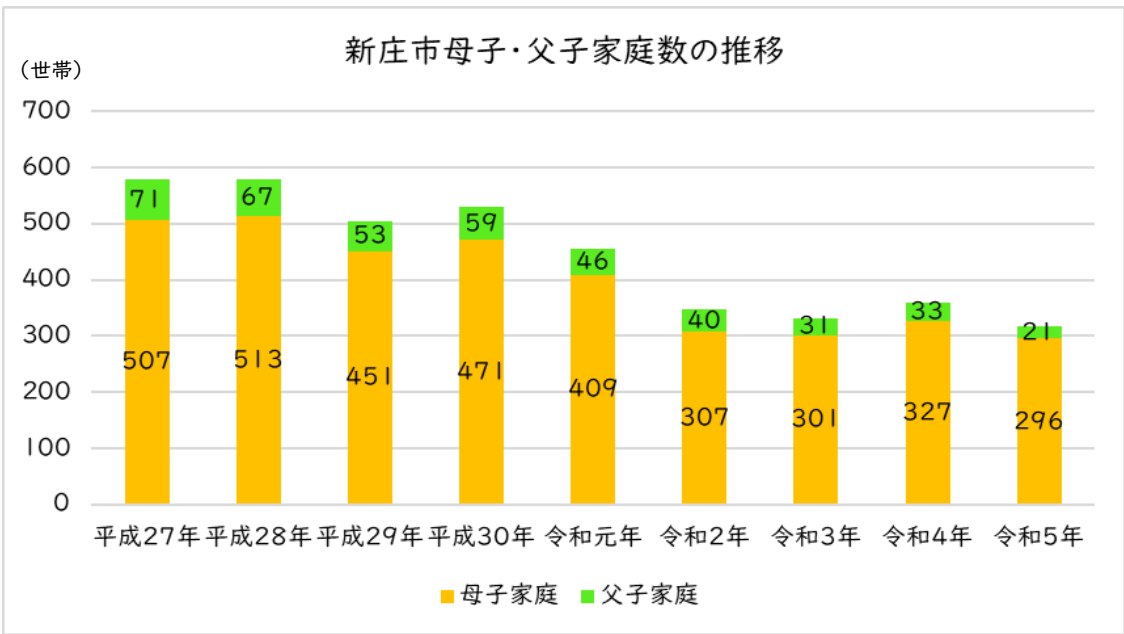


令和 2 年 世帯構成



④母子・父子家庭

令和5年は父子家庭21世帯、母子家庭296世帯となっており、平成27年と比べると、父子家庭は50世帯、母子家庭は211世帯減少しています。



資料: 子育て推進課調べ

⑤年齢区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は年々減少しており、平成7年から比較すると半数の人数まで減少しています。その一方で、老年人口（65歳以上）の割合は年々増加しており、少子高齢化が進行しています。

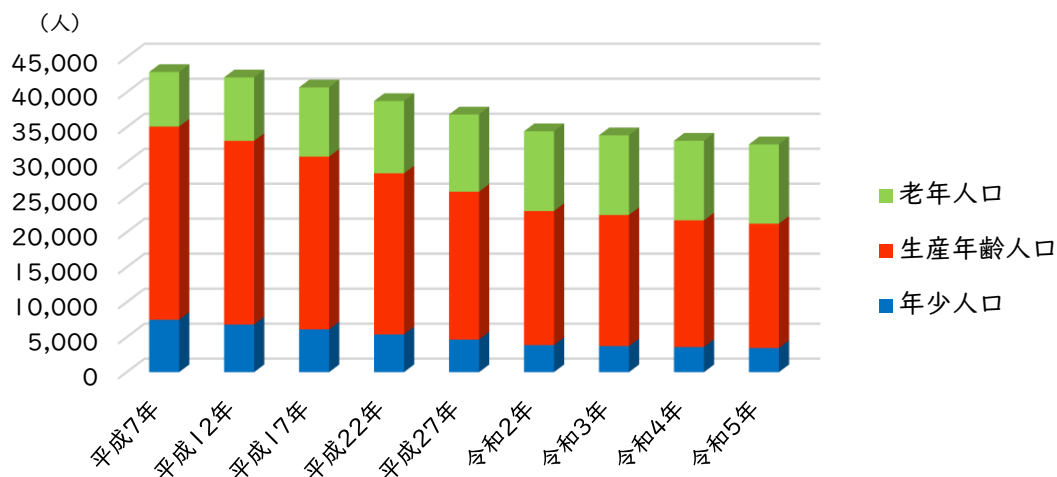
（単位：人、％）

（注）H17、H22、H27、R2年の総人口には不詳を含む

調査年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳以上	
		人口	構成率	人口	構成率	人口	構成率
平成 7	42,896	7,494	17.5	27,608	64.4	7,794	18.2
平成 12	42,151	6,805	16.1	26,252	62.3	9,076	21.5
平成 17	40,717	6,120	15.0	24,694	60.6	9,892	24.3
平成 22	38,850	5,404	13.9	23,020	59.4	10,332	26.7
平成 27	36,894	4,659	12.7	21,136	57.4	11,034	30.0
令和 2	34,432	3,868	11.2	19,164	55.7	11,400	33.1
令和 3	33,857	3,734	11.0	18,737	55.3	11,386	33.6
令和 4	33,081	3,594	10.9	18,107	54.7	11,380	34.4
令和 5	32,558	3,455	10.6	17,771	54.6	11,332	34.8

資料：国勢調査（平成7～令和2）・山形県社会的移動人口調査（令和3、4、5）

年齢区分別人口



⑥乳幼児・児童人口

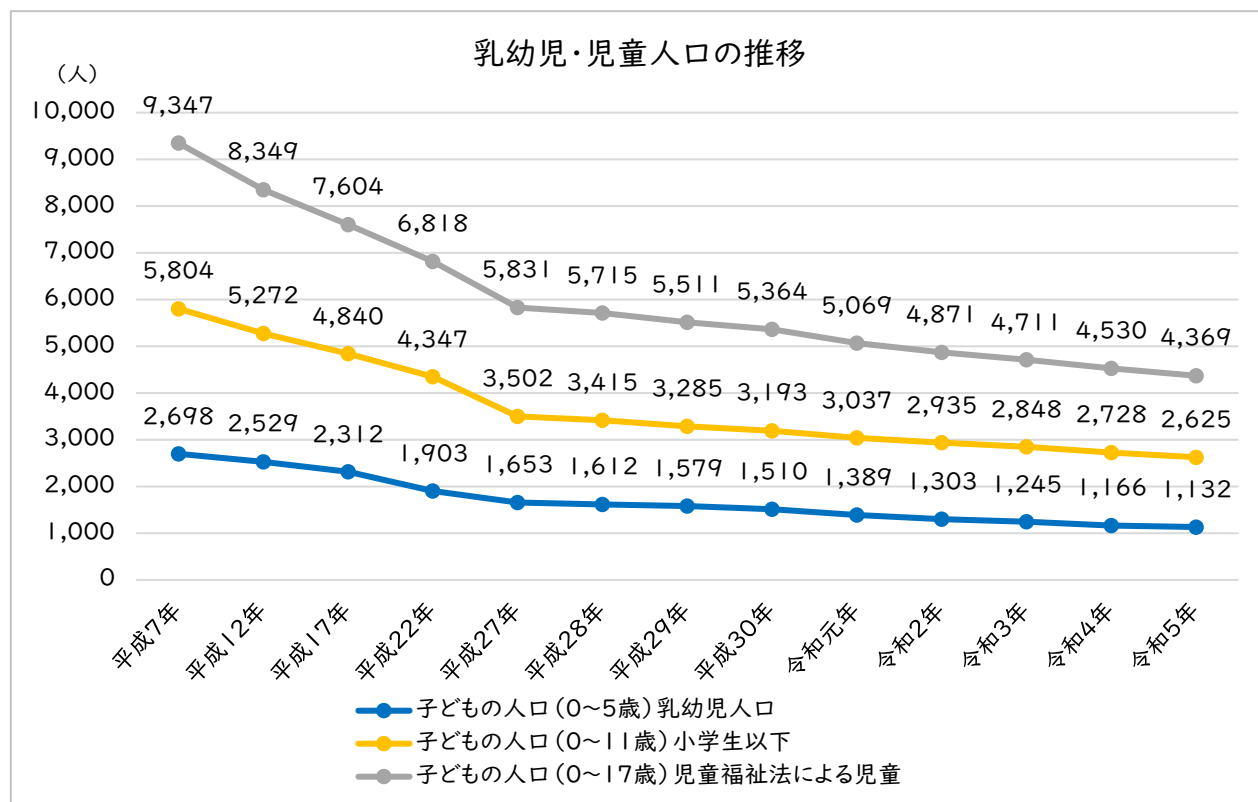
本市の乳幼児人口は減少の傾向が続き、この28年間で、約58%減少しています。

小学生及び未就学児童(0歳から11歳まで)の人口、および児童福祉法の定義による児童(0歳から17歳まで)の人口、ともに減少が顕著となっています。

(単位:人)

調査年	0～5 歳人口(未就学児)			0～11 歳児童人口 (小学生以下)			0～17 歳児童人口 (児童福祉法の定義による児童)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成 7	2,698	1,348	1,350	5,804	2,913	2,891	9,347	4,734	4,613
平成 12	2,529	1,302	1,227	5,272	2,672	2,600	8,349	4,217	4,132
平成 17	2,312	1,172	1,140	4,840	2,478	2,362	7,604	3,842	3,762
平成 22	1,903	999	904	4,347	2,236	2,111	6,818	3,492	3,326
平成 27	1,653	795	858	3,502	1,756	1,746	5,831	2,950	2,881
平成 28	1,612	791	821	3,415	1,726	1,689	5,715	2,890	2,825
平成 29	1,579	805	774	3,285	1,654	1,631	5,511	2,774	2,737
平成 30	1,510	788	722	3,193	1,624	1,569	5,364	2,726	2,638
令和 元	1,389	734	655	3,037	1,543	1,494	5,069	2,566	2,503
令和 2	1,303	694	609	2,935	1,484	1,451	4,871	2,484	2,387
令和 3	1,245	657	588	2,848	1,441	1,407	4,711	2,409	2,302
令和 4	1,166	615	551	2,728	1,399	1,329	4,530	2,315	2,215
令和 5	1,132	582	550	2,625	1,358	1,267	4,369	2,210	2,159

資料:山形県社会的移動人口調査



⑦保育所・幼稚園等児童数

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ認定こども園の入所児童数は年々増加傾向にあります。一方、幼稚園入園児童数は年々減少し、市内唯一の幼稚園は、令和5年度で閉園しています。また、小規模保育施設は、横ばい傾向にあります。

(単位:人)

調査年/施設	認可保育所	認定こども園	小規模 保育施設	認可外 保育施設	児童館・ 児童センター	児童福祉 施設等	幼稚園	合計
平成 27	595	0	—	269	37	0	291	1,192
平成 28	701	0	—	80	37	0	289	1,107
平成 29	701	106	—	67	40	4	190	1,108
平成 30	737	124	—	43	37	3	181	1,125
令和 元	786	120	—	24	39	0	147	1,116
令和 2	588	239	54	51	33	5	130	1,100
令和 3	559	276	52	31	23	4	72	1,017
令和 4	538	337	47	29	12	3	13	979
令和 5	514	312	53	14	7	6	6	912
令和 6	506	316	55	30	5	8	0	920

(各年4月1日現在)

資料:子育て推進課調べ

⑧小学校・中学校学年別児童数一覧

平成17年の国勢調査時、小学校児童数は2,481人でしたが、令和6年5月1日現在では1,514人となり、各学年合計の数値でも少子化傾向を示しています。

令和3年度から沼田小学校と北辰小学校、明倫中学校が統合し、明倫学園となりました。

<小学校・義務教育学校(前期)>

(令和6年5月1日現在、単位:人)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
新庄小学校	58	62	38	50	59	50	317
明倫学園(前期)	62	52	64	84	76	74	412
日新小学校	64	77	86	95	92	89	503
萩野学園(前期)	23	38	25	43	36	40	205
本合海小学校	1	4	8	2	4	4	23
升形小学校	2	2	6	6	7	2	25
県立新庄養護学校(小学部)	9	2	4	1	5	8	29
合 計	219	237	231	281	279	267	1,514

資料:学校教育課調べ

<中学校・義務教育学校(後期)>

(令和6年5月1日現在、単位:人)

学校名	1年	2年	3年	計
新庄中学校	51	58	49	158
明倫学園(後期)	70	69	62	201
日新中学校	77	94	101	272
萩野学園(後期)	44	42	32	118
八向中学校	11	9	9	29
県立新庄養護学校(中学部)	5	9	7	21
合 計	258	281	260	799

資料:学校教育課調べ

⑨若者人口

令和5年の本市の総人口は、32,558人であり、このうち若者(18~30歳)の人口は2,934人で総人口の9%を占めています。平成27年と比較すると、若者人口は1,302人減少しています。(単位:人)

調査年	18~30歳人口(若者)		
	総数	男	女
平成 27	4,236	2,122	2,114
平成 28	3,559	1,794	1,765
平成 29	3,515	1,802	1,713
平成 30	3,466	1,799	1,667
令和 元	3,333	1,734	1,599
令和 2	3,227	1,711	1,516
令和 3	3,201	1,738	1,463
令和 4	3,014	1,659	1,355
令和 5	2,934	1,640	1,294

資料:山形県社会的移動人口調査



⑩推計人口

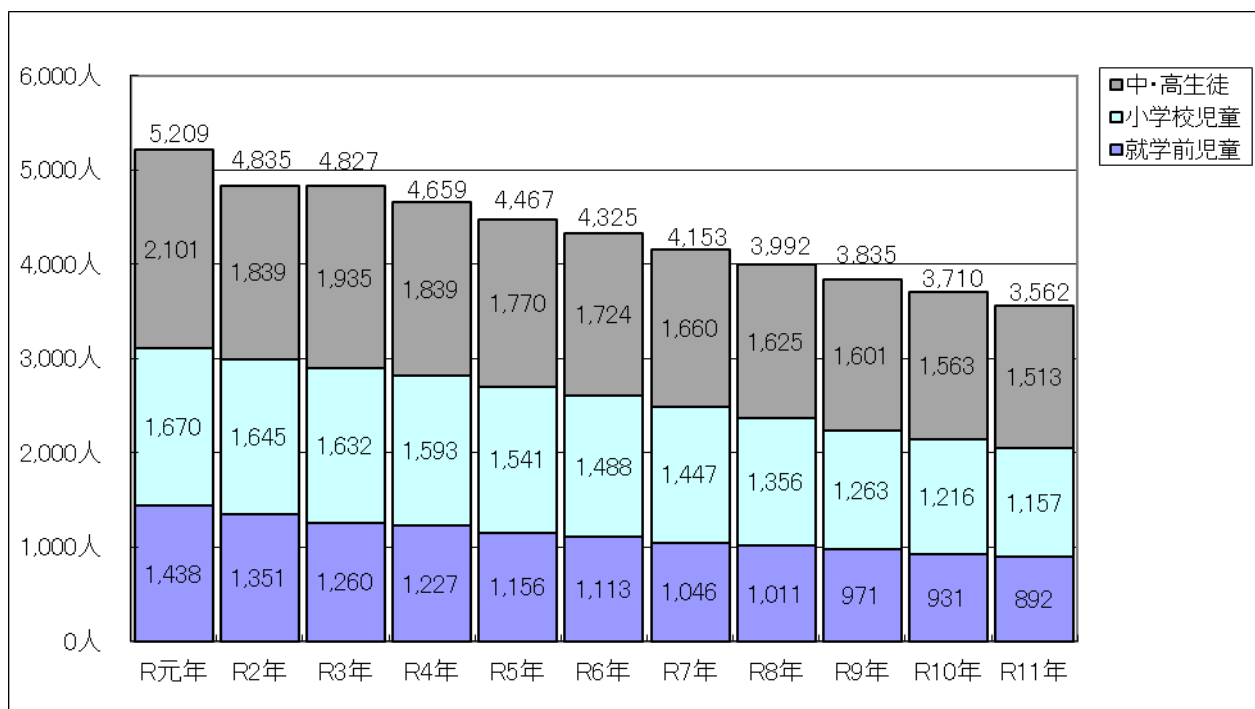
児童人口は、平成7年度以降、減少が続いています。将来推計人口は、令和11年では3,562人となっており、令和元年度から比較すると1,647人の減少が見込まれ、少子化は予想を上回る速度で進行しており、深刻さを増しています。

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	令和6年	161人	173人	182人	188人	186人	223人	1,113人
	令和7年	151人	164人	176人	183人	186人	186人	1,046人
	令和8年	146人	154人	167人	177人	181人	186人	1,011人
	令和9年	141人	149人	157人	168人	175人	181人	971人
	令和10年	136人	144人	152人	158人	166人	175人	931人
	令和11年	131人	139人	147人	153人	156人	166人	892人

児童年齢		6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	6～11歳合計
推計人口	令和6年	210人	235人	227人	277人	277人	262人	1,488人
	令和7年	224人	209人	234人	226人	279人	275人	1,447人
	令和8年	187人	223人	208人	233人	228人	277人	1,356人
	令和9年	187人	186人	222人	207人	235人	226人	1,263人
	令和10年	182人	186人	185人	221人	209人	233人	1,216人
	令和11年	176人	181人	185人	184人	223人	207人	1,157人

生徒年齢		12歳（中1）	13歳（中2）	14歳（中3）	15歳（高1）	16歳（高2）	17歳（高3）	12～17歳合計
推計人口	令和6年	259人	283人	263人	297人	303人	319人	1,724人
	令和7年	261人	260人	282人	260人	294人	303人	1,660人
	令和8年	274人	262人	259人	279人	257人	294人	1,625人
	令和9年	276人	275人	261人	256人	276人	257人	1,601人
	令和10年	225人	277人	274人	258人	253人	276人	1,563人
	令和11年	232人	226人	276人	271人	255人	253人	1,513人

	0～5歳合計 就学前児童	6～11歳合計 小学校児童	12～17歳 中・高生徒	合計
R元年	1,438人	1,670人	2,101人	5,209人
R2年	1,351人	1,645人	1,839人	4,835人
R3年	1,260人	1,632人	1,935人	4,827人
R4年	1,227人	1,593人	1,839人	4,659人
R5年	1,156人	1,541人	1,770人	4,467人
R6年	1,113人	1,488人	1,724人	4,325人
R7年	1,046人	1,447人	1,660人	4,153人
R8年	1,011人	1,356人	1,625人	3,992人
R9年	971人	1,263人	1,601人	3,835人
R10年	931人	1,216人	1,563人	3,710人
R11年	892人	1,157人	1,513人	3,562人



資料：令和元年～令和5年は住民基本台帳（各年4月1日）

令和6年以降は、コーホート変化率法による推計

2. 出生の状況

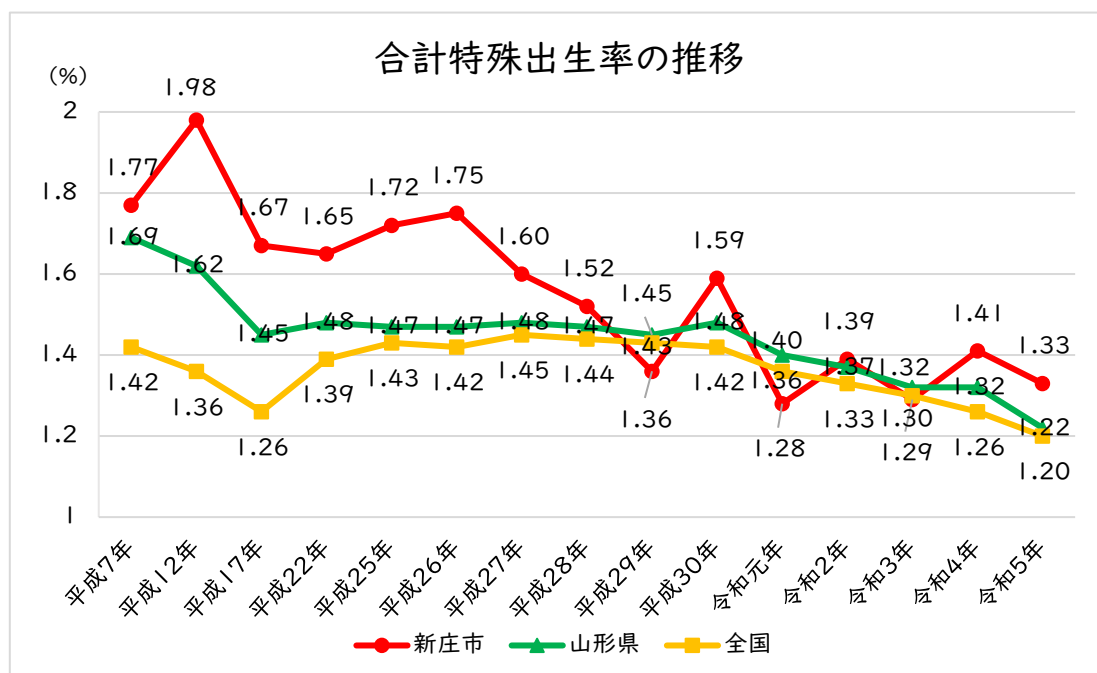
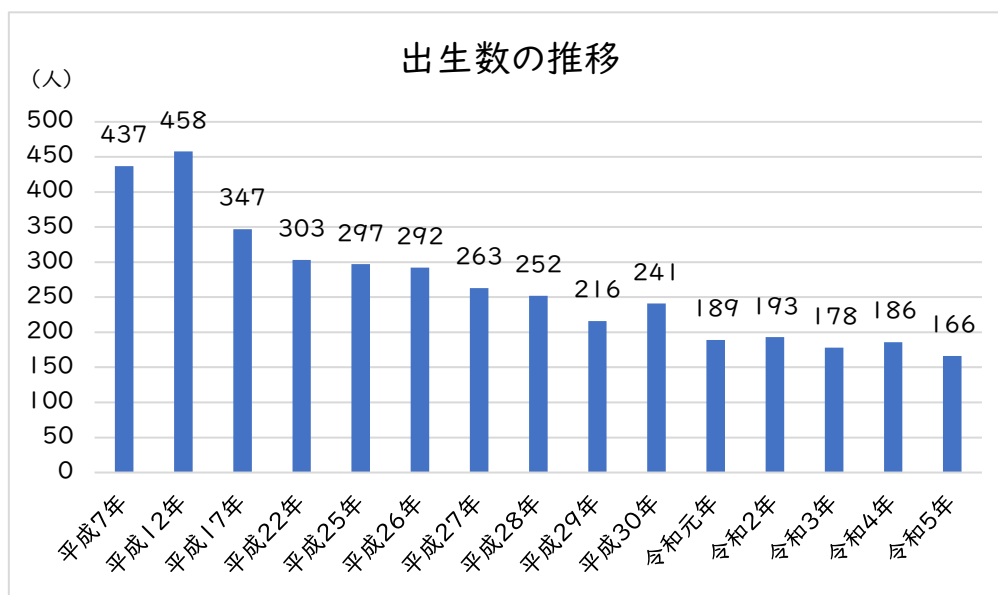
① 出生数及び合計特殊出生率

出生数は、平成17年に400人を下回って以降、減少の一途をたどっており、令和5年は、166人となっています。平成7年と比較すると、この間において出生数は271人減少しています。令和5年の合計特殊出生率は全国・山形県をわずかに上回っています。

(単位:人、%)

調査年	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
出生数	437	458	347	303	297	292	263	252
合計特殊出生率	1.77	1.98	1.67	1.65	1.72	1.75	1.60	1.52
調査年	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	
出生数	216	241	189	193	178	186	166	
合計特殊出生率	1.36	1.59	1.28	1.39	1.29	1.41	1.33	

資料:保健福祉統計



②母親の年齢別出生率

20代の母親の出生率は全般的に低下傾向を示しているが、30代の母親については高くなる傾向を示しています。

(単位:出生率は人口千対で表示、出生数は人)

母親の年齢\調査年 (総人口)	平成 7 (42,896)	平成12 (42,151)	平成17 (40,717)	平成22 (38,850)	平成27 (36,894)	令和 2 (34,432)	令和 3 (33,857)	令和 4 (33,081)	令和 5 (32,558)
15 歳～19 歳	0.12	0.28	0.15	0.18	0.08	—	0.09	0.03	0.03
出生数	5	12	6	7	3	—	3	1	1
20 歳～24 歳	1.70	1.87	1.47	1.11	0.87	0.52	0.41	0.42	0.49
出生数	73	79	60	43	32	18	14	14	16
25 歳～29 歳	4.13	4.70	3.14	2.52	2.58	1.48	1.71	1.60	1.23
出生数	177	198	128	98	95	51	58	53	40
30 歳～34 歳	3.10	3.23	2.50	2.86	2.06	2.0	1.77	1.90	2.09
出生数	133	136	102	111	76	69	60	63	68
35 歳～39 歳	1.02	0.74	1.11	0.90	1.08	1.42	1.18	1.36	1.08
出生数	44	31	45	35	40	49	40	45	35
40 歳～44 歳	0.12	0.05	0.15	0.23	0.43	0.17	0.09	0.30	0.18
出生数	5	2	6	9	16	6	3	10	6
45 歳～49 歳	—	—	—	—	0.03	—	—	—	—
出生数	—	—	—	—	1	—	—	—	—
合 計	10.19	10.87	8.52	7.80	7.13	5.59	5.25	5.61	5.10
出生数	437	458	347	303	263	193	178	186	166

資料:保健福祉統計

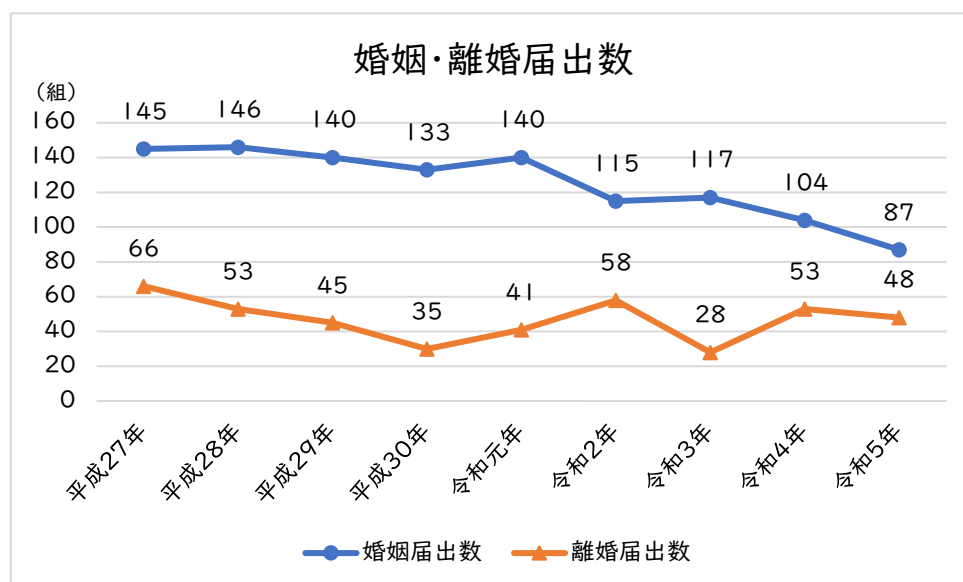
③婚姻・離婚の状況

婚姻届の届出件数は、平成27年においては145組で、その後横ばい傾向にあったが、令和5年については、87組で40%減少しています。また、離婚届の届出件数は、平成27年においては66組で、令和5年については、48組で27%減少しています。

(単位:組)

調査年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
婚姻届出数	145	146	140	133	140	115	117	104	87
離婚届出数	66	53	45	35	41	58	28	53	48

資料:保健福祉統計



3. こどもの状況

①保育所等

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病等の理由により、家庭における乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育を実施することを目的として設置された児童福祉施設です。

本市では、平成16年度に初めて民間立の保育所が設置され、その後、市立保育所の民営化や認可外保育所の認可園化により現在の数となりました。

保育所等（令和6年度）

市立	中部保育所（大手町）	【定員150】	泉田保育所（泉田）	【定員 80】
民間立	パリス保育園（金沢）	【定員100】	新庄保育園（桧町）	【定員 80】
	にこにこ東園（金沢）	【定員 40】	はぐくみ保育園（北町）	【定員 80】
	なかよし保育園（堀端町）	【定員 45】	はぐくみ第2保育園（十日町）	【定員 26】

保育所等における入所状況

（単位：箇所、人、％）

種別\ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
市立	施設数	2	2	2	2	2	2
	定 員	230	230	230	230	230	230
	児童数	194	168	167	150	148	208
	入所率	84.3	73.0	72.6	65.2	64.3	90.4
民間立	施設数	6	6	6	6	6	7
	定 員	421	421	381	381	371	556
	児童数	383	391	371	364	358	530
	入所率	91.0	92.9	97.4	95.5	96.5	95.3
計	施設数	8	8	8	8	8	9
	定 員	651	651	611	611	601	786
	児童数	577	559	538	514	506	738
	入所率	88.6	85.9	88.1	84.1	84.2	93.9

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

②小規模保育施設

小規模保育事業は、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たに作られた事業です。0歳～2歳児を対象とした、定員19名以下の比較的小さな施設であり、規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。

本市では、平成28年度より小規模保育事業所が設置され、現在4つの施設があります。

小規模保育施設（令和6年度）

民間立	新庄ベビーホーム（上金沢）	【定員19】	ひまわり保育園（金沢）	【定員12】
	にこにこベビーホーム（堀端）	【定員19】	パリス杜の子保育園（小田島）	【定員18】

小規模保育施設における入所状況

（単位：箇所、人、％）

種別 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
民間立	施設数	4	4	4	4	4	4
	定員	75	75	69	75	68	75
	児童数	52	52	47	53	55	60
	入所率（％）	69.3	69.3	68.1	70.7	80.9	80.0

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

③認定こども園

認定こども園は、平成18年10月に施行された「就学前の子どもに関する、教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく施設で、本市では平成27年度に初めて設置されました。現在、幼稚園に保育所機能をあわせもつ、幼稚園型認定こども園が3所、保育所に幼稚園機能をあわせもつ保育所型認定こども園が1所あります。

認定こども園（令和6年度）

民間立	認定こども園 金沢幼稚園（上金沢） 【教育認定定員 25／保育認定定員 80】	認定こども園 金沢南保育園（下金沢） 【教育認定定員 6／保育認定定員 80】
	新庄幼稚園 認定こども園（北町） 【教育認定定員 19／保育認定定員 41】	認定こども園 向陽幼稚園（十日町） 【教育認定定員 35／保育認定定員 40】

資料：子育て推進課調べ

認定こども園における入園状況

（単位：箇所、人）

種別 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
民間立	園数	2	3	4	4	4	1
	教育認定定員	36	61	105	105	85	38
	保育認定定員	227	263	269	269	241	92
	児童数	239	277	339	315	316	119
	入所率（％）	90.9	85.5	90.6	84.2	96.9	91.5

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

④幼稚園

幼稚園は、令和2年度までは4園ありましたが、認定こども園への移行や閉園により、令和6年3月31日をもって、0園となりました。

幼稚園における入園状況

(単位:箇所、人)

種別 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考) 令和元年度
民間立	園 数	4	2	1	1	0	4
	定員数	220	40	15	15	0	220
	児童数	180	72	13	6	0	147

(各年度4月1日現在)

資料:子育て推進課調べ

⑤児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法第40条の規定による児童福祉施設として設置するもので、地域における児童の健全育成・体力の向上・規律ある生活態度の養成等の場として寄与することを目的としています。本市では、この目的の達成に向けて、児童の集団指導・児童館の開放・地域組織活動の支援を実施しています。なお、升形児童館については令和5年度より集団指導は行わず、自由来館機能のみとなっています。

児童館・児童センター(令和6年度)

升形児童館(升形)	【定員 - 】	萩野児童センター(萩野)	【定員 50】
-----------	---------	--------------	---------

児童館・児童センターにおける集団指導利用状況

(単位:箇所、人)

種別 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考) 令和元年度
児童 センター	施設数	2	2	1	1	1	2
	定 員	100	100	50	50	50	100
	集団指導利用 児童数	21	16	10	7	5	36
児童館	施設数	1	1	1	1	1	1
	定 員	40	40	40	0	0	40
	集団指導利用 児童数	12	7	2	—	—	13
計	施設数	3	3	2	2	2	3
	定 員	140	140	90	50	50	140
	集団指導利用 児童数	33	23	12	7	5	39

(各年度4月1日現在)

資料:子育て推進課調べ

⑥認可外保育施設

市内の認可外保育施設は令和6年4月1日現在5か所あり、保護者のニーズに合った様々な保育を実施しています。本市では入所児童の健全育成を支援するため、補助要件に適合する施設に対して施設運営費等に係わる補助を行っています。

認可外保育施設（令和6年度）

こらっせ保育園（本町）	【定員 19】	託児ルームHUG（本町）	【定員 10】
ふくだのやまあじさい保育園（福田）	【定員 19】	ピノキオ保育園（鳥越）	【定員 35】
県立新庄病院院内保育所（金沢）	【定員 20】		

認可外保育施設における入所状況（市内児童のみ）

（単位：箇所、人）

施設等 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
施設数	4	4	4	4	5	4
入所児童数	51	31	29	22	35	24

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑦ファミリー・サポート・センター

共働きの核家族世帯等子育て世帯の支援を強化するため、子育て世帯の支援を行いたい者（協会員）と支援を受けたい者（依頼会員）を会員として組織し、地域における会員相互の援助活動として、民間事業所に委託し、行われています。

事業委託先 ONPO 法人はぐくみ保育園（本町/スタイルハート内）

ファミリー・サポート・センター会員数及び利用状況

（単位：人、件）

会員数等 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
依頼会員数	136	160	176	194	189	111
協会員数	34	40	42	42	46	33
延べ利用件数	211	225	196	188	—	174

（会員数：各年度4月1日現在/利用件数：各年度末状況）

資料：子育て推進課調べ

⑧病児保育

仕事と子育ての両立支援を図るため、地域の病児について、専用のスペースで看護師等が一時的に保育を行う事業で、民間事業所に委託しています。

事業委託先 Oオープンハウスこんぺいとう（NPO 法人オープンハウスこんぺいとう）

病児保育における利用状況

（単位：人、件）

利用回数等 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考） 令和元年度
利用回数（延べ）	90	82	80	71	—	95

（各年度末状況）

資料：子育て推進課調べ

⑨放課後児童クラブ（学童保育）

核家族化や共働き世帯の増加による昼間の留守家庭が増えつつあるなかで、これらの児童の事故の抑制と防止、児童の健全育成を図るとともに保護者が安心して仕事に従事できるよう、小学校の放課後及び休校日等における児童の適切な遊び場及び生活の場を与えるため、公立の放課後児童クラブ（運営は社会福祉協議会に委託）を4か所設置しています。また、民間立の放課後児童クラブが5か所あり、保護者のニーズに沿った運営が実施されています。

放課後児童クラブにおける入所状況

（単位：人）

施設 \ 年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	（参考） 令和 元年度
公立	日新放課後児童クラブ（松本）【定員90】	79	89	90	87	89	80
	北辰学童保育所（十日町）【定員25】	23	—	—	—	—	22
	明倫放課後児童クラブ（十日町）【定員60】	—	60	58	59	60	—
	中央学童保育所（堀端町）【定員60】	59	—	—	—	—	59
	新庄放課後児童クラブ（城西町）【定員40】	—	34	40	40	46	—
	萩野放課後児童クラブ（泉田）【定員40】	40	40	38	41	37	40
民間立	金沢学童クラブ（上金沢町）【定員45】	52	45	43	42	39	42
	なかよし放課後学童クラブ（大手町）【定員60】	58	59	60	58	60	49
	はぐくみキッズ放課後クラブ（十日町）【定員50】	51	55	58	65	63	53
	にこにこ城南放課後児童クラブ（城南町）【定員19】	16	16	19	20	20	15
	マルコアフタースクール（城南町）【定員10】	8	—	—	—	—	10
	ひまわり放課後児童クラブ（金沢）【定員16】	16	16	16	15	13	15
合 計		402	414	422	427	427	385

（各年度5月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑩地域子育て支援センター

核家族化、都市化、女性の社会進出等により家庭を取り巻く環境が大きく変化してきた中、子育てに負担感や不安感を抱く家庭や、助言や支援を必要とする家庭が増加している状況に対応するため、平成12年5月に新庄市地域子育て支援センターが設置されました。専任の保育士が、育児の悩みなどについての相談に応じ、助言や指導を行うほか、SNSによる相談や情報発信に取り組んでいます。また、民間立としても子育て支援センターが開設されており、入所前の年齢の親子の集いや交流の場を提供するとともに、相談対応活動等を行っています。

（令和6年度の開所日）

名 称	実施場所	開所日
新庄市地域子育て支援センター	こらっせ新庄（本町）わらすこ広場に併設	6日/週
パリス子ども文化センター	パリス保育園内（金沢）	5日/週
新庄保育園ぴよクラブ	新庄保育園内（桧町）	5日/週
子育て支援センターmoco's	スタイルハート内（本町）	6日/週

⑪屋内遊戯施設「わらすこ広場」

こどもが心豊かに育つ環境の整備と子育て家庭の保護者の交流の場を目的に、0歳児から小学校3年生までの児童の遊び場として、屋内型児童遊戯施設「わらすこ広場」を設置しています。ボランティアサークルの協力でイベントを実施しているほか、併設している「新庄市地域子育て支援センター」による「あそびの広場」として、市内施設（わくわく新庄・保健センター・萩野地区公民館）において開催しています。

わらすこ広場における利用状況

(単位:人、日)

種別 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者総数	32,105	12,708	12,883	16,942	28,607
内、市内利用者数	24,260	10,784	11,060	13,534	19,481
開所日数	283	283	258	311	311
日平均利用者数	113	45	50	54	92

(各年度末状況)

資料:子育て推進課調べ

⑫乳幼児健康診査

本市における乳幼児健康診査の受診状況は良好で、4か月児、1歳6か月児、3歳児のいずれの健康診査においても高い受診率で推移しています。

受診状況

(単位:人、%)

種別 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健康診査	対象児童	197	186	174	190	175
	受診児童	197	186	172	187	172
	受診率(%)	100	100	98.9	98.4	98.3
1歳6か月児 健康診査	対象児童	213	214	207	181	172
	受診児童	209	212	202	179	172
	受診率(%)	98.1	99.1	97.6	98.9	100
3歳児 健康診査	対象児童	223	227	238	200	202
	受診児童	221	227	226	199	197
	受診率(%)	99.1	100	95.0	99.5	97.5

資料:健康課調べ

⑬家庭児童相談

家庭における養育問題、放任、こどもの発達障がい、不登校等が大きな問題となっていることから、相談内容も一段と複雑多様化しています。効果的な援助を行うため、家庭児童相談員を中心に県中央児童相談所等関係機関との連携のもと家庭児童相談を実施しています。

福祉事務所家庭児童相談室年度別相談取り扱い件数

(単位:人)

年度	養護	保健	障がい	非行	性格 行動	不登校	適正	育児・ しつけ	その他	計
令和 元年度	426	1	39	13	0	5	0	0	0	484
令和 2年度	304	0	97	2	1	4	3	0	0	411
令和 3年度	487	0	105	0	19	2	0	0	0	613
令和 4年度	857	8	113	0	30	9	0	1	1	1,019
令和 5年度	533	0	37	0	2	1	0	0	1	574

資料:子育て推進課調べ

⑭児童虐待にかかる対応件数

児童虐待については、児童相談所への児童虐待対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。本市における児童虐待に関する通告も増加傾向を示しています。

児童虐待通告件数の推移

(単位:件)

種別 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 庄 市	通告件数	7	2	13	17	15
	認定件数	7	0	8	14	8
山 形 県	通告件数 (児相+市町村)	1,534	1,436	1,176	1,104	1,287
	認定件数	847	733	617	655	869

資料:子育て推進課調べ・山形県しあわせ子育て応援部調べ

※通告件数:虐待の疑いも含む通告を受けた件数

※認定件数:調査の結果、虐待と認定された件数

⑮障がい児福祉サービス

I. 児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数
令和元年度	19 人	17 人
令和2年度	23 人	21 人
令和3年度	38 人	33 人
令和4年度	33 人	33 人
令和5年度	38 人	36 人

資料:成人福祉課調べ

II. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行い、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数
令和元年度	75 人	75 人
令和2年度	77 人	75 人
令和3年度	76 人	75 人
令和4年度	77 人	73 人
令和5年度	80 人	79 人

資料:成人福祉課調べ

III. 居宅介護(ホームヘルプ)

障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、保護者だけでは在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数
令和元年度	2 人	2 人
令和2年度	4 人	4 人
令和3年度	4 人	4 人
令和4年度	8 人	7 人
令和5年度	8 人	7 人

資料:成人福祉課調べ

Ⅳ. 短期入所（ショートステイ）

障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数
令和元年度	8 人	4 人
令和2年度	7 人	1 人
令和3年度	7 人	1 人
令和4年度	12 人	1 人
令和5年度	13 人	2 人

資料：成人福祉課調べ

Ⅴ. 補装具給付

身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給します。

適用実績

	義肢	装具	座位保持装置	車椅子	眼鏡	補聴器	歩行器	その他
令和元年度	0 件	9 件	1 件	3 件	0 件	1 件	1 件	0 件
令和2年度	0 件	3 件	2 件	8 件	0 件	0 件	2 件	0 件
令和3年度	0 件	8 件	7 件	7 件	0 件	1 件	1 件	0 件
令和4年度	0 件	2 件	3 件	6 件	0 件	3 件	2 件	1 件
令和5年度	0 件	4 件	4 件	6 件	0 件	2 件	1 件	0 件

資料：成人福祉課調べ

Ⅵ. 日常生活用具給付等

身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するための用具の購入費や住宅の改修費を支給します。

適用実績

	日常生活用具	住宅改修
令和元年度	2 件	0 件
令和2年度	0 件	0 件
令和3年度	0 件	0 件
令和4年度	1 件	0 件
令和5年度	2 件	1 件

資料：成人福祉課調べ

4. 進学・就労の状況

①市内の中学校卒業生の進学状況

(単位:人)

	卒業生数	公立高校進学者		私立高校進学者		通信
		市内	市外	市内	市外	
令和元年度	338	216	33	51	35	2
令和2年度	293	184	26	48	27	0
令和3年度	318	179	33	56	46	2
令和4年度	297	142	31	82	40	1
令和5年度	283	154	25	64	34	4

資料:学校教育課調べ

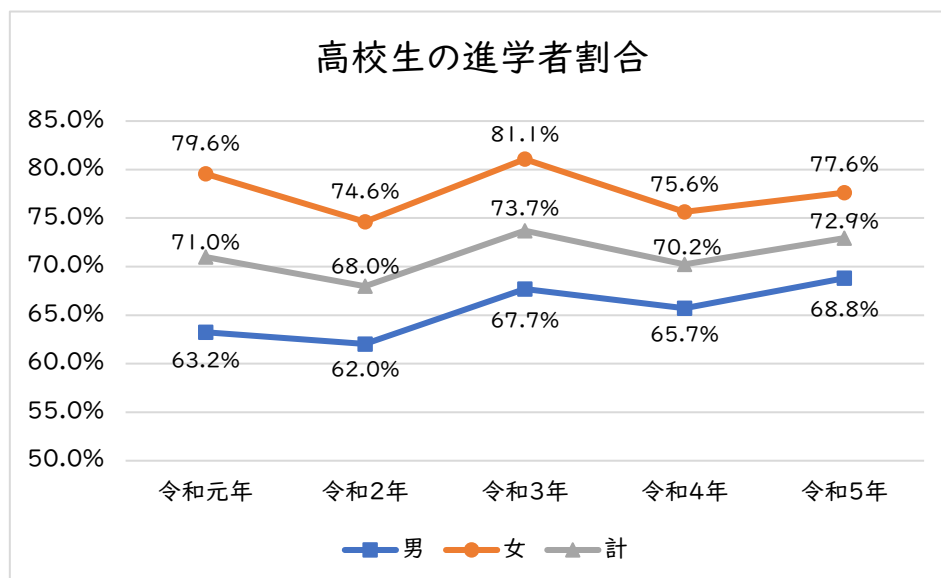
②最上地域の高校生の進学状況

本市の社会的な人口減少の大きな要因となっているのは、若年層の転出超過です。最上地域に在学する高校生の進学状況については、生徒数全体のうち、進学者の割合は70%台で、令和5年度の男性の進学率は68.8%、女性の進学率は上昇傾向で、77.6%となっています。

(単位:人)

	生徒総数			進学者		
	男	女	計	男	女	計
令和元年度	302	274	576	191	218	409
令和2年度	295	264	559	183	197	380
令和3年度	297	243	540	201	197	398
令和4年度	280	234	514	184	177	361
令和5年度	250	219	469	172	170	342

資料:商工観光課調べ



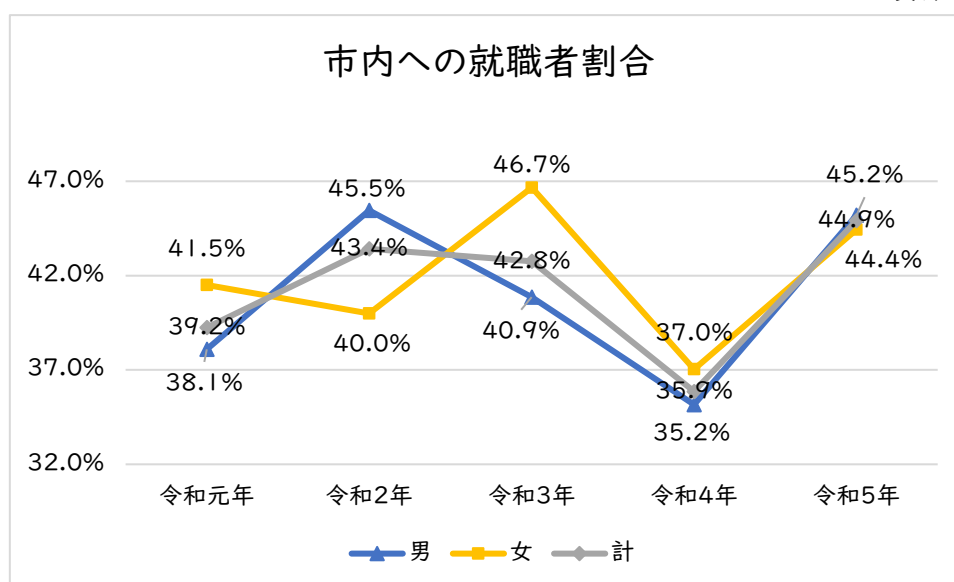
③最上地域の高校生の就職状況

就職した生徒数全体のうち、市内就職者の割合は44%台で、令和5年度の男性の市内就職者の割合は45.2%、女性は44.4%となっています。

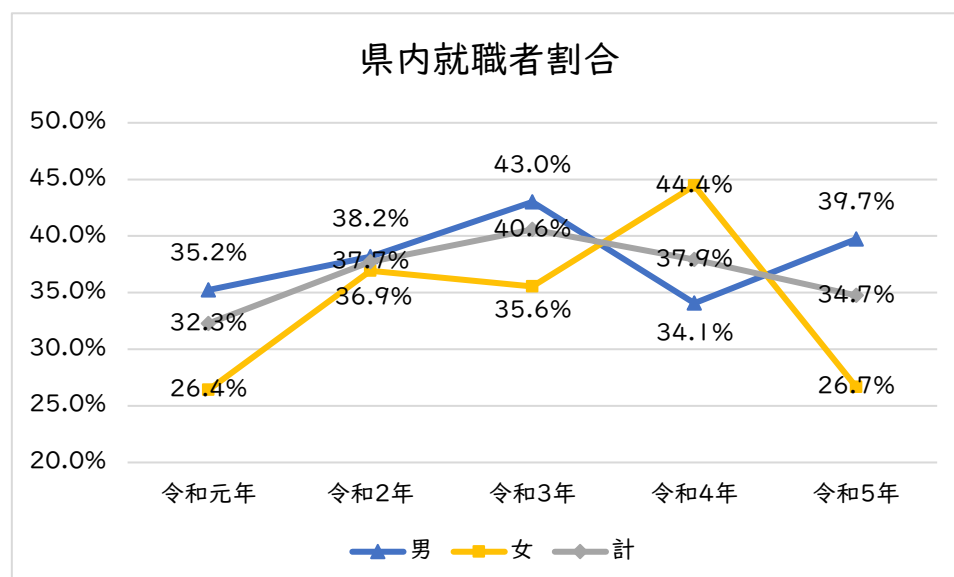
(単位:人)

	就職者			内市内就職			内県内就職 (新庄市除く)			内県外就職		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和元年度	105	53	158	40	22	62	37	14	51	28	17	45
令和2年度	110	65	175	50	26	76	42	24	66	18	15	33
令和3年度	93	45	138	38	21	59	40	16	56	15	8	23
令和4年度	91	54	145	32	20	52	31	24	55	28	10	38
令和5年度	73	45	118	33	20	53	29	12	41	11	13	24

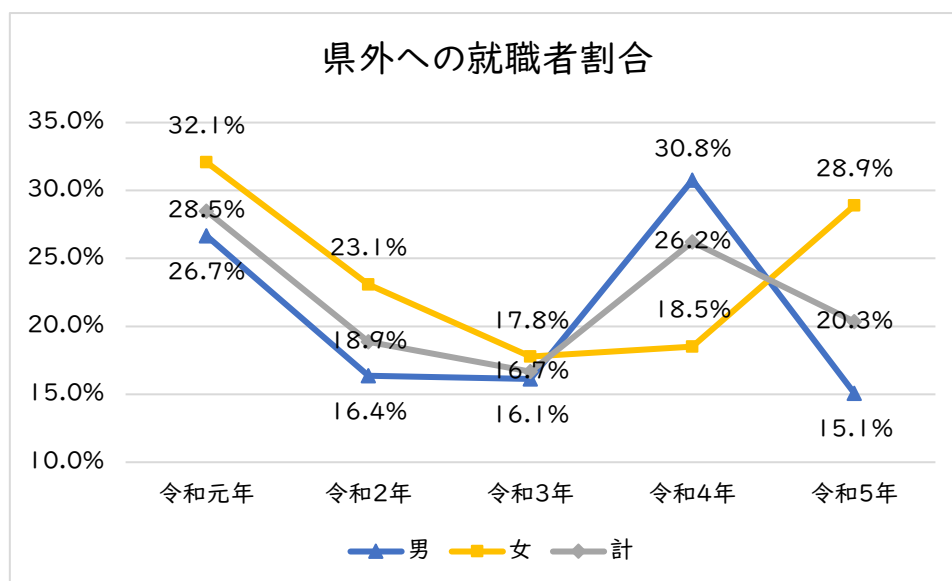
資料:商工観光課調べ



県内就職者(新庄市除く)割合は、就職者全体の34.7%ですが、令和5年度の男性の県内就職者の割合は39.7%、女性は26.7%と低くなっています。



県外の就職者割合は、就職者全体の20%近くを占め、男性は低下傾向ですが、女性は上昇傾向にあります。



④夫婦における就業状況

本市、全国ともに、共働率は年々下がっていましたが、平成27年調査から上昇に転じています。依然として、全国の共働率より10ポイント以上高い値を示しています。

(単位:世帯、%)

種別 \ 調査年	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和 2
夫婦のいる一般世帯 A	9,144 (23)	9,102 (△42)	8,764 (△338)	8,286 (△478)	7,847 (△439)	7,273 (△574)
夫・妻とも就業している世帯 B	5,464 (△292)	5,362 (△102)	4,962 (△400)	4,587 (△375)	4,613 (△26)	4,285 (△328)
内、夫・妻ともに雇用 されている者の世帯	3,474 (241)	3,655 (181)	3,441 (△214)	3,344 (△97)	3,384 (40)	3,582 (198)
共働率 (B/A ×100)	59.8	58.9	56.6	55.4	58.8	58.9
共働率(全国)	47.0	44.9	44.4	43.5	47.6	47.1

※()内の数値は対前調査年増減数を示す

資料:国勢調査

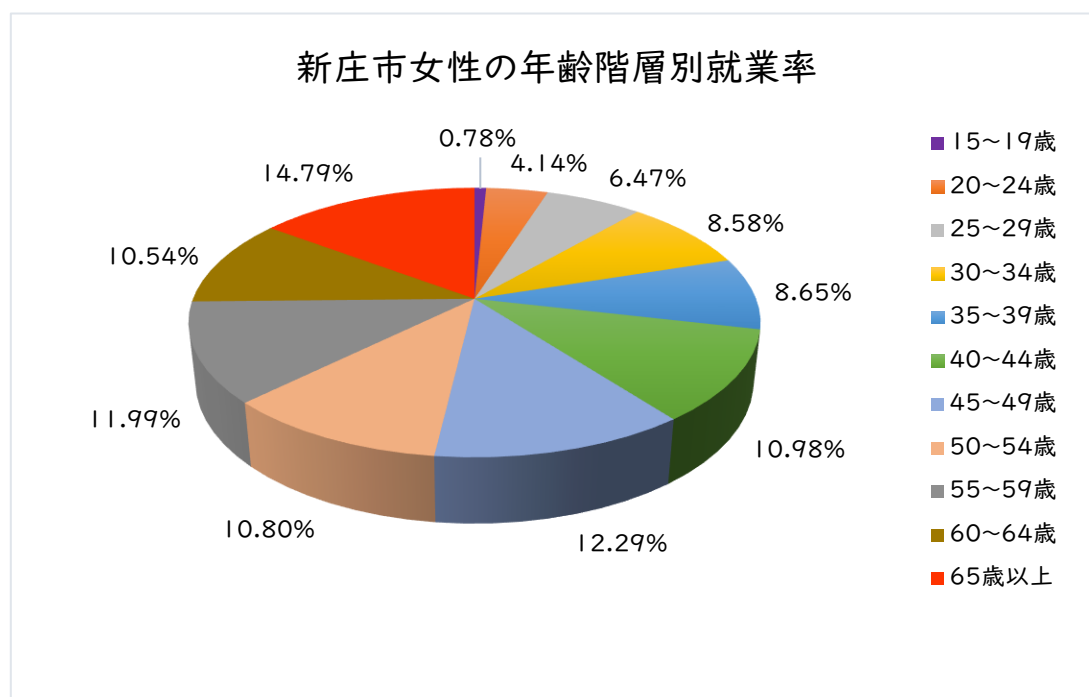
⑤女性の就業状況

40歳代までの女性の就業者数が減少傾向にあり、50歳以上の女性の就業者数が増加傾向を示しています。

(単位:人)

年 齢	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和 2
15～19 歳	127	135	100	86	68	66
20～24 歳	885	698	609	525	435	351
25～29 歳	875	1,015	862	686	651	548
30～34 歳	997	876	989	920	749	727
35～39 歳	1,131	1,044	877	949	919	733
40～44 歳	1,317	1,187	1,058	911	1,011	930
45～49 歳	1,239	1,280	1,148	1,026	899	1,041
50～54 歳	885	1,119	1,117	1,079	1,012	915
55～59 歳	677	718	903	965	1,033	1,016
60～64 歳	474	478	475	641	743	893
65～69 歳	229	297	317	309	536	635
70～74 歳	128	154	192	180	224	393
75～79 歳	47	76	76	96	107	136
80～84 歳	11	25	43	36	66	58
85 歳以上	3	3	6	18	24	31
計	9,025	9,105	8,772	8,427	8,477	8,473

資料:国勢調査



5. ニーズ調査から見る現状

こども計画の策定に向けた基礎調査として、それぞれの目的に沿って各年代のこどもや子育て当事者から意見を聴くため、以下のアンケート調査を実施しました。

① 保護者向け子ども・子育てに関するニーズ調査（郵送配布、郵送回答）

● 調査実施期間：令和5年12月6日～12月25日

	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	942 人	489 人	回答率 51.9%
小学生の保護者	1,000 人	490 人	回答率 49.0%

② ひとり親家庭等ニーズ調査アンケート（郵送配布、郵送回答）

● 調査実施期間：令和6年3月6日～3月26日

	配布数	回答数	回答率
児童扶養手当受給者	345 人	105 人	回答率 30.4%

③ 市内小学生アンケート（学校タブレットでオンライン回答）

● 調査実施期間：令和6年8月27日～9月10日

	配布数	回答数	回答率
小学4年生	280 人	511 人	回答率 62.9%
小学5年生	274 人		
小学6年生	259 人		

④ 市内中学生アンケート（学校タブレットでオンライン回答）

● 調査実施期間：令和6年8月27日～9月10日

	配布数	回答数	回答率
中学1年生	253 人	92 人	回答率 36.3%
中学2年生	272 人	117 人	回答率 43.0%
中学3年生	253 人	204 人	回答率 80.6%

⑤ 市内高校生アンケート（郵送配布・オンライン回答）

● 調査実施期間：令和6年8月30日～9月20日

	配布数	回答数	回答率
高校1年生	311 人	93 人	回答率 29.9%
高校2年生	296 人	63 人	回答率 21.3%
高校3年生	298 人	98 人	回答率 32.9%

⑥ 市内学生アンケート（オンライン回答）

● 調査実施期間：令和6年10月1日～10月18日

・ 市内大学・専門学校に通う方 回答者31人

<①保護者向け子ども・子育てに関するニーズ調査>

【概要】

(1) 調査地域：新庄市全域

(2) 抽出方法：①就学前児童：全員調査 ②小学生児童：無作為抽出法

ただし同一世帯に複数の調査対象者がいる場合は末子を優先

(3) 調査方法：郵送によるアンケート調査

(4) 調査期間：令和5年12月6日～12月25日

(5) 回答数（率）：①就学前児童：489件（51.9%）

②小学生児童：490件（49.0%）

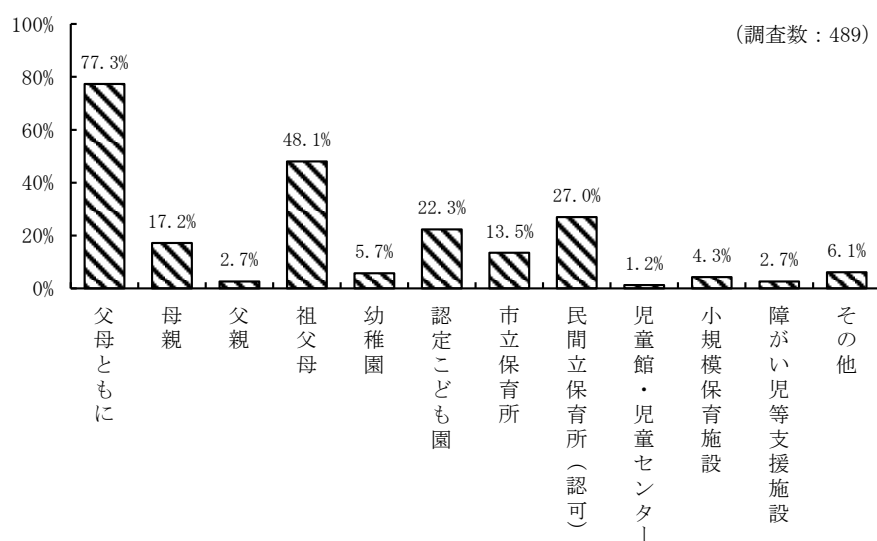
(6) 調査対象：①就学前児童の保護者 ②小学生児童の保護者

(7) 標本数：①就学前児童：942名 ②小学生児童：1,000名

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

●お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

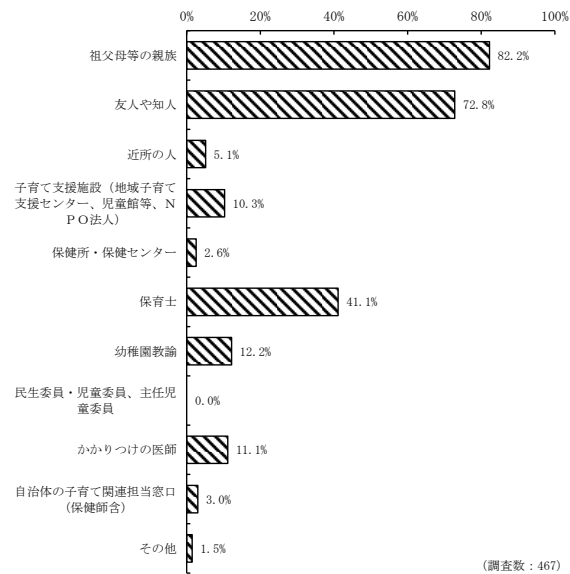
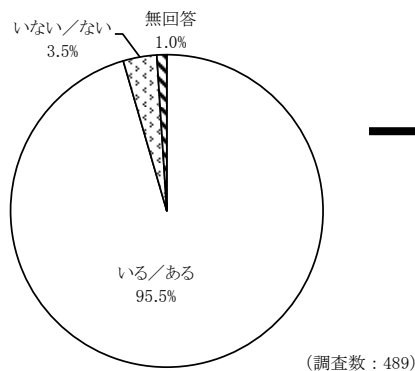
<就学前児童>



〈前回調査との比較(%)〉				
	H25	H30	R5	増減
父母共に	55.7	65.4	77.3	11.9
母親	27.1	25.1	17.2	△7.9
祖父母	48.6	51.5	48.1	△3.4
民間立保育所	13.1	30.6	27.0	△3.6

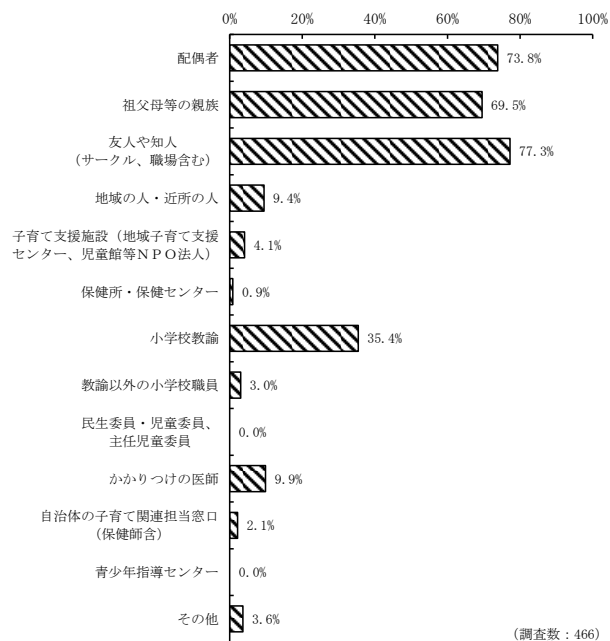
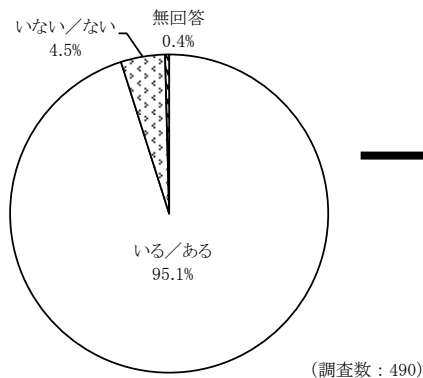
(2) お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や場所の状況について

<就学前児童>



〈前回調査との比較 (%)〉	H25	H30	R5	増減
祖父母等の親族	82.2	84.0	82.2	△1.8
友人や知人	76.2	74.4	72.8	△1.6
保育士	24.5	31.3	41.1	9.8
子育て支援施設	8.5	7.4	10.3	2.9
自治体の子育て関連担当窓口	1.1	1.3	3.0	1.7

<小学生>



〈前回調査との比較 (%)〉	H30	R5	増減
祖父母等の親族	67.5	69.5	2.0
友人や知人	76.2	77.3	1.1
小学校教諭	38.8	35.4	△3.4
子育て支援施設	5.1	4.1	△1.0
自治体の子育て関連担当窓口	0.2	2.1	1.9

(3) 子育て(教育を含む)をする上で、周囲から必要なサポートは何ですか。

<就学前児童>

分 類	件 数	構成比
相談できるサポート	34	14.7%
金銭的なサポート	25	10.8%
病児に対するサービス	24	10.3%
一時預かりサポート	21	9.1%
医療関係のサポート	14	6.0%
情報発信のサポート	11	4.7%
保育園・認定こども園サポート	9	3.9%
体調不良時のサポート	9	3.9%
イベント・交流の場のサポート	9	3.9%
遊び場のサポート	9	3.9%
家事代行等サポート	8	3.4%
土日保育サポート	7	3.0%
行政のサポート	5	2.2%
訪問等支援サポート	4	1.7%
学童サポート	3	1.3%
発達支援のサポート	3	1.3%
見守りサポート	3	1.3%
職場のサポート	3	1.3%
その他	17	7.3%
特にサポートは不要：満足	7	3.0%
特になし	7	3.0%
合 計	232	

子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、行政担当者など)へ望むサポートをたずねたところ、232件の意見が寄せられ、「相談できるサポート」に関する記述が14.7%と最も多くなっている。

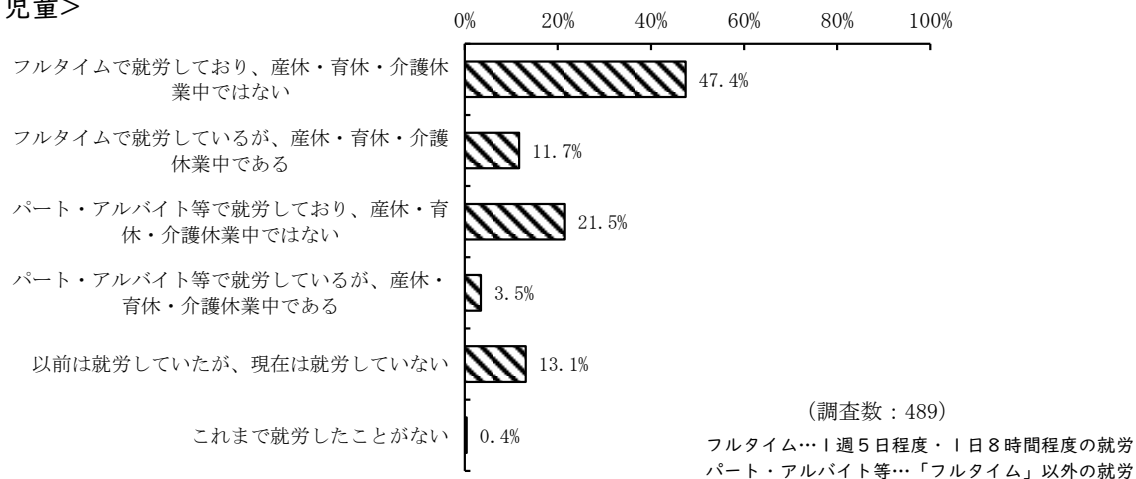
<小学生>

分 類	件 数	構成比
相談できるサポート	35	16.1%
学校・教員のサポート	24	11.0%
金銭的なサポート	15	6.9%
身近な人による見守りサポート	13	6.0%
日常生活のサポート	12	5.5%
学校以外での学習のサポート	10	4.6%
情報提供	10	4.6%
病児に対するサポート	8	3.7%
送迎等のサポート	7	3.2%
集いの場によるサポート	7	3.2%
放課後のサポート	6	2.8%
親の休息のサポート	6	2.8%
行政に希望するサポート	6	2.8%
一時預かりサポート	6	2.8%
遊びの場のサポート	5	2.3%
障がい児に対するサポート	4	1.8%
その他	32	14.7%
特にサポートは不要：満足	12	5.5%
合 計	218	

子育て(教育を含む)をする上で、周囲からどのようなサポートがあればよいと考えるかについては、218件の意見が寄せられ、「相談できるサポート」、「学校・教員のサポート」に関する記述が多くなっている。

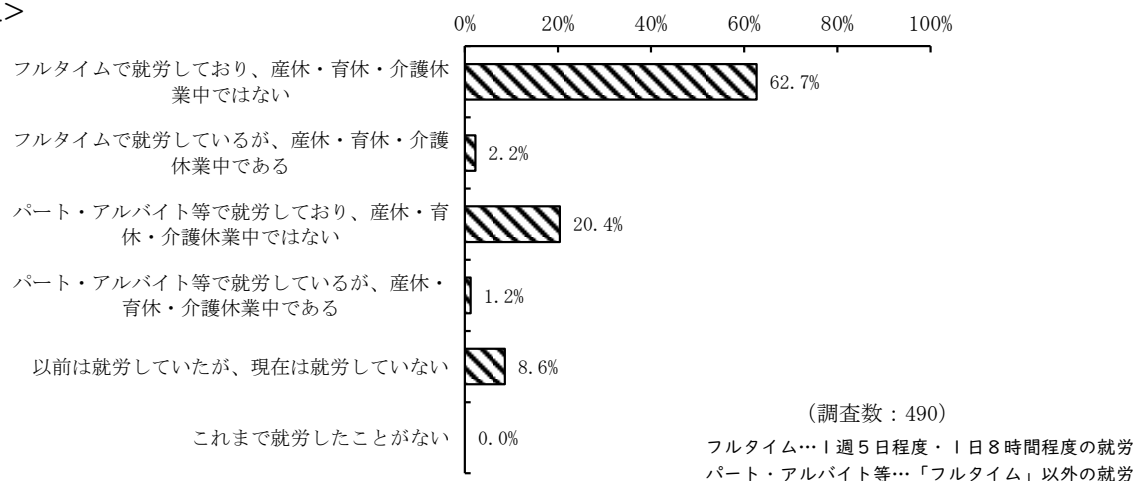
(4) 母親の現在の就労状況について

<就学前児童>



〈前回調査との比較(%)〉	H25	H30	R5	増減
フルタイム就労	47.7	51.3	47.4	△3.9
フルタイム就労で休業中 (産休・育休・介護)	4.6	7.1	11.7	4.6
パート・アルバイト	20.7	23.0	21.5	△1.5
パート・アルバイトで休業中 (産休・育休・介護)	1.6	2.0	3.5	1.5
現在は就労していない	22.1	14.7	13.1	△1.6
就労したことがない	14.9	0.2	0.4	0.2

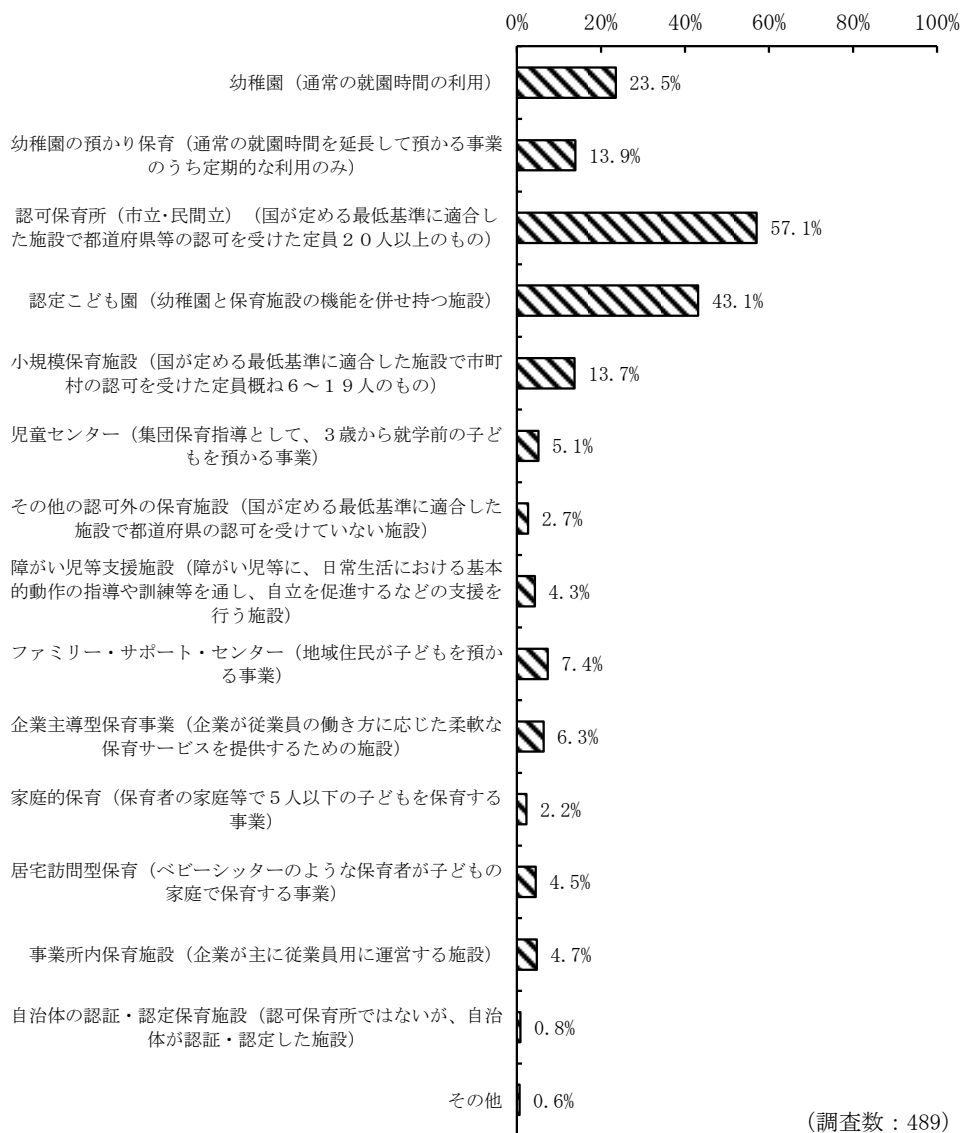
<小学生>



〈前回調査との比較(%)〉	H25	H30	R5	増減
フルタイム就労	60.0	65.6	62.7	△2.9
フルタイム就労で休業中 (産休・育休・介護)	1.1	0.4	2.2	1.8
パート・アルバイト	23.6	20.8	20.4	△0.4
パート・アルバイトで休業中 (産休・育休・介護)	0.5	0.2	1.2	1.0
現在は就労していない	11.3	8.6	8.6	—
就労したことがない	1.1	0.8	0.0	△0.8

(5) 利用したい教育・保育事業について

<就学前児童>



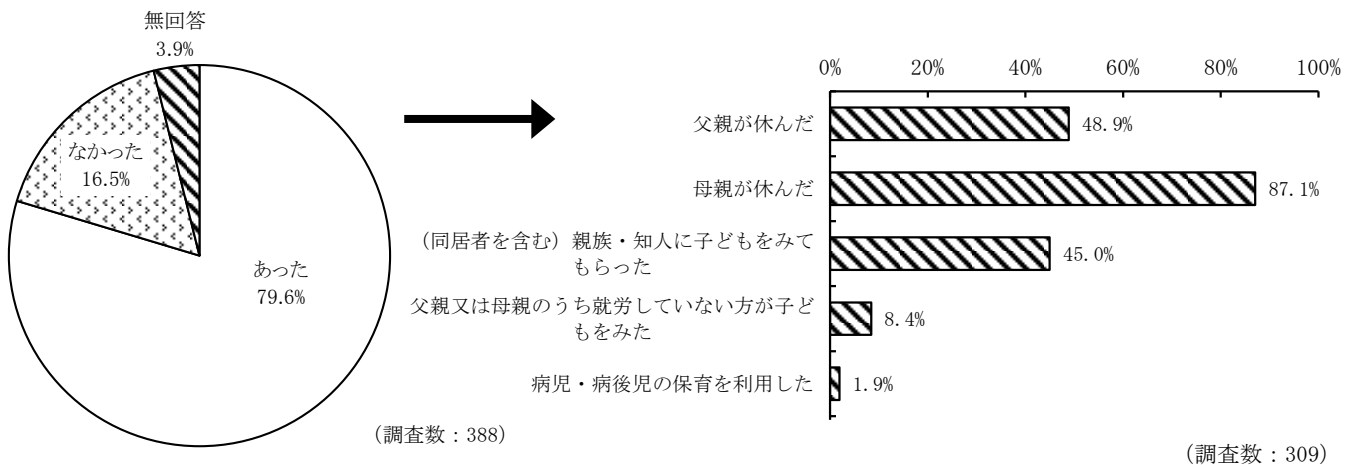
注：上記項目については、本市で行っていない事業も掲載しています。

〈前回調査との比較(%)〉				
	H25	H30	R5	増減
認可保育所	43.2	59.5	57.1	△2.4
幼稚園	27.7	37.5	23.5	△14.0
認定こども園	—	24.8	43.1	18.3
幼稚園の預かり	4.0	22.0	13.9	△8.1
小規模保育施設	4.1	9.4	13.7	4.3
障がい児等支援施設	2.7	2.2	4.3	2.1

(6) 病気の際の対応について

●この1年間にお子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無について

<就学前児童> (平日の教育・保育事業を利用する方のみ)



<前回調査との比較(%)>

	H25	H30	R5	増減
あった	60.3	73.0	79.6	6.6

●上記の時の対処方法について(複数回答)

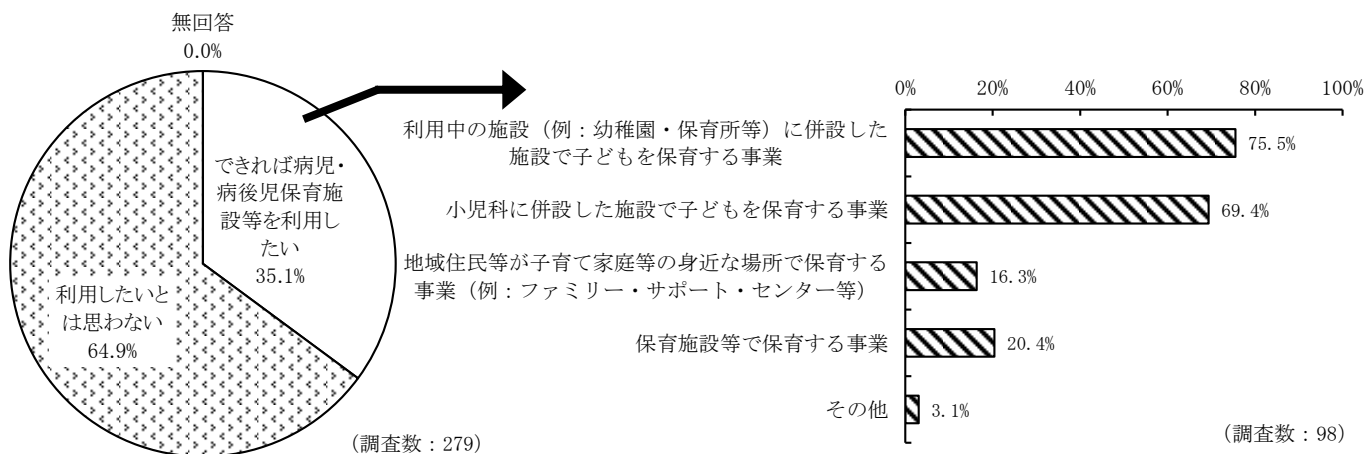
<前回調査との比較(%)>

	H25	H30	R5	増減
父親が休んだ	23.0	27.3	48.9	21.6
母親が休んだ	73.2	78.5	87.1	8.6
親族・知人	52.9	48.6	45.0	△3.6
病児・病後児保育	2.3	2.9	1.9	△1.0

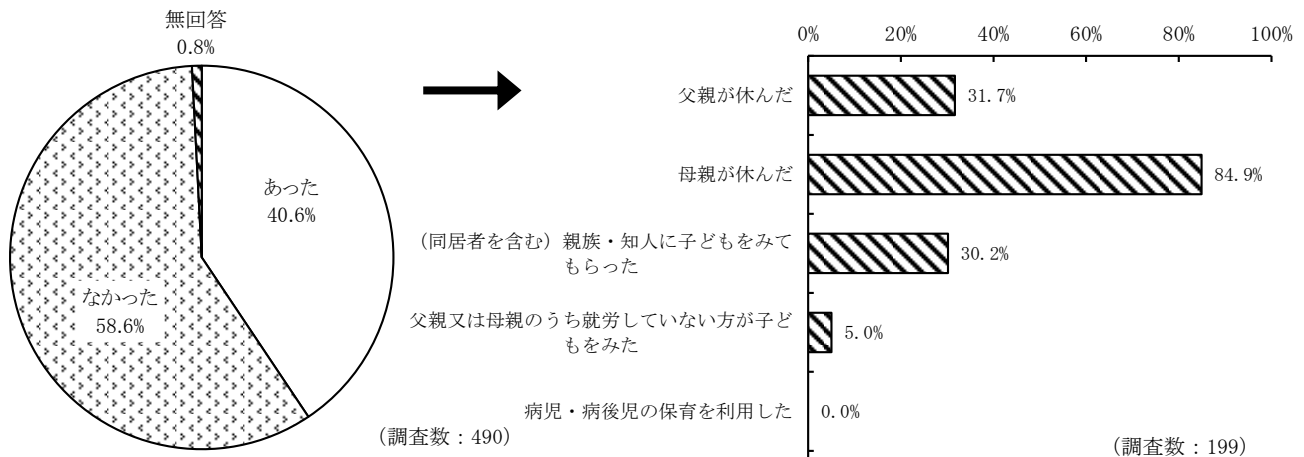
●病気やケガの時に保育施設を利用したい

<前回調査との比較(%)>

	H25	H30	R5	増減
利用したい	39.4	40.7	35.1	△5.6
利用したいと思わない	58.5	57.7	64.9	7.2



<小学生>



<前回調査との比較(%)>

	H25	H30	R5	増減
あった	20.5	21.6	40.6	19.0

●上記の時の対処方法(複数回答)

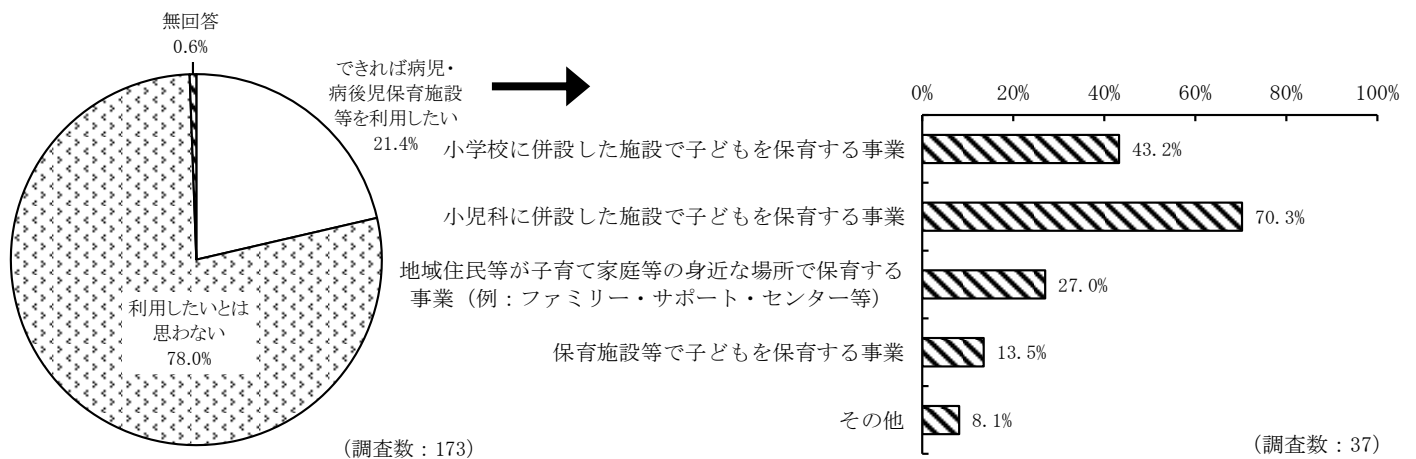
<前回調査との比較(%)>

	H25	H30	R5	増減
父親が休んだ	19.3	24.3	31.7	7.4
母親が休んだ	63.7	69.4	84.9	15.5
親族・知人	42.2	45.0	30.2	△14.8
病児・病後児保育	1.5	0.9	0.0	△0.9

●病気やケガの時に保育施設を利用したい

<前回調査との比較(%)>

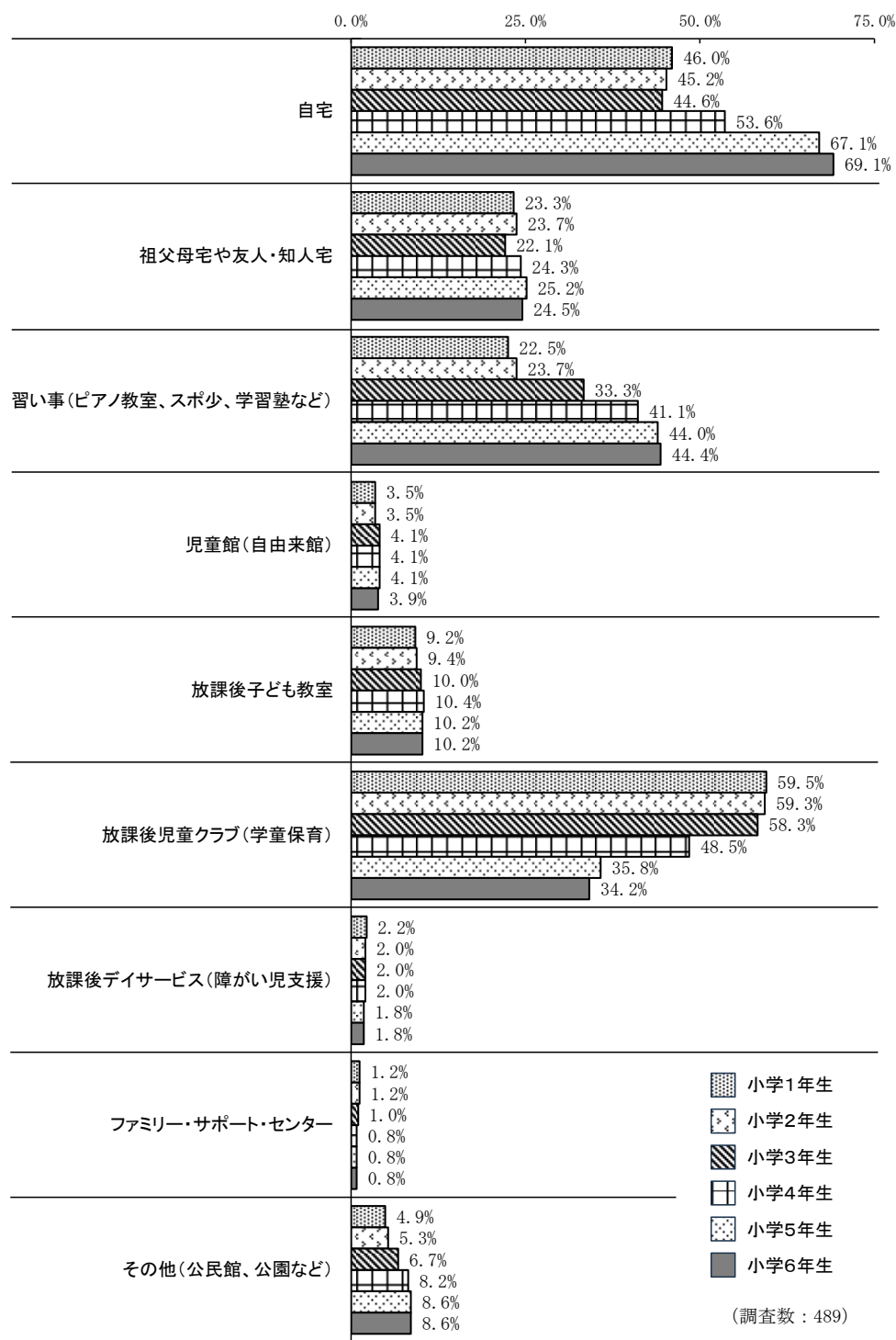
	H25	H30	R5	増減
利用したい	26.1	25.3	21.4	△3.9
利用したいと思わない	69.6	68.7	78.0	9.3



(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

<就学前児童>

●小学1年生～小学6年生まで学年ごとに過ごさせたい場所

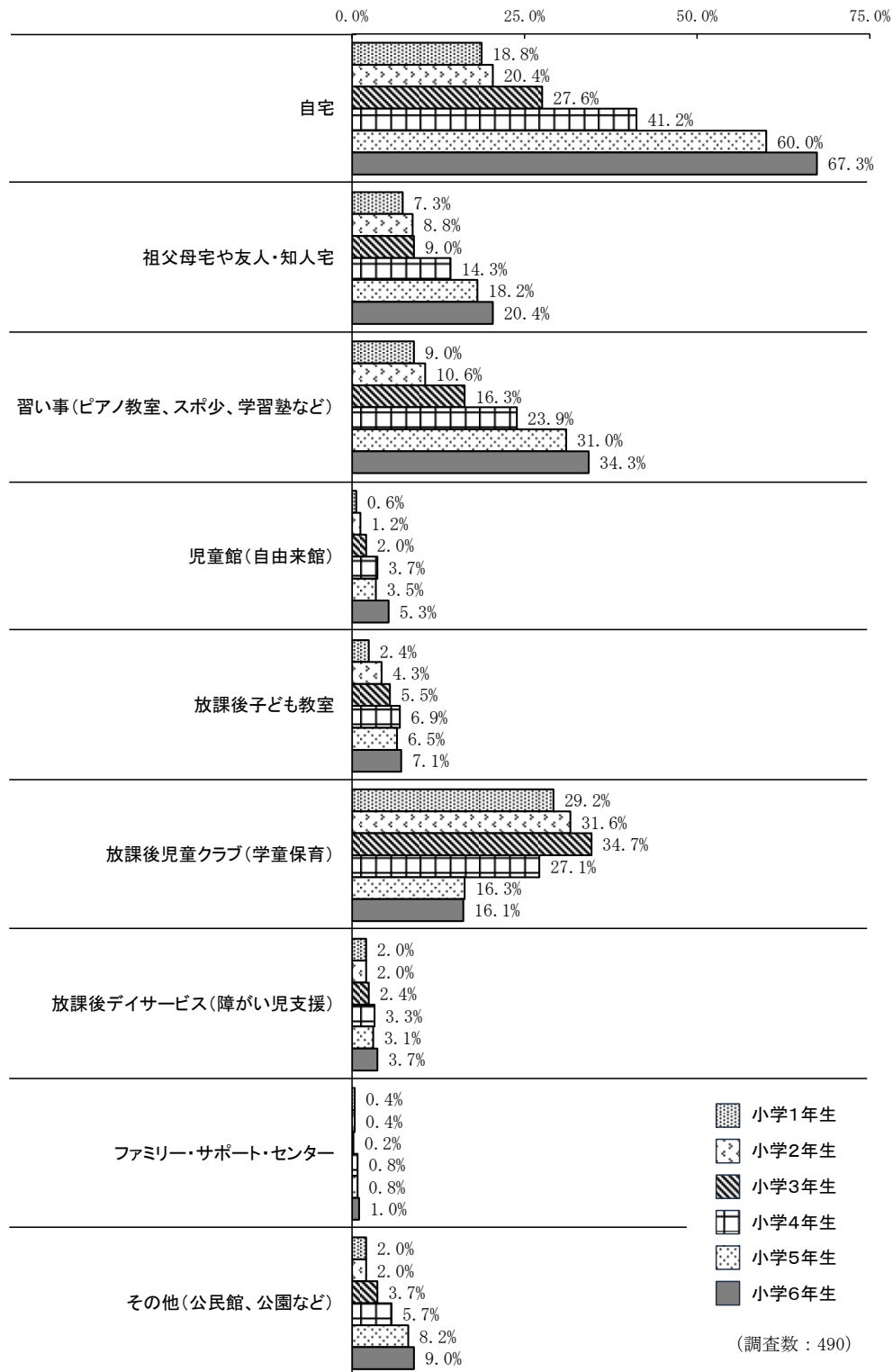


放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかでは、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が多く、高学年では「自宅」、「習い事(ピアノ教室、スポ少、学習塾など)」が多い傾向となっている。

<小学生>

●放課後の過ごし方について

小学1年生から小学6年生まで学年ごとに過ごさせたい場所

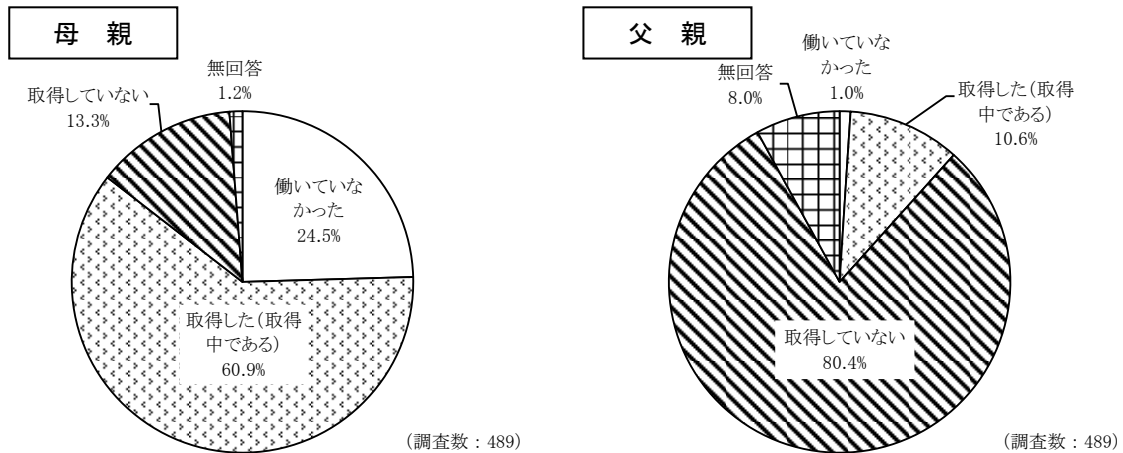


放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかでは、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く、高学年では「自宅」、「習い事(ピアノ教室、スポ少、学習塾など)」が多い傾向となっている。

(8) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

● 育児休業の取得状況

<就学前児童>

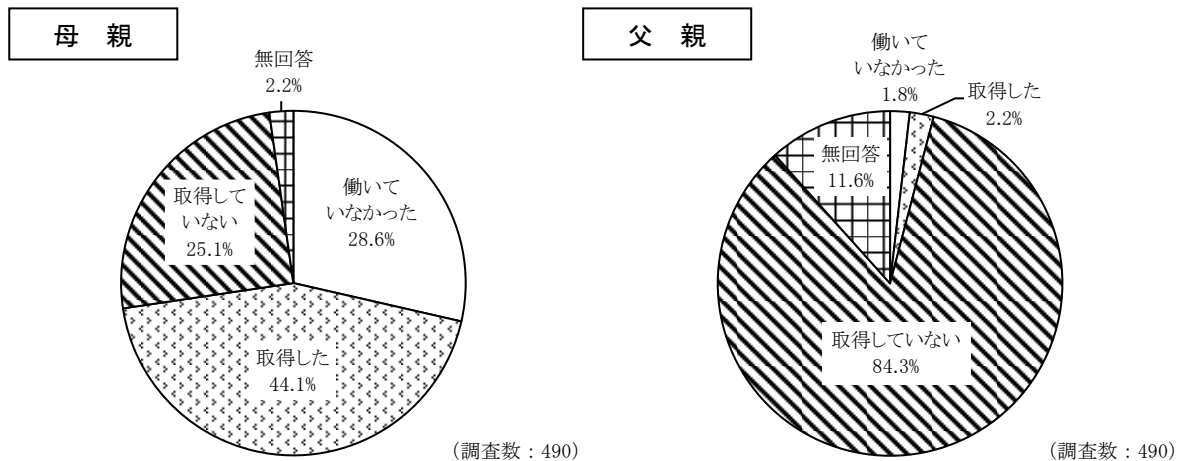


<前回調査との比較(%)>

(母親)	H25	H30	R5	増減
取得した(取得中)	33.4	46.8	60.9	14.1
働いていなかった	39.3	32.0	24.5	△7.5

(父親)	H25	H30	R5	増減
取得した(取得中)	1.6	3.5	10.6	7.1
働いていなかった	0.9	1.2	1.0	△0.2

<小学生>



<前回調査との比較(%)>

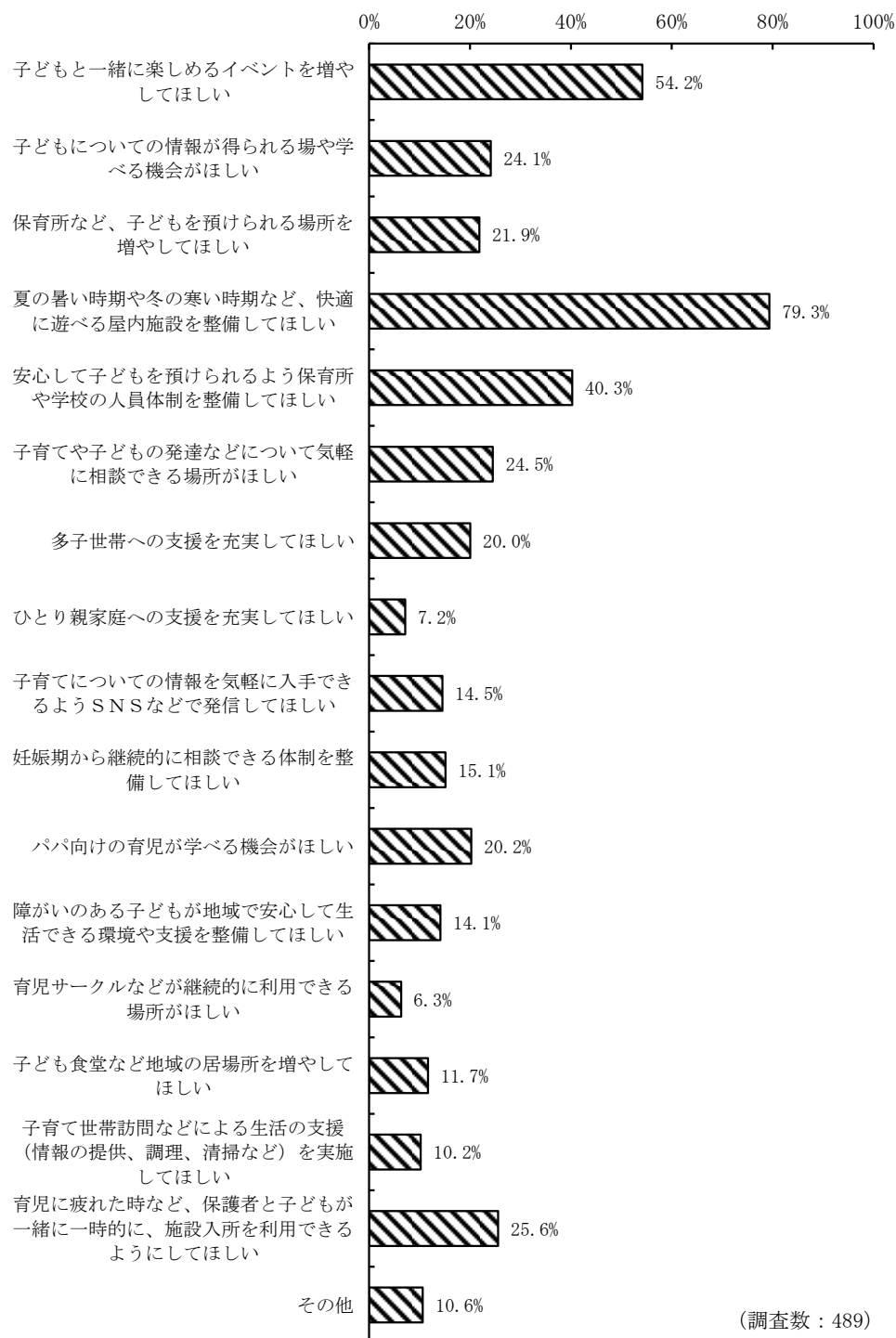
(母親)	H25	H30	R5	増減
取得した(取得中)	24.3	30.5	44.1	13.6
働いていなかった	38.7	36.8	25.1	△11.7

(父親)	H25	H30	R5	増減
取得した(取得中)	0.9	0.4	2.2	1.8
働いていなかった	0.9	0.4	1.8	1.4

(9) 地域の子育て支援事業の利用状況について

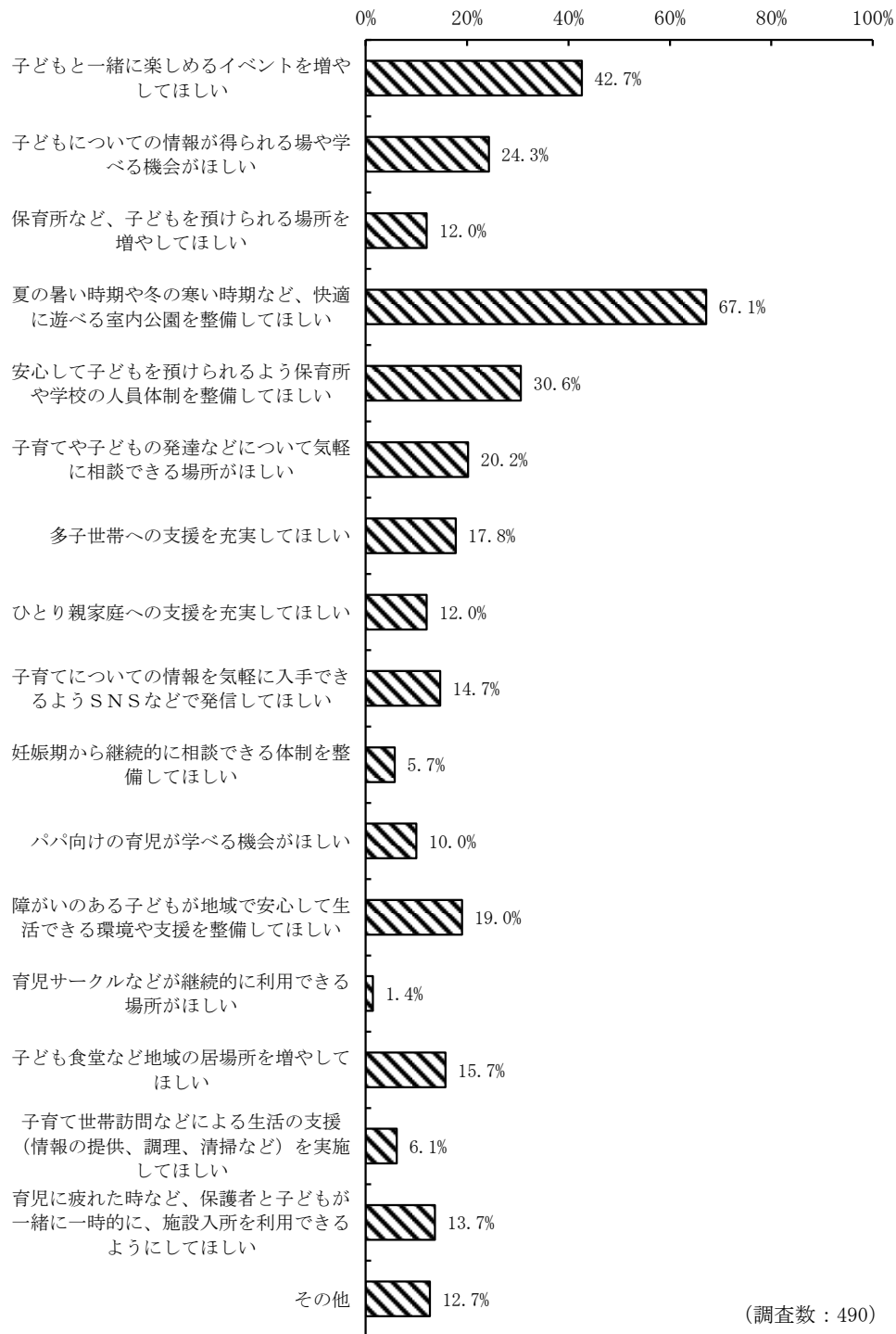
● 充実を図ってほしい子育て支援

<就学前児童>



新庄市に充実を図ってほしい子育て支援では、「夏の暑い時期や冬の寒い時期など、快適に遊べる屋内施設を整備してほしい」が79.3%と最も多く、次いで「子どもと一緒に楽しめるイベントを増やしてほしい」54.2%、「安心して子どもを預けられるよう保育所や学校の人員体制を整備してほしい」40.3%となっている。

<小学生>

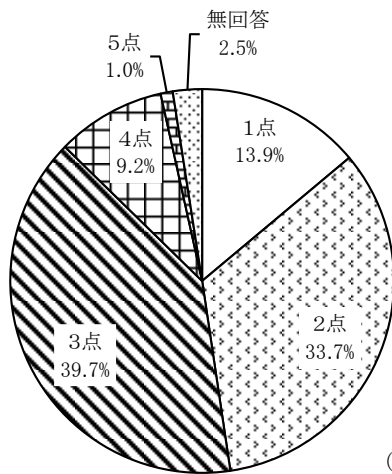


新庄市に充実を図ってほしい子育て支援では、「夏の暑い時期や冬の寒い時期など、快適に遊べる室内公園を整備してほしい」が67.1%と最も多く、次いで「子どもと一緒に楽しめるイベントを増やしてほしい」42.7%、「安心して子どもを預けられるよう保育所や学校の人員体制を整備してほしい」30.6%となっている。

(10) 本市の子育て支援への満足度や子育てに関する意見について

●本市における子育ての環境や支援への満足度

<就学前児童>



(調査数：489)

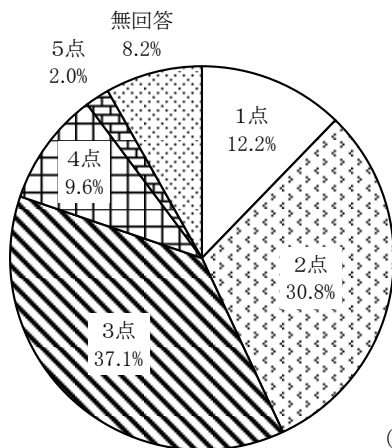
新庄市における子育ての環境や支援への満足度では、中間点である「3点」が39.7%と最も多くなっている。

また、「4点」(9.2%)と「5点」(1.0%)を合わせた満足度が高いとみられる回答は10.2%となっている。

一方、「1点」(13.9%)と「2点」(33.7%)を合わせた満足度が低いとみられる回答は47.6%と約5割となっている。

〈前回調査との比較(%)〉				
〈就学前児童の保護者〉	H25	H30	R5	増減
3点～5点(満足度が高い)	49.7	53.7	49.9	△3.8
1点～2点(満足度が低い)	47.2	44.2	47.6	3.4

<小学生>



(調査数：490)

新庄市における子育ての環境や支援への満足度では、中間点である「3点」が37.1%と最も多くなっている。

また、「4点」(9.6%)と「5点」(2.0%)を合わせた満足度が高いとみられる回答は11.6%となっている。

一方、「1点」(12.2%)と「2点」(30.8%)を合わせた満足度が低いとみられる回答は43.0%と4割を超えている。

〈前回調査との比較(%)〉				
〈小学生の保護者〉	H25	H30	R5	増減
3点～5点(満足度が高い)	40.1	50.8	48.7	△2.1
1点～2点(満足度が低い)	56.3	46.6	43.0	△3.6

<②ひとり親家庭等ニーズ調査アンケート>

【概要】

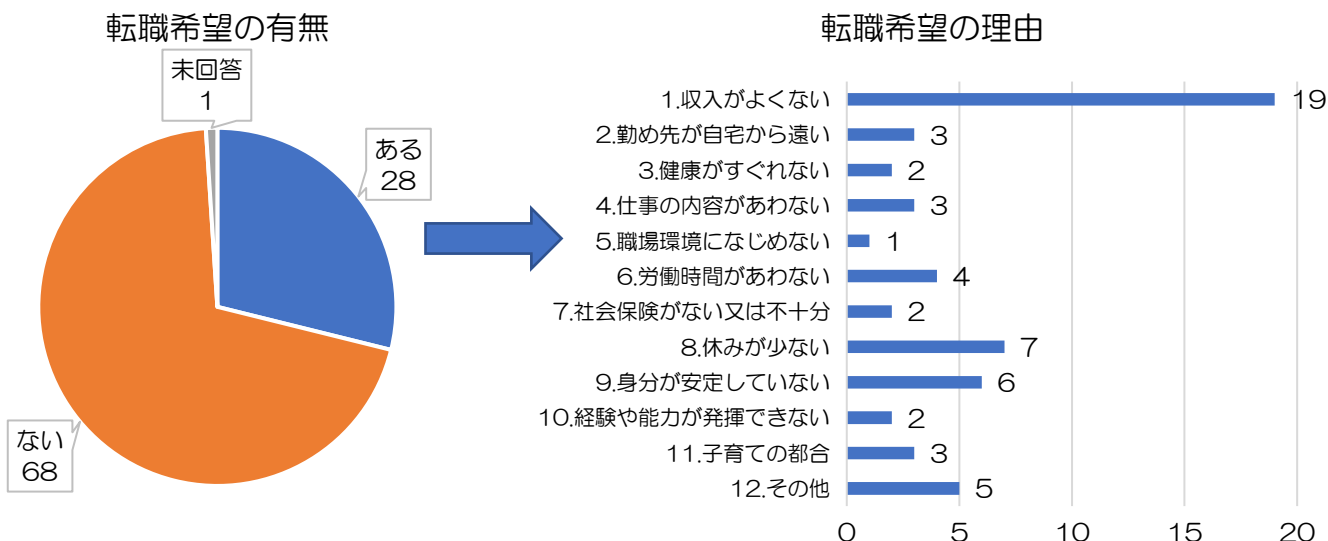
- (1) 調査地域 新庄市全域
- (2) 調査対象者 市内在住の児童扶養手当受給者
- (3) 調査件数 345名
- (4) 調査期間 令和6年3月6日～3月26日
- (5) 回答数(率) 105名(30.4%) 母子家庭:94%、父子家庭:6%

【仕事と収入について】

◆あなたの就業形態について主なもの1つに○をつけてください。

- 1.自営業(農林漁業) 2人 2.その他の自営業 3人 3.正社員 60人 4.臨時・パート 28人
5.派遣社員 2人 6.家内労働(内職) 0人 7.その他 2人 8.仕事をしていない 8人

◆あなたは現在転職の希望はありますか。



【経済的な困窮状況について】

◆1年以内に経済的な理由で以下のライフラインが未払いになったことはありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1.電話 10人 2.電気 9人 3.水道 8人 4.ガス 5人 5.家賃 6人
6.ライフラインが未払いになったことはない 79人 未回答 8人
7.その他 9人(・税金等・灯油代・住宅ローン・国民年金や国民健康保険 など)

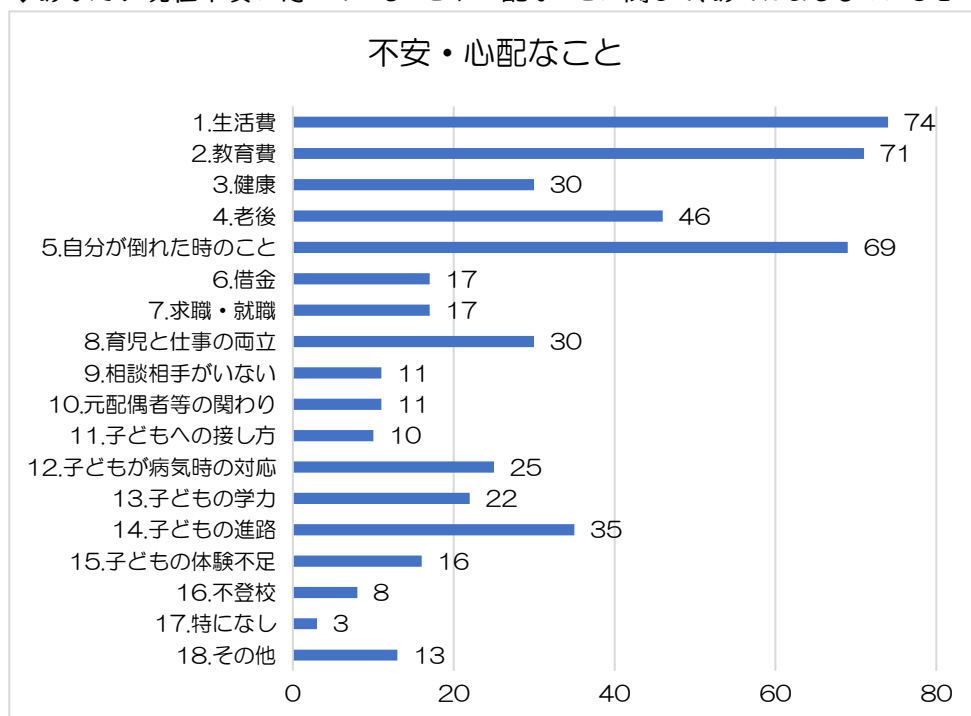
◆1年以内に経済的な理由で食事の回数や量を減らしたことはありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1.親(自分)の食事回数や量を減らしたことがある 38人
2.子どもの食事回数や量を減らしたことがある 3人
3.親(自分)も子どもも経済的な理由から減らしたことはない 62人 未回答 4人

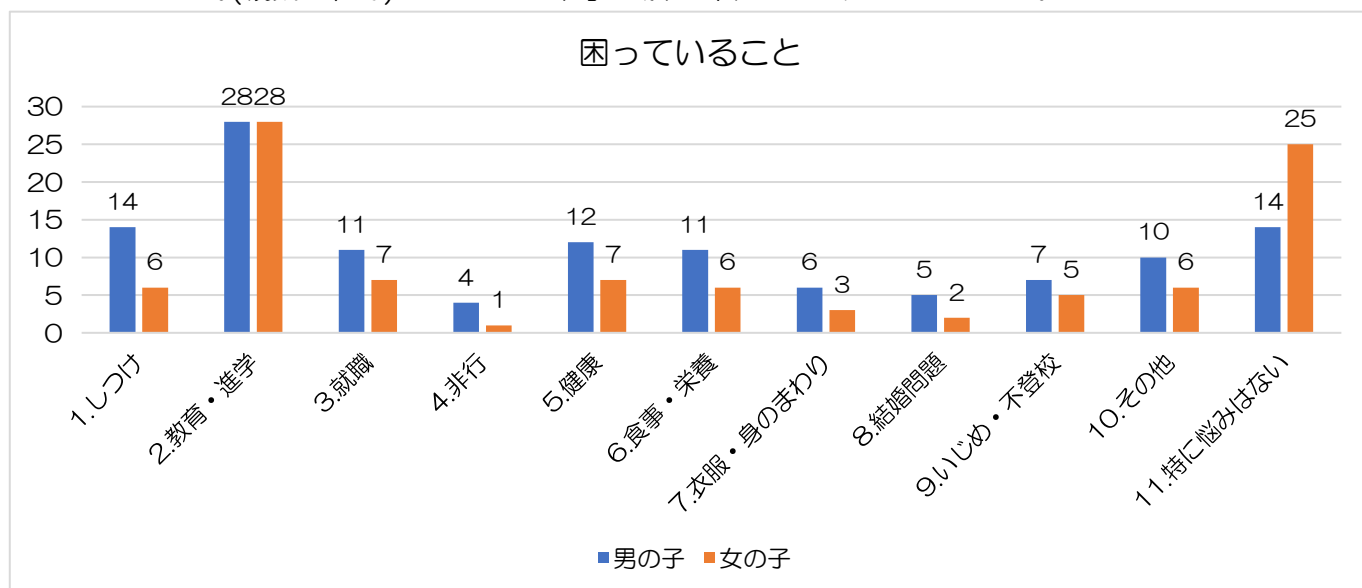
【不安・心配なこと】

◆あなたが現在不安に思っていることや心配なことに関して、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)



【子育てについて、困っていること】

◆子どもに関する悩みについて、子どもの性別ごとにあてはまるものを下記の選択項目の中から選び番号を記入してください。(複数回答可)また「10.その他」の場合は悩みなどを記入してください。



【子どもの進路について】

◆現時点で子どもの進路をどのように考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。

1.高校まで 17人 2.大学や専門学校など 56人 3.わからない 32人

◆その理由は何ですか。あてはまるものに○をつけてください。

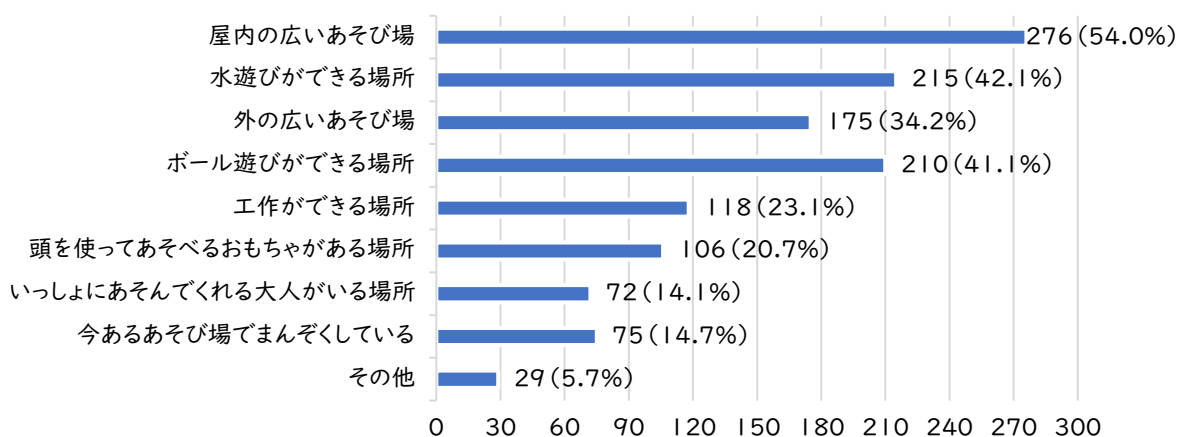
1.本人・親の希望 63人 2.学力 13人 3.経済的状況 29人 未回答 4人
4.その他 9人(・本人の意思の尊重 7件 ・金銭面 1件 ・障がい 1件)

<③市内小学生アンケート>

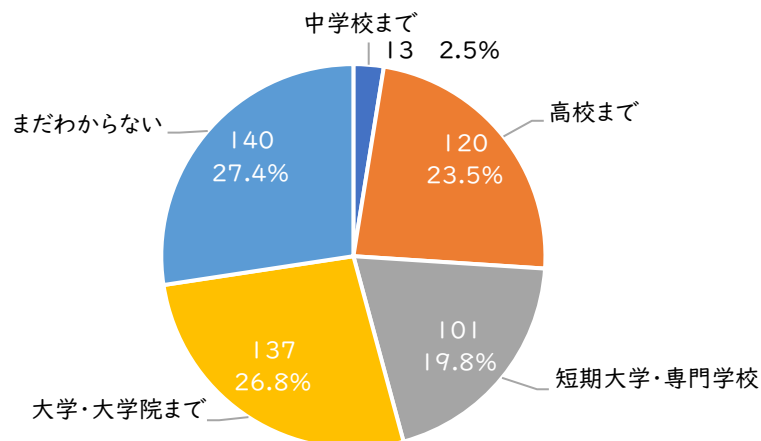
【概 要】

- (1) 調 査 地 域：新庄市全域
- (2) 調 査 対 象：市内小学4～6年生 813名
- (3) 調 査 方 法：学校タブレットでオンライン回答
- (4) 調 査 期 間：令和6年8月27日～9月10日
- (5) 回 答 数（率）：511名（62.9%）

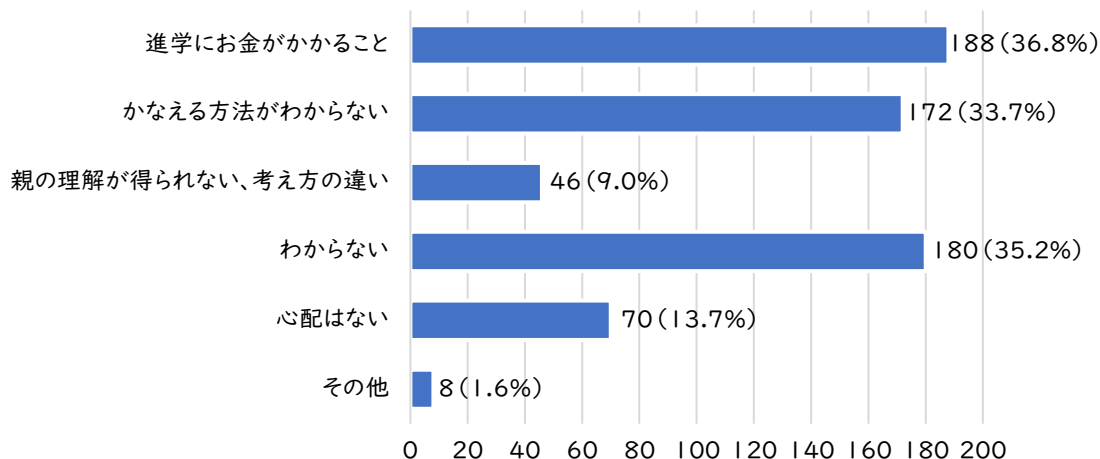
1.どんな遊び場がほしいですか。



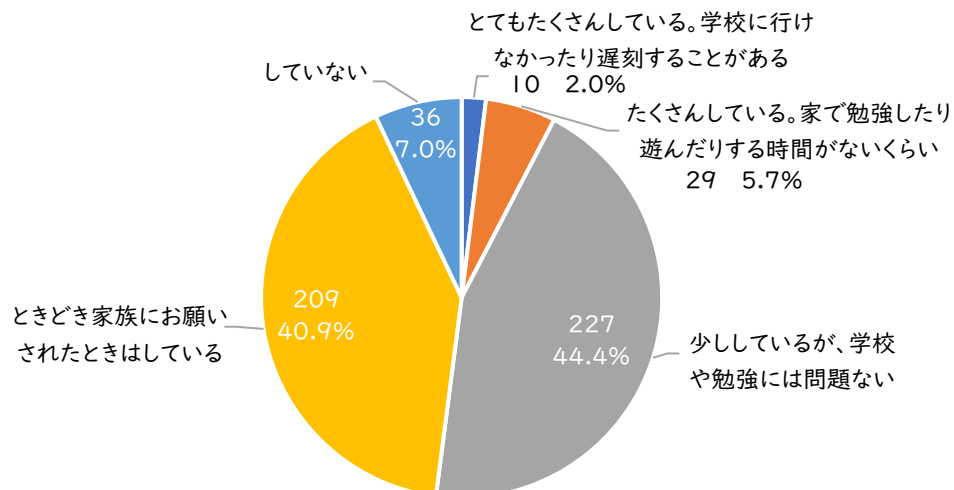
2.将来どの段階まで進学したいですか。



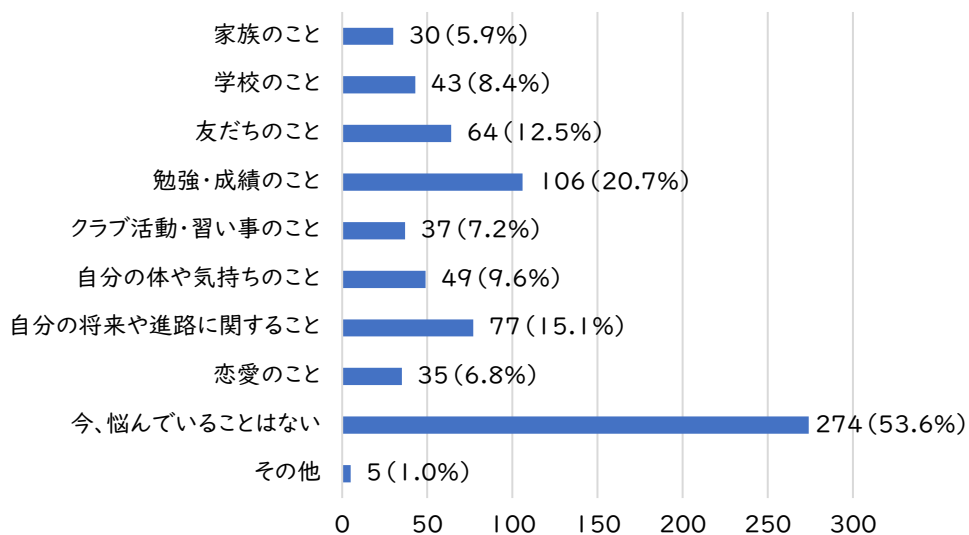
3.自分が思う将来や進路について難しいと感じることはなんですか



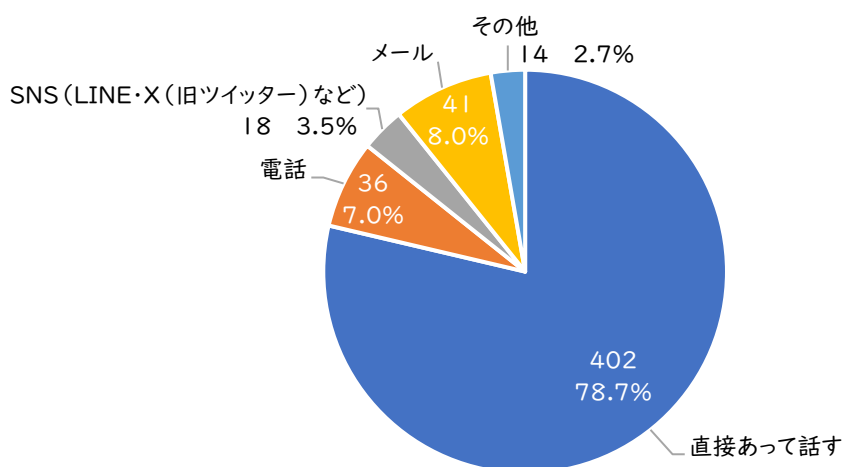
4. 家庭において家事や家族の世話をどのくらいしているか



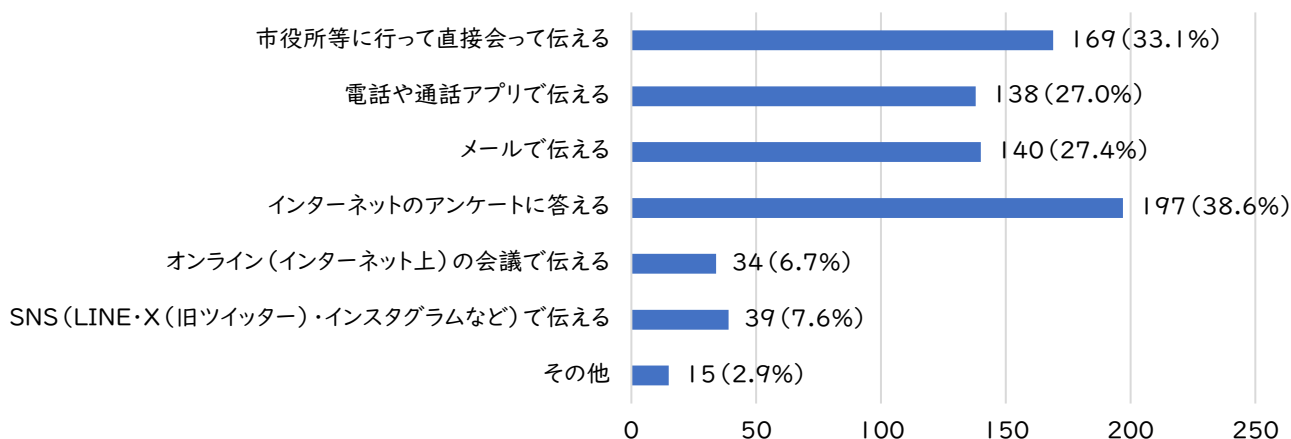
5. 今、悩んだり困ったりしていることはなんですか



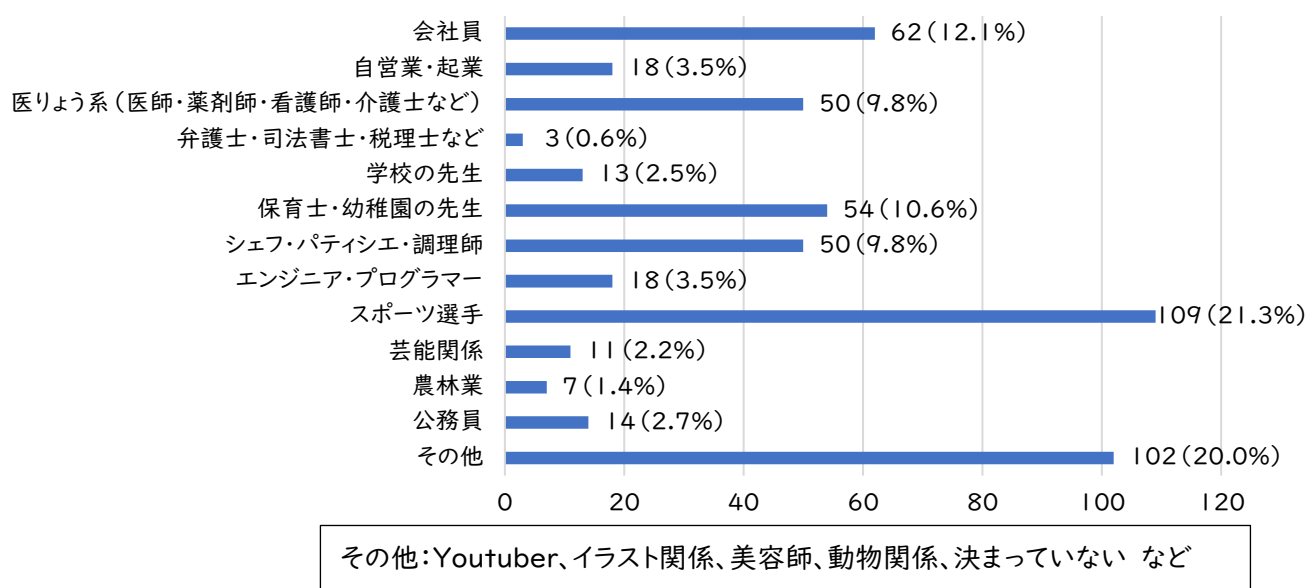
6. 悩みや困りごとを周りの大人に相談するとしたら、どんな方法がいいですか



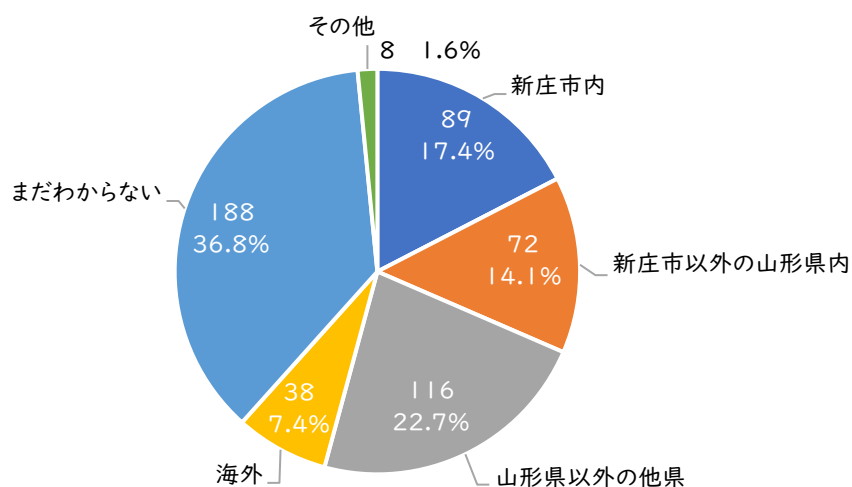
7.どんな方法で市役所に自分の意見を伝えたいですか



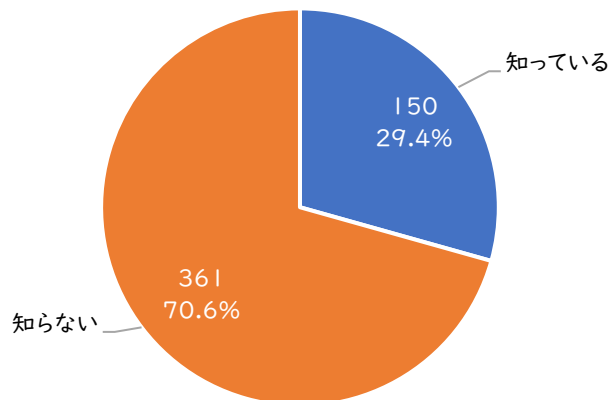
8.将来、やってみたい仕事はなんですか



その仕事をどこでしたいですか



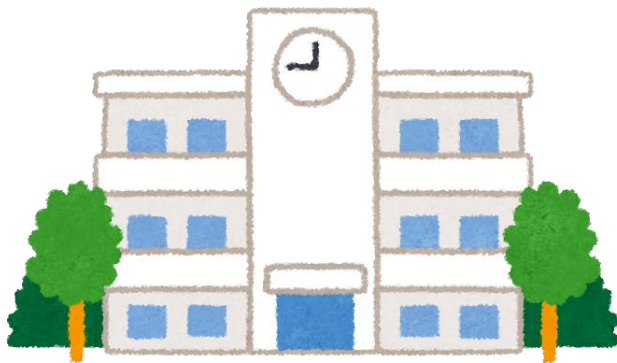
9.意見を表明する権利（子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利）があることを知っていますか



10.あなたが自分の夢の目標に向けて、市役所や大人にしてほしいことは何ですか

<自由記載>

- ・勉強ができる場所（スペース）がほしい
- ・勉強を教えてほしい
- ・進学金の無償化
- ・こどもの遊び場
- ・スポーツできる場所を増やしてほしい
- ・職業について、職業体験や情報がほしい
- ・困ったときに気軽に相談したい
- ・応援してほしい、見守ってほしい など

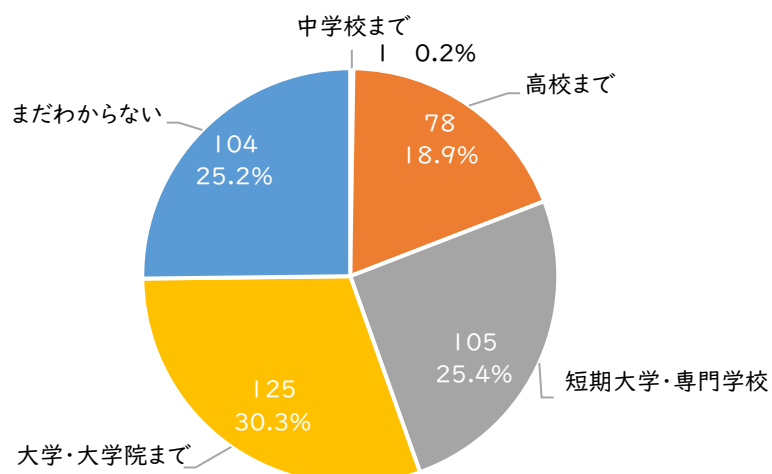


<④市内中学生アンケート>

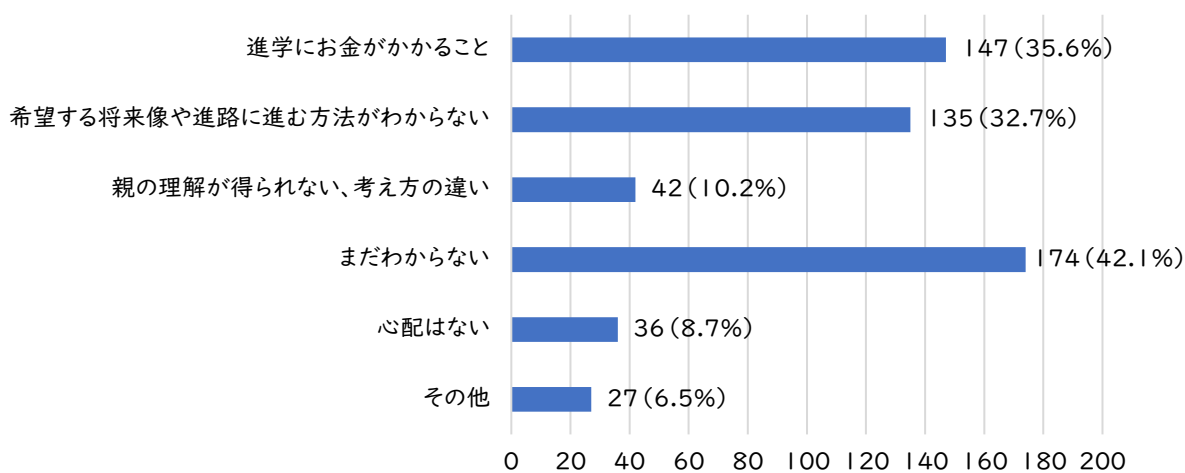
【概 要】

- (1) 調 査 地 域：新庄市全域
- (2) 調 査 対 象：市内中学 1～3 年生 778 名
- (3) 調 査 方 法：学校タブレットでオンライン回答
- (4) 調 査 期 間：令和 6 年 8 月 27 日～9 月 10 日
- (5) 回 答 数（率）：413 名（53.1%）

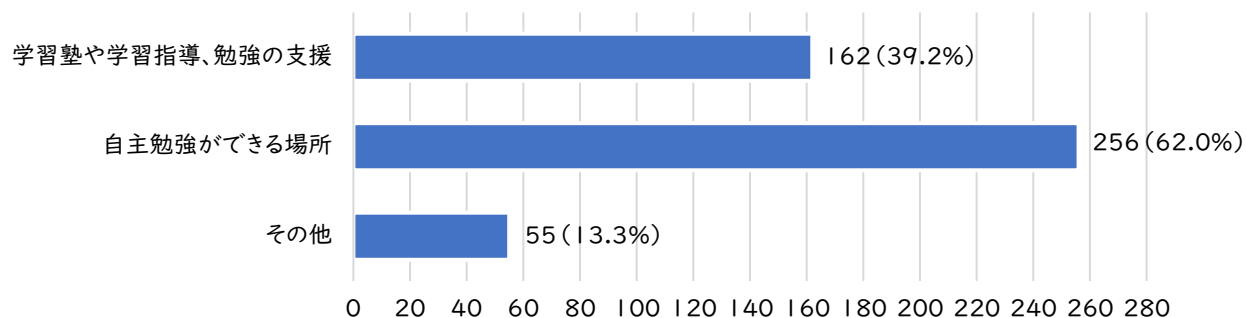
1. 将来どの段階まで進学したいですか



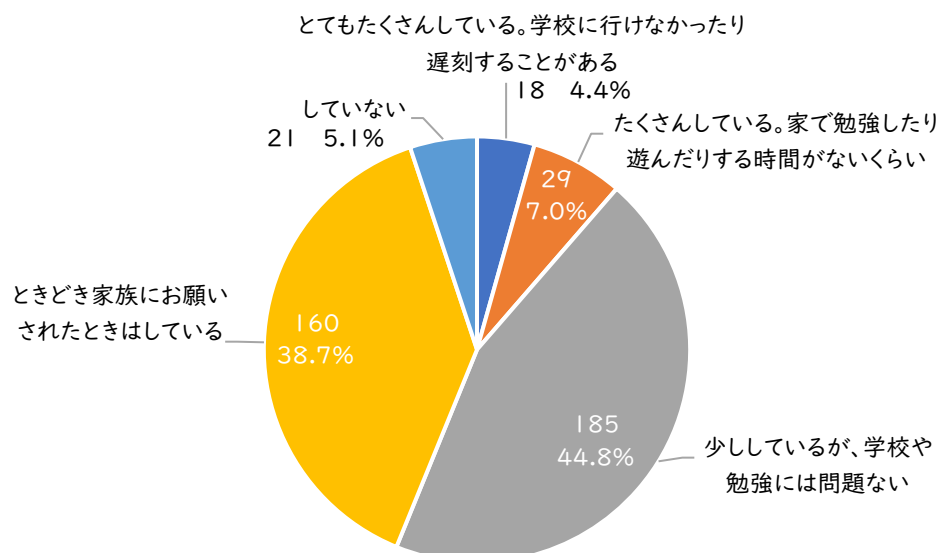
2. 自分が思う将来や進路について難しいと感じることはなんですか



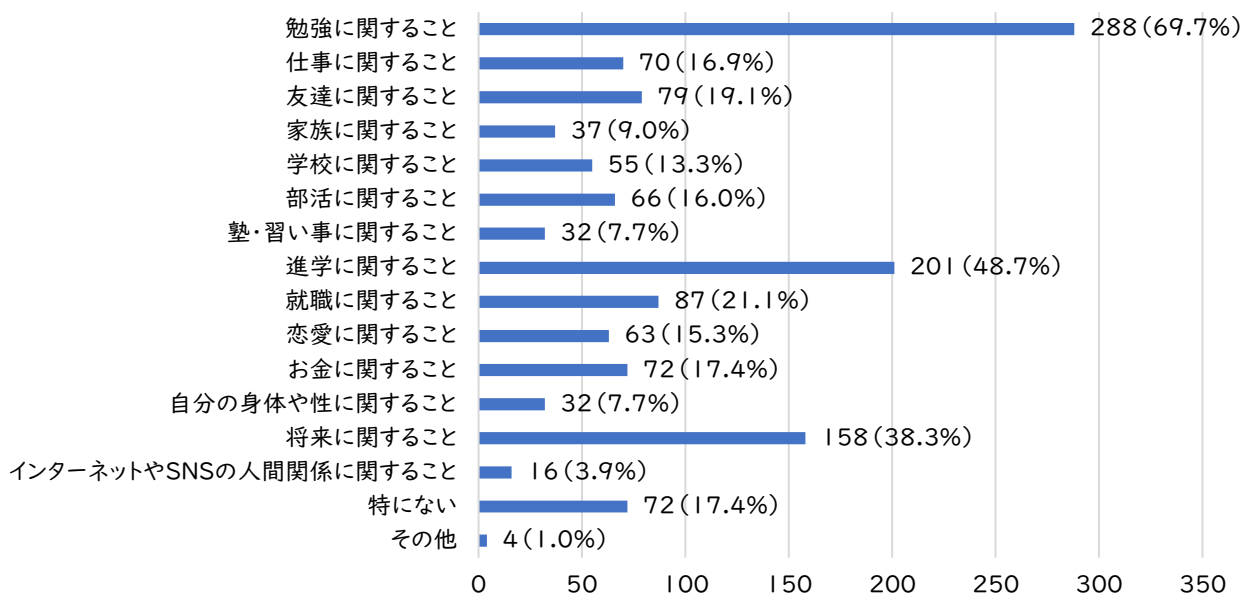
3. 学習や進路に関して新庄市に充実させてほしいことはありますか



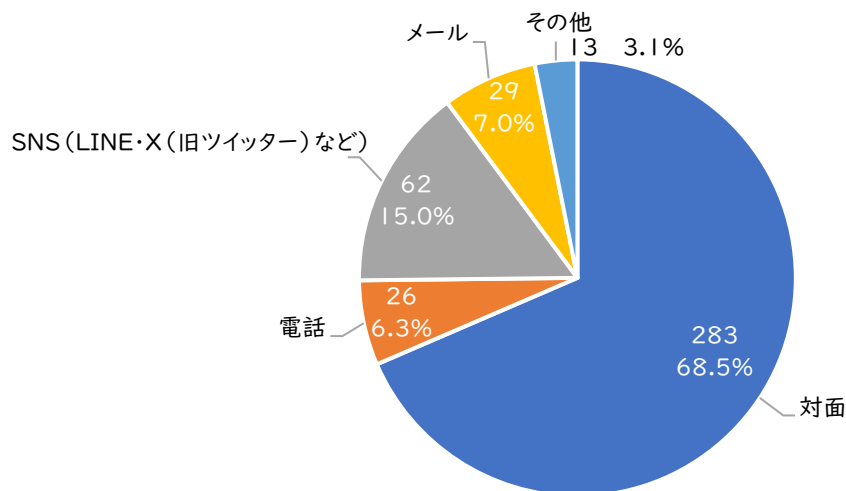
4. 家庭において家事や家族の世話をどのくらいしているか



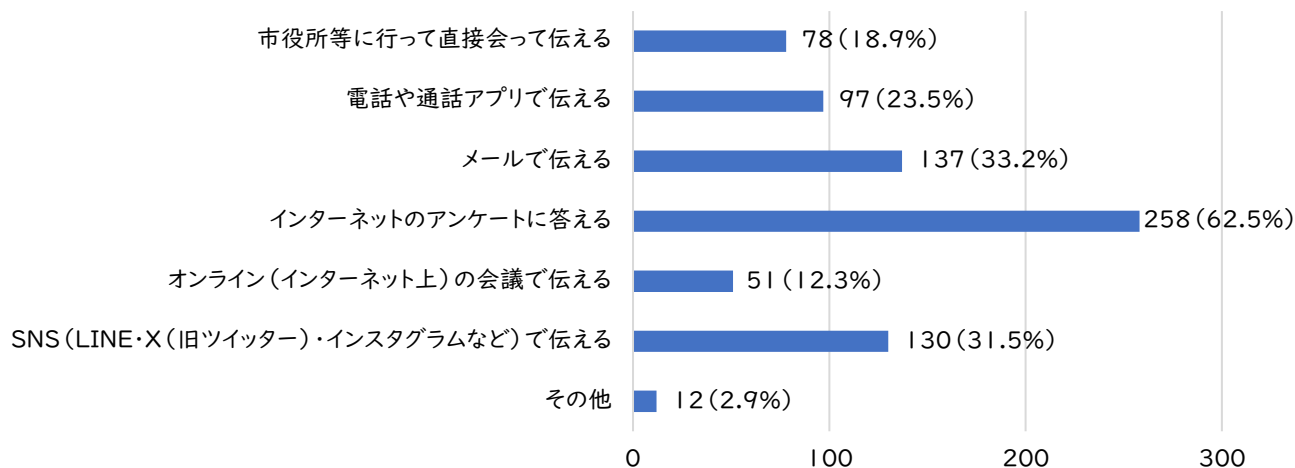
5. 今、悩んだり困ったりしていることはなんですか



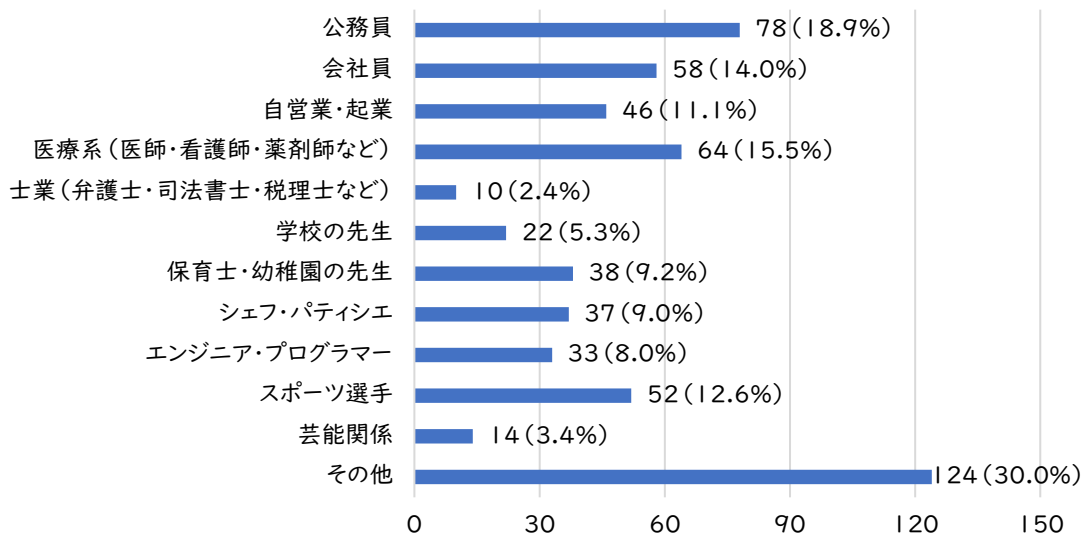
6. 悩みや困りごとを周りの大人に相談するとしたら、どんな方法がいいですか



7.どんな方法で市役所に自分の意見を伝えたいですか

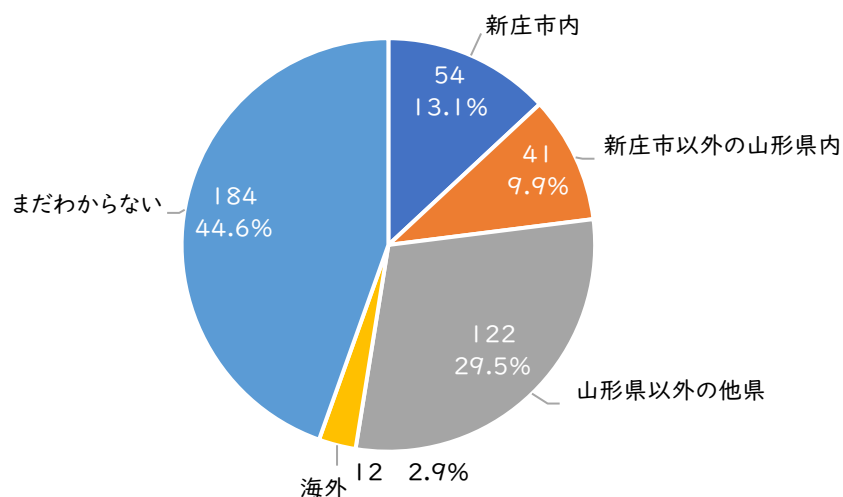


8.将来、やってみたい仕事はなんですか

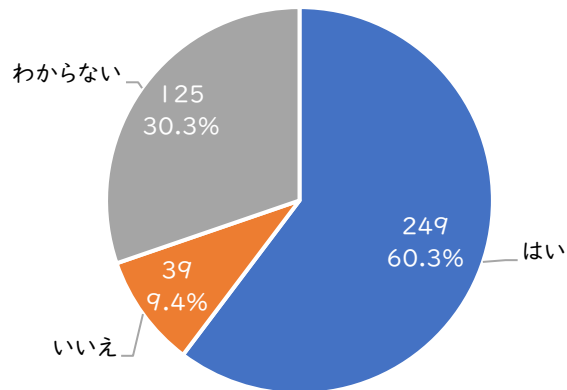


その他: Youtuber、イラスト関係、美容関係、建築関係、デザイナー、決まっていない など

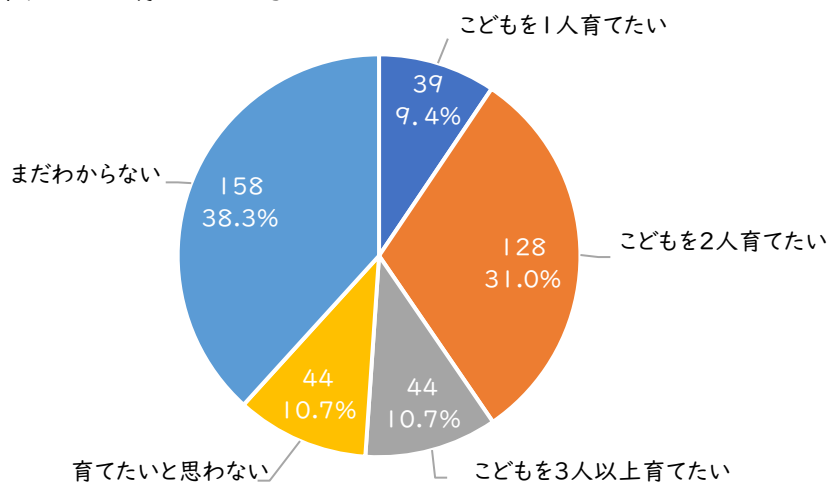
その仕事をどこでしたいですか



9. 将来、結婚したいと思いますか

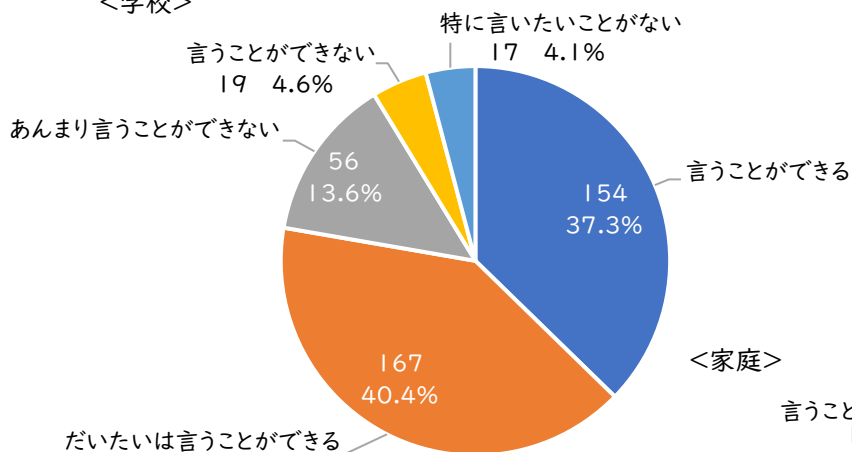


10. 将来、子どもを育てたいと思いますか

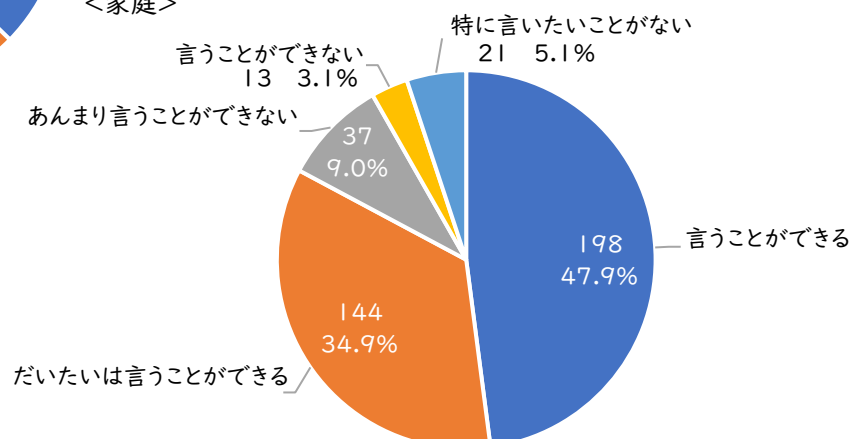


11. 学校または家庭で、自分の考えや思いを言うことができますか。

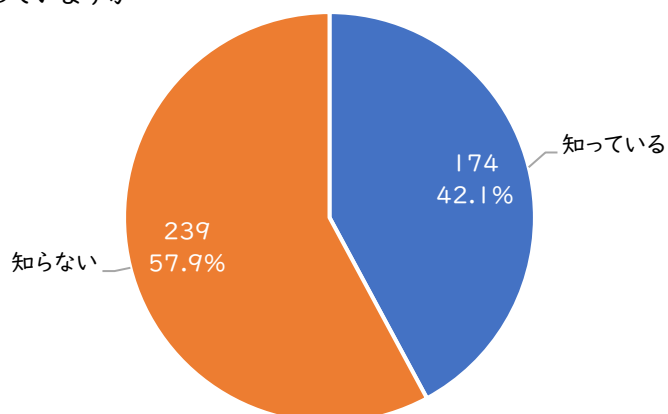
<学校>



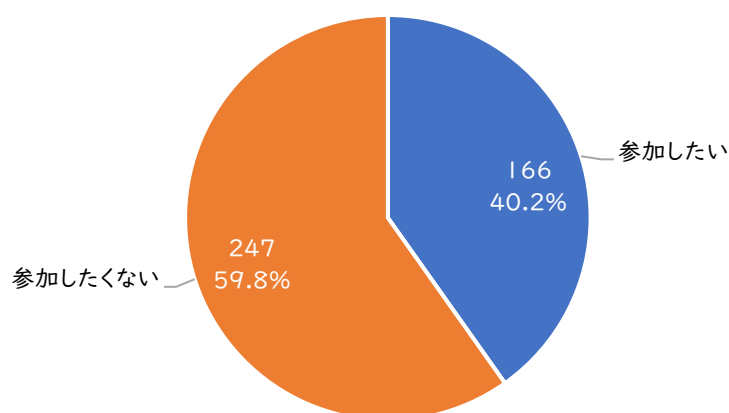
<家庭>



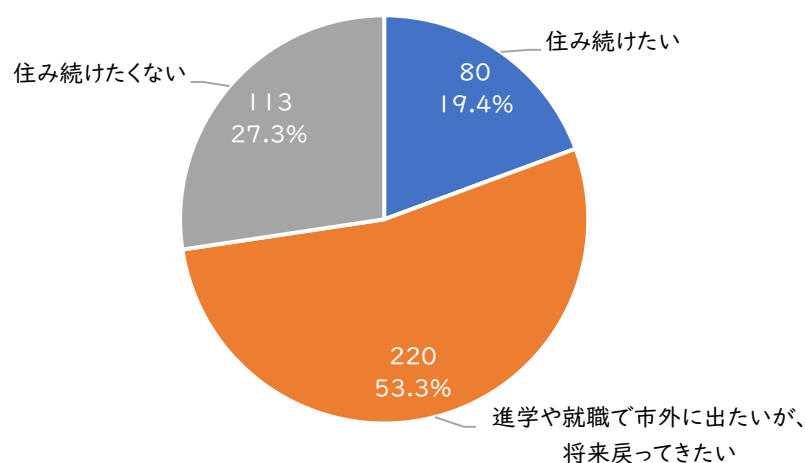
12.意見を表明する権利(子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利)があることを知っていますか



13.身近な問題や若い世代に関係する施策について意見を言う機会があったら、参加したいと思いますか



14.大人になってからも新庄市に住み続けたいですか



15.あなたが自分の夢の目標に向けて、市役所や大人にしてほしいことは何ですか

<自由記載>

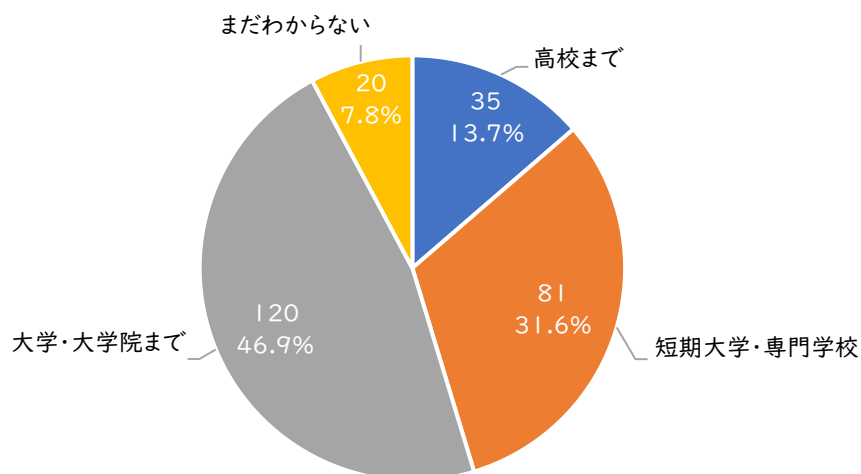
- ・勉強する場所(スペース)を増やしてほしい
- ・勉強を教えてほしい
- ・進学の補助金がほしい
- ・補助金制度を強化してほしい
- ・自由に利用できる施設がほしい
- ・仕事について色々情報がほしい
- ・中、高生、若者が遊べる場所を増やしてほしい
- ・色々な仕事を紹介してほしい
- ・気軽に相談できるようなところをつくってほしい
- ・応援してほしい、見守ってほしい など

<⑤市内高校生アンケート>

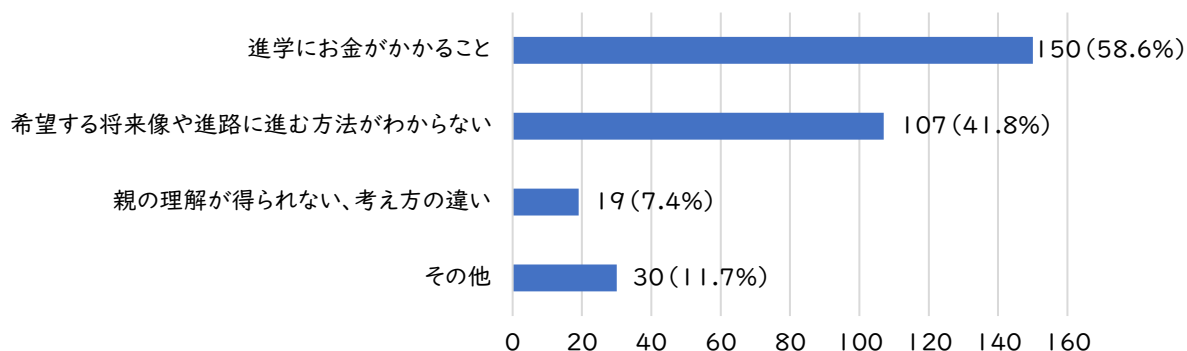
【概 要】

- (1) 調 査 地 域：新庄市全域
- (2) 調 査 対 象：市内高校 1～3 年生 905 名
- (3) 調 査 方 法：郵送配布でオンライン回答
- (4) 調 査 期 間：令和 6 年 8 月 30 日～9 月 20 日
- (5) 回 答 数（率）：256 名（28.3%）

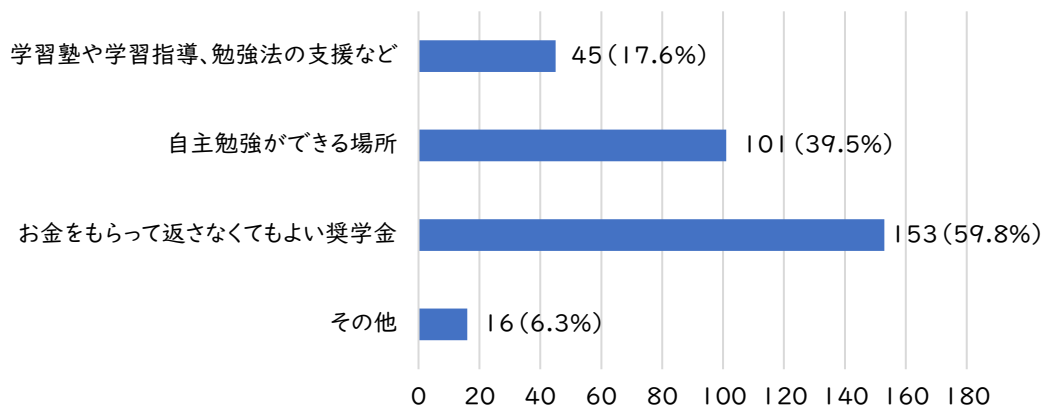
1. 将来どの段階まで進学したいですか



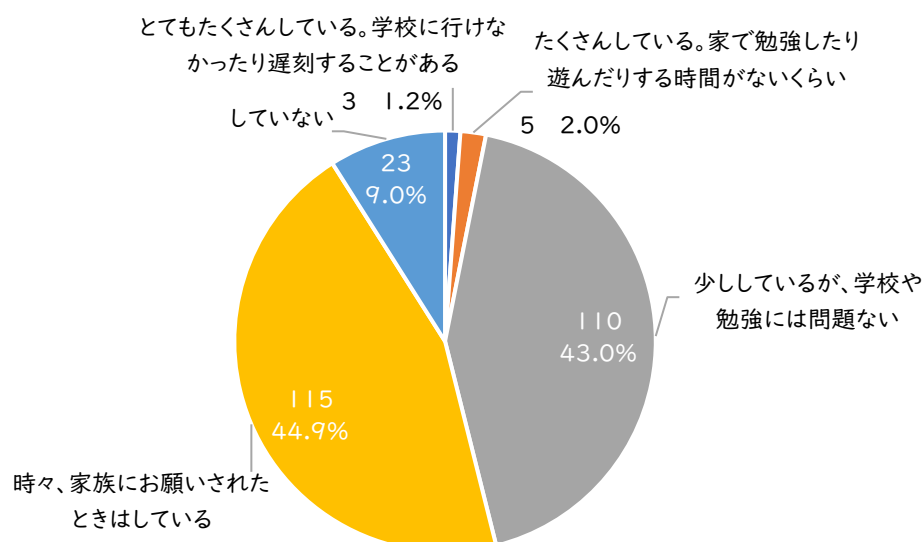
2. 自分が思う将来や進路について難しいと感じることはなんですか



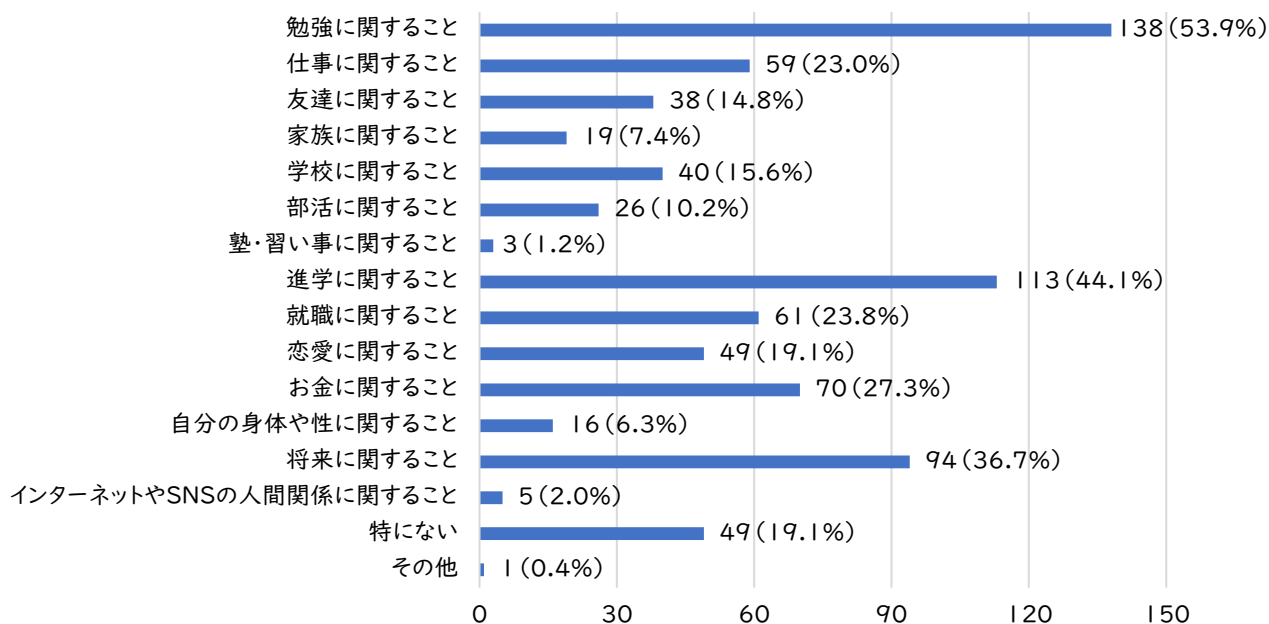
3. 学習や進路に関して新庄市に充実させてほしいことはありますか



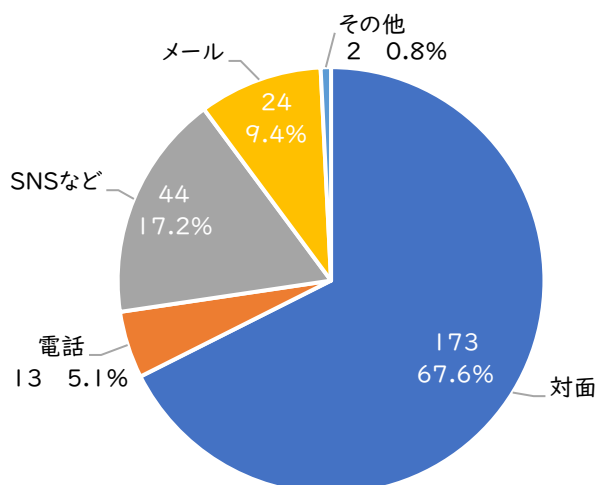
4. 家庭において家事や家族の世話をどのくらいしているか



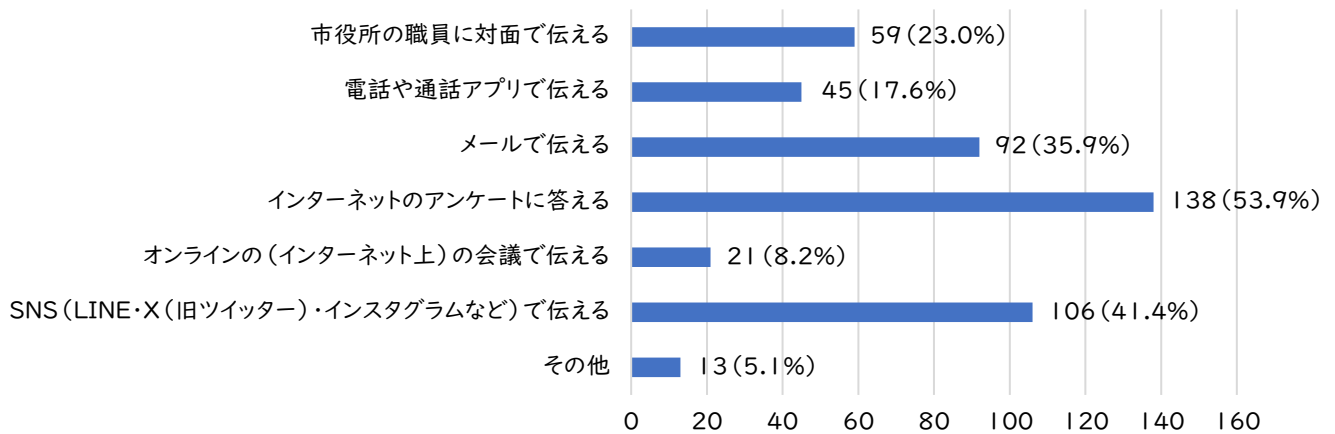
5. 今、悩んだり困ったりしていることはなんですか



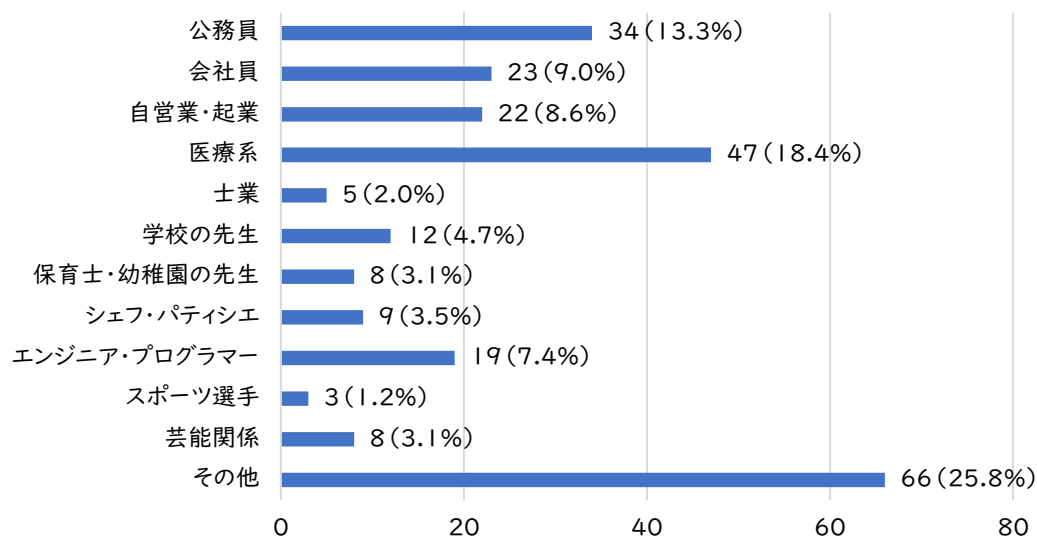
6. 悩みや困りごとを周りの大人に相談するとしたら、どんな方法がいいですか



7.どんな方法で市役所に自分の意見を伝えたいですか

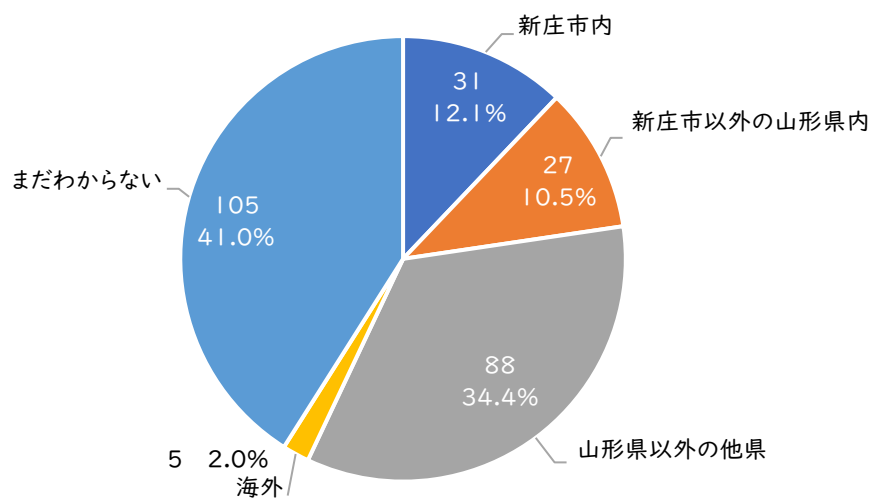


8.将来、やってみたい仕事はなんですか

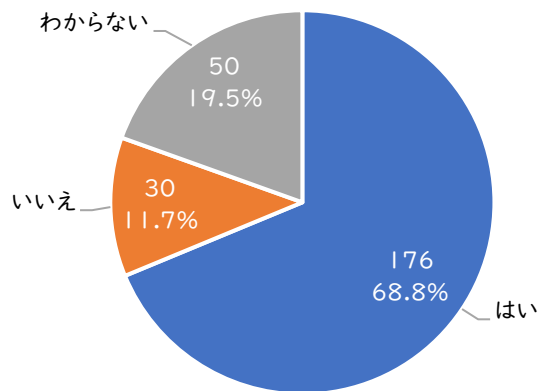


その他：スポーツ関係、美容関係、建築関係、決まっていない など

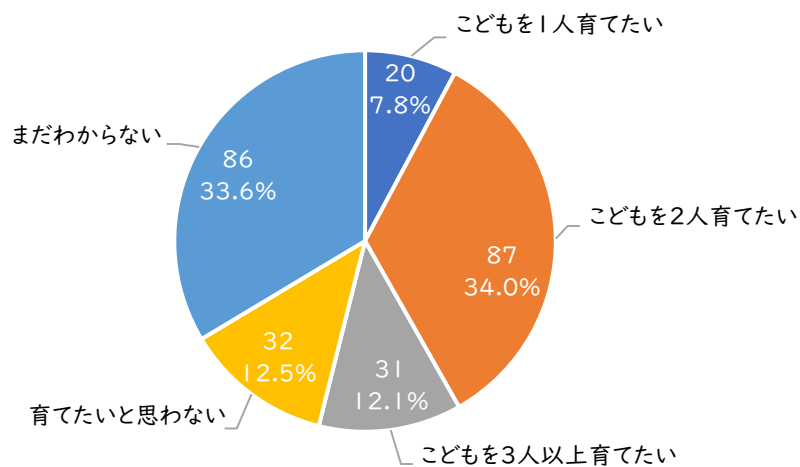
その仕事をどこでしたいですか



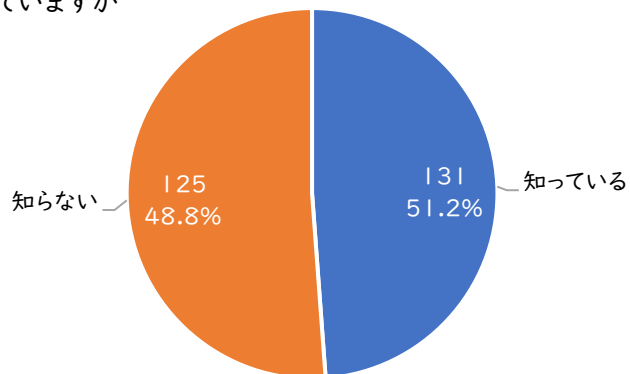
9.将来、結婚したいと思いますか



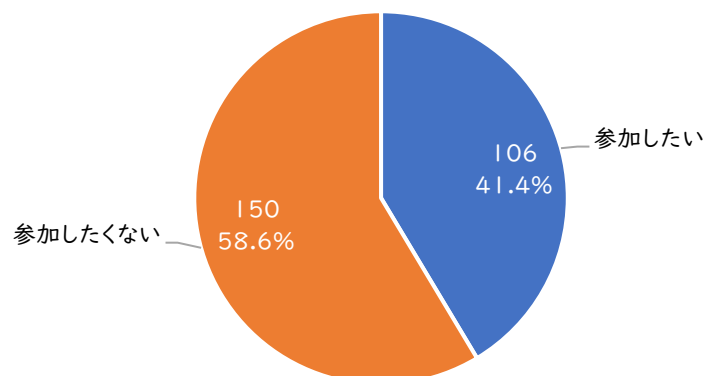
10.将来、こどもを育てたいと思いますか



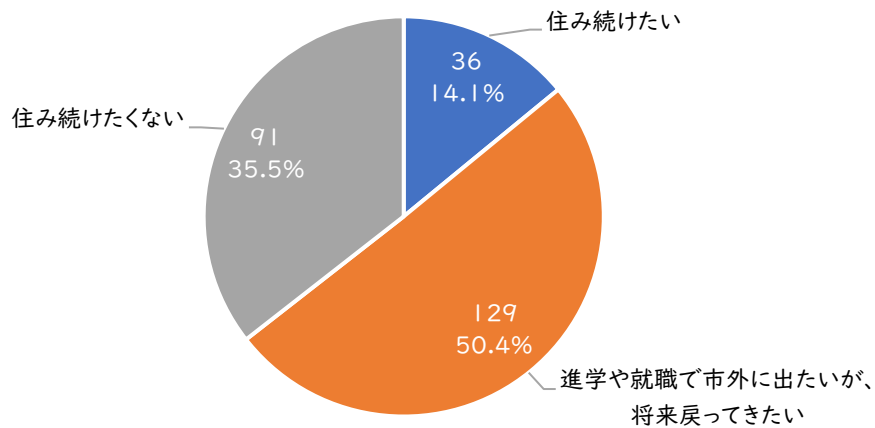
11.意見を表明する権利(子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利)があることを知っていますか



12.身近な問題や若い世代に関係する施策について意見を言う機会があったら、参加したいと思いますか



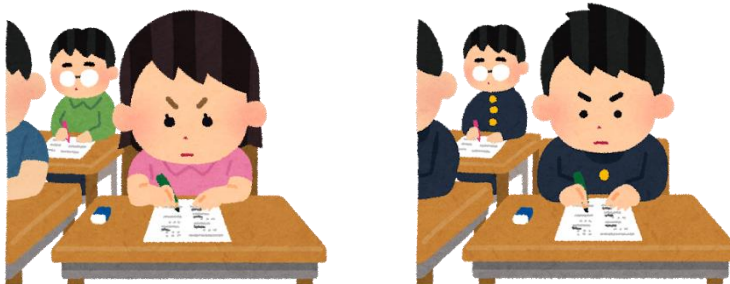
13.大人になってからも新庄市に住みたいですか



14.あなたが自分の夢の目標に向けて、市役所や大人にしてほしいことは何ですか

<自由記載>

- ・誰でも気軽に利用できる学習スペースを作してほしい
- ・自主学習できる場所がほしい
- ・大学進学補助金がほしい
- ・返さなくてもいい奨学金
- ・学校環境を整えてほしい
- ・中、高生、若者が遊べる場所を増やしてほしい
- ・働ける場所を増やしてほしい
- ・様々な職業について知れる機会がほしい
- ・進路の相談や夢をかなえるためのアドバイスがほしい
- ・応援してほしい
- ・若者を考えた施策をしてほしい
- ・新庄市に残りたくなるような施策や企画をつくってほしい など



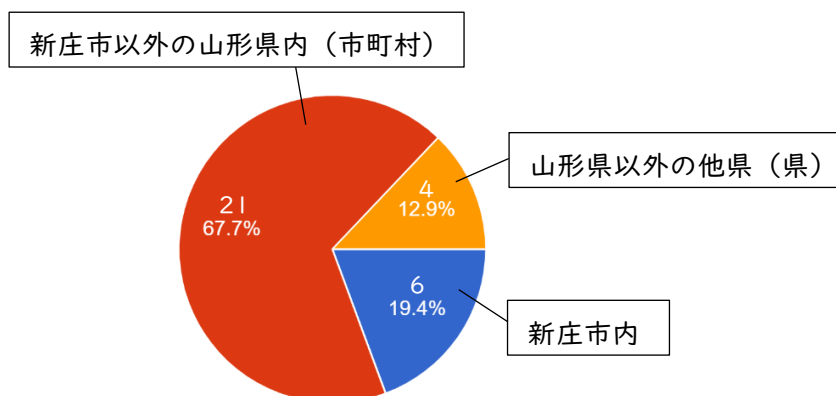
<⑥市内学生アンケート>

【概 要】

- (1) 調 査 地 域：市内若者
- (2) 調 査 対 象：市内大学・専門学校
- (3) 調 査 方 法：学校を通じてオンライン方式
- (4) 調 査 期 間：令和6年10月1日～10月18日
- (5) 回 答 数：31名

●あなたの出身地はどちらですか。

31件の回答

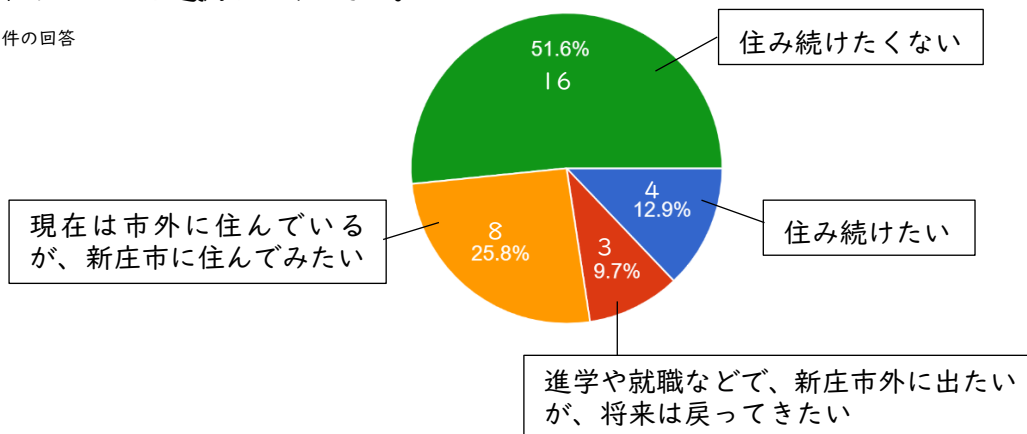


【将来の希望について】

●あなたはこれから将来、新庄市に住み続けたい（住みたい）と思いますか。

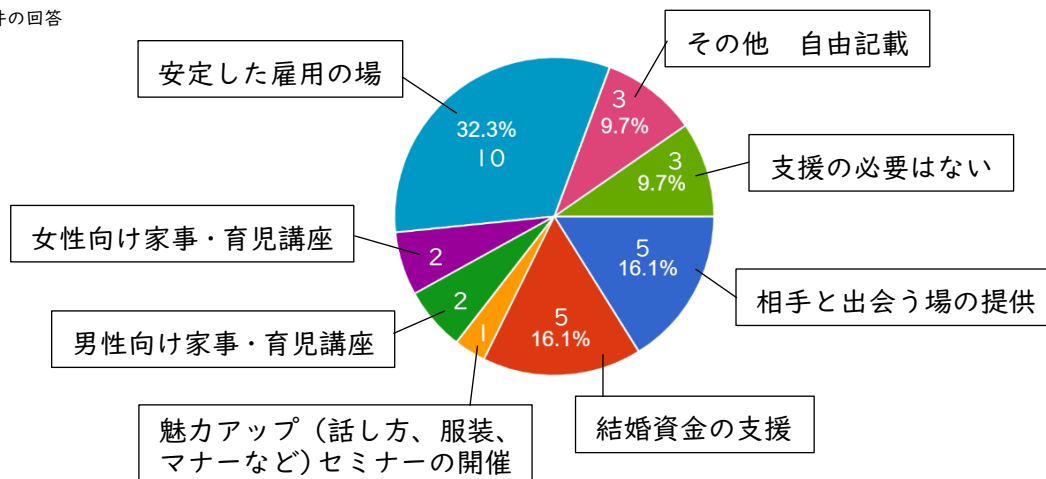
どれかひとつを選択してください。

31件の回答



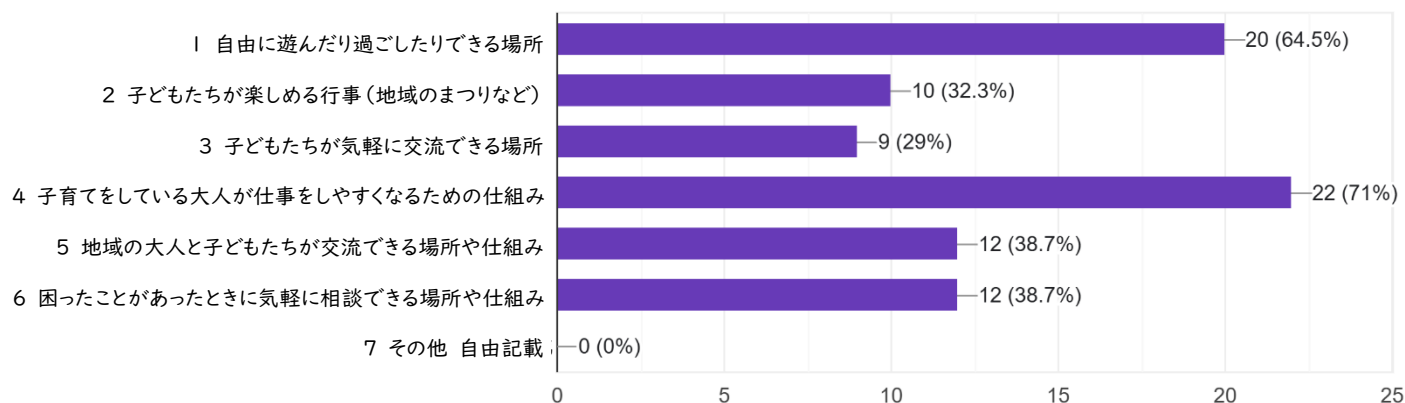
●結婚する上で、必要だと思う支援は何ですか。どれかひとつを選択してください。

31件の回答



●新庄で育つ子どもたちが今よりもっと楽しく過ごせるようになるには、何が増えるといいと思いますか。あてはまるもの全てを選択してください。

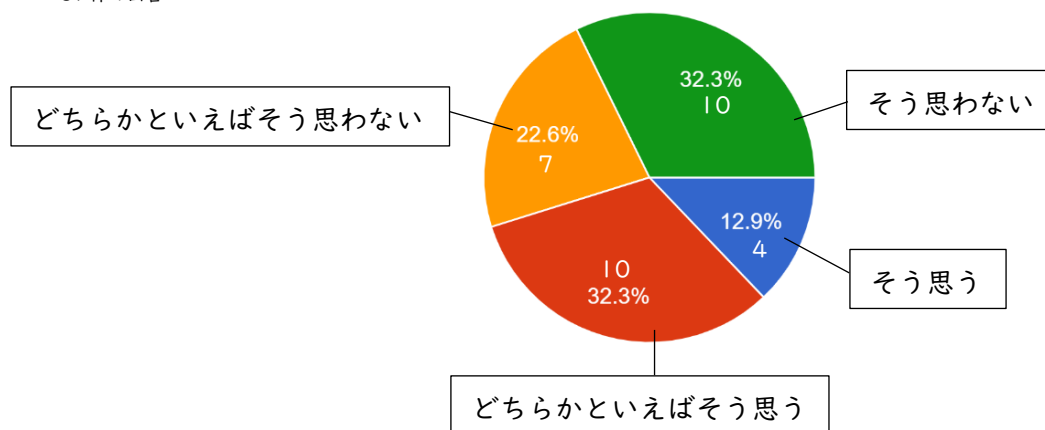
31 件の回答



【自分の意見を言う機会について】

●あなたの身近な問題や若い世代に関係する政策について意見を言う機会があったら、あなたは参加したいと思いますか。どれかひとつを選択してください。

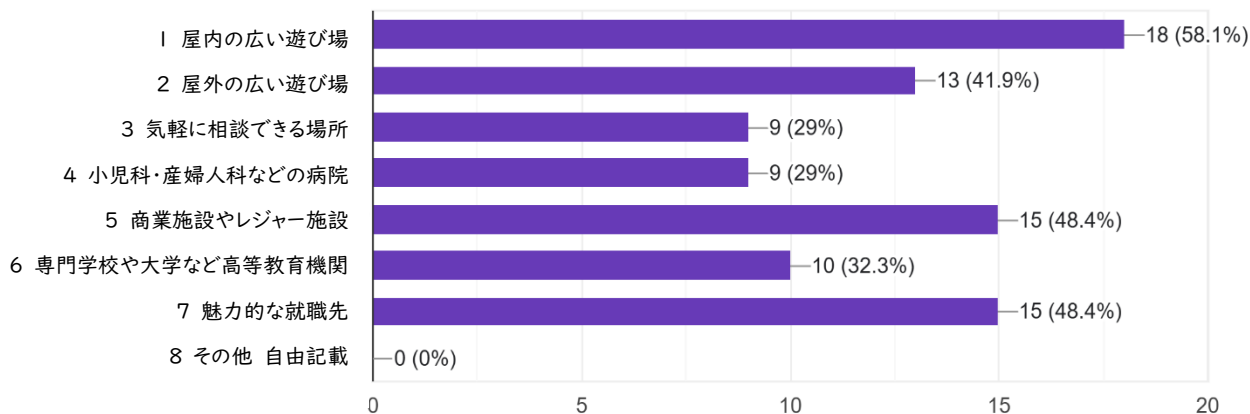
31 件の回答



【その他】

●あなたは新庄市に子どもや若者を増やすため、新庄市に必要なだと思うものは、何ですか。あてはまるもの全てを選択してください。

31 件の回答



6.第2期 子ども・子育て支援事業計画の検証

《教育・保育の提供体制の確保の内容の検証》

検証にあたり、「①量（利用者数）の見込み※¹」について、令和2年度から令和5年度は入園（所）児童数を記載し、令和6年度は、令和4年度に行った中間見直しにおける計画値を記載しています。

また、「②確保の内容（利用可能定員数）※²」は、令和2年度から令和6年度までは実際の入園（所）定員数を表しており、令和6年度における①と②の差は、教育・保育ニーズの量を検証したものです。

量の見込みを上回る定員数を確保しているため、待機児童は発生していません。

			令和２年度			令和３年度			令和４年度		
			１号	２号	３号	１号	２号	３号	１号	２号	３号
①量の見込み			152	556	357	135	493	381	108	538	289
②確保の内容	給付対象	教育・保育施設 （幼稚園、保育所等）	185	539	271	137	523	276	120	602	278
		地域型保育事業 （小規模保育、事業所内保育等）	－	－	62	－	－	65	－	－	69
	給付対象外	企業主導型保育施設	－	0	38	－	0	37	－	－	37
		認可外保育施設	－	－	17	－	－	16	－	－	16
②－①			33	△17	31	2	30	13	12	64	111
			令和５年度			令和６年度					
			１号	２号	３号	１号	２号	３号			
①量の見込み			90	510	285	100	526	342			
②確保の内容	給付対象	教育・保育施設 （幼稚園、保育所等）	120	532	223	120	547	263			
		地域型保育事業 （小規模保育、事業所内保育）	－	－	75	－	－	75			
	給付対象外	企業主導型保育施設	－	－	37	－	7	31			
		認可外保育施設	－	－	16	－	－	15			
②－①			30	22	66	20	28	42			

【今後の方向性】

0歳から5歳までの児童人口は減少し続けている一方で、ニーズ調査結果から、保護者の就労状況は就学前児童の母親全体で84.1%（産休・育休・介護休業中を含む。）、就学児童の母親でも86.5%が働いており、多くの家庭で保育ニーズのある状況がうかがえます。

このような背景から、3号認定児童の内、0・1歳児の保育需要が増えてきており、入所児童の年齢構成も変化してきています。ニーズの変化に合わせた需要に対する保育施設を確保していく必要があります。

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※1 量の見込みとは、利用者等の需要量（ニーズ量）の見込みになります。

※2 確保の内容とは、量の見込みに対して、提供できる利用定員数になります。

《地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の検証》

※量の見込みは、令和4年度中間改訂版による計画値を記載しています。

(1) 利用者支援事業

事業概要	保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	1か所	1か所	1か所	1か所
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所
課題・今後の方向性	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの継続支援を強化しています。今後も関係機関との連携を密にして支援していきます。			

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	4か所	4か所	4か所	4か所
量の見込み(計画値)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
延べ利用人数	2,129人日	3,186人日	2,044人日	2,295人日
課題・今後の方向性	0～2歳児の保育施設への入所率が上昇していることから、今後の利用は減少が見込まれます。地域の子育て拠点として、今後も地域支援活動を実施していきます。			

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	324人	312人	300人	290人
利用人数	299人	285人	276人	257人
課題・今後の方向性	出生数は年々減少傾向にあります。今後も妊娠・出産のための支援を継続します。			

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	212人	206人	202人	197人
利用人数	190人	185人	178人	157人
課題・今後の方向性	生後2か月以内を目安に早めの訪問を実施しています。里帰り先へ長期滞在する場合、産婦の求めに応じて他自治体に訪問を依頼するなど、安心して子育てができるよう、連携した支援を継続していきます。			

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	50人	50人	50人	70人
延べ利用人数	76人	64人	49人	41人
課題・今後の方向性	関係機関との連携がスムーズに行えるケースが増加し、結果的に訪問数は減少。通常の訪問の他、電話訪問、関係機関との同行訪問等も合わせて実施し、今後も関係機関と連携してきめ細やかな対応に努めます。			

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	80人日	80人日	80人日	80人日
延べ利用人日	28人日	60人日	50人日	4人日
課題・今後の方向性	一時保護児童・施設入所児童が増加し、施設の受け入れが困難な場合があります。児童及びその家庭の福祉の向上を図る事を目的としている事業であり、今後も周知を図りながら事業を継続する必要があります。			

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	共働きの核家族世帯等子育て世帯の支援を強化するため、子育て世帯の支援を行いたい者（協会員）と支援を受けたい者（依頼会員）を会員として組織し、地域における会員相互の援助活動として、民間事業所へ委託し実施する事業。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み（計画値）	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
延べ利用人数	211 人日	225 人日	196 人日	188 人日
課題・今後の方向性	直近の数値では、利用数が減少していますが、依頼会員と協会員は共に増加し、受け入れ体制が強化されています。子育てと仕事の両立への安心感の確保につながる事業であり、今後も協会の人材養成や会員の確保に努めます。			

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み（計画値） 一時預かり（幼稚園型）	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	2,000 人日
一時預かり （幼稚園型）	5,352 人日	2,656 人日	1,214 人日	537 人日
量の見込み（計画値） 一時保育（一般型）	500 人日	500 人日	500 人日	200 人日
一時預かり （一般型）	105 人日	143 人日	0 人日	0 人日
課題・今後の方向性	幼稚園の閉所および認定こども園のⅠ号認定児童の減少により、幼稚園の一時預かりは減少傾向にあります。また、市内保育所で実施していた一時保育事業については、休止中です。一般型の一時預かり事業に一定数のニーズがあるため、量の確保に向けた取り組みを行う必要があります。			

(9) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み（計画値）	80 人	80 人	80 人	60 人
延べ利用人数	22 人	13 人	10 人	15 人
課題・今後の方向性	保護者の就労形態の多様化等により延長保育においても利用ニーズが見込まれることから、今後も保護者の利便性の向上を図っていきます。			

(10) 病児保育事業(病児・病後児事業)

事業概要	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数 (病児・病後児対応型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み(計画値)	200 人日	200 人日	200 人日	100 人日
児童数	38 人日	82 人日	80 人日	71 人日
課題・今後の方向性	ニーズ調査においては、利用希望が増加している一方で認知度が低いと思われるため、利用方法等の周知が必要です。本事業は仕事と育児を両立している保護者を支援する観点からは必要不可欠な事業です。			

(11) 放課後児童健全育成事業

(各年 5 月 1 日現在)

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。							
	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
実施施設数	9 か所		9 か所		9 か所		9 か所	
	量の見込み	延べ利用人数	量の見込み	延べ利用人数	量の見込み	延べ利用人数	量の見込み	延べ利用人数
1 年	135 人	118 人	150 人	131 人	125 人	107 人	140 人	110 人
2 年	130 人	118 人	135 人	102 人	150 人	140 人	125 人	105 人
3 年	95 人	95 人	100 人	98 人	115 人	86 人	125 人	121 人
4 年	40 人	50 人	50 人	52 人	55 人	58 人	60 人	54 人
5 年	15 人	13 人	15 人	24 人	15 人	13 人	15 人	27 人
6 年	10 人	8 人	10 人	7 人	10 人	18 人	10 人	10 人
合計	425 人	402 人	460 人	414 人	470 人	422 人	475 人	427 人
課題・今後の方向性	児童数は減少しているものの、利用希望者は増加しています。また、高学年の利用希望も増加しており、今後もその傾向は継続すると予測されます。量の見込みに対し、提供体制を確保できない状況にあることから、待機児童が発生することが課題となっています。また、老朽化した施設や狭あいな施設もあり、施設整備による保育の質の改善や、支援員の確保等について検討し、放課後の居場所づくりを進めます。							

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	実施実績なし
課題・今後の方向性	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
	実施実績なし
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

7.新庄市の取り組むべき課題

(1) 少子化への対応

本市の児童人口(0～17歳までの人口)は、令和元年度(5,069人)から令和5年度(4,369人)に減少しており、令和6年度以降も減少が見込まれ、少子化が今後さらに進行していくことが予想されます。本市のみならず全国的にも出生数は減少傾向にあり、本市においては、令和元年(189人)から令和5年(166人)に減少しています。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。そのため、結婚や出産、子育てに関する希望がかなえられるよう市全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 相談体制の充実

保護者ニーズ調査の結果から、子育てをする上で周囲に望むサポートは「相談」が多くなっています。子育てに関する相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聴きたい人など、保護者のニーズは様々です。

こどもの発育や障がいなどに関する相談にも対応でき、子育て家庭が孤立しないよう、また、安心して子育てができるよう、すべてのこどもの困りごとが相談できる総合的なワンストップ相談窓口が求められています。

また、こども・若者へのアンケート結果から、こども・若者自身も困ったときに気軽に相談できるところや、自分の夢をかなえるためのアドバイスがほしいなどの意見からも、誰もが安心して生活できる環境をつくり、こども・若者の様々な不安や悩みについて気軽に相談できる体制が必要です。

本市において実施されている様々な子育て支援サービスの周知方法について、インターネットや SNS の活用など時代に即した方法を検討し、必要な方に必要な支援が提供できるよう分かりやすい情報提供に取り組んでいく必要があります。

(3) 幼児期までのこどもの育ちへの支援

少子化・核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、子育てに関する多様なニーズがうかがえます。児童数は減少している一方で、保育所等入所の希望は増加しており、ニーズに対応した保育の提供体制の在り方について検討が必要となります。

こどもの発達において、こどもの誕生前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期と考えられており、乳幼児期の健やかな発達を保障するため、教育・保育のさらなる質の向上が求められます。教育・保育の質を維持・向上するために、保育士の人材確保と育成が必要となるほか、こども一人ひとりの成長を中心に捉え、一貫した教育の充実に取り組むため、認定こども園や保育所のような特定教育・保育施設等と小学校が連携し、切れ目のない支援が重要です。

(4) 地域で子育て応援

家庭や地域との連携を図りながら、こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、地域交流の推進として親子で一緒に楽しめるイベントの開催や、見守り体制の充実を図ることが必要です。子育て支援センターや、わらすこ広場のほか、幅広い年齢層と交流できる場所である地域子ども食堂を支援するなど、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークを進めていき、地域で子育てを支え、応援していくことが重要です。また、放課後の居場所となる放課後児童クラブの利用希望が増加しており、特に高学年になっても預かってほしいという意見が多くあります。放課後児童クラブのさらなる利便性向上を目指して、受け入れのための整備や質の充実について検討を進めていくことが必要です。

(5) 安心して遊べる遊び場・学びの場の整備

こどもや保護者の望む支援として、「遊び場」に関する希望が多くなっています。夏の暑い時期や冬の寒い時期などこどもたちが安心して、のびのび遊べる施設やスポーツができる施設について、子育て支援環境の充実を図るような取り組みを検討していくことが重要です。

また、こども・若者アンケート結果から、学びの場を求める声が多くあります。進学を目指すこども・若者が増えている中、安心して勉強できる「学びの場」について、環境の整備が求められています。

(6) 支援が必要なこども・若者や家庭への支援

本市における児童虐待通告件数は、増加傾向にあります。育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるよう、児童相談所などの関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉・保健・教育・医療・地域などの関係機関と連携し、児童虐待防止への取り組みの強化が求められます。

また、障がいを抱えるお子さんなど、支援が必要不可欠である家庭に対し、ニーズに応じた支援策の検討が必要です。

生活困窮家庭のこどもについては、経済状況が進学、就労などに影響することから、家庭環境による経済的格差が教育格差につながることをないよう、子育て家庭の経済的負担の軽減と、こどもの貧困対策に取り組むことが必要です。

小・中学校のいじめの認知件数は、多くなっています。そのため、アンケート調査の実施等によりSOSの早期発見から、早期支援に繋がっています。不登校児童・生徒数については、小学生は増加、中学生は横ばい傾向ではありますが、小学校低学年からの不登校児童が増加しており、支援援助の強化が必要です。

(7) こどもの権利が保障される環境づくり

こども基本法では、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとされています。本市においても、こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重、権利を保障し、こどもにとって最善の利益を尊重するため、こども・若者が意見を表明しやすい環境整備として、アンケート調査やこどもの意見を聴く場を設けるなど、こども・若者の意見を聴取し、施策への反映の方法を検討していくことで、機運の醸成に取り組んでいく必要があります。

こども・若者アンケートの結果から、「市役所や大人に希望すること」として「応援してほしい」「励ましてほしい」「夢をサポートしてほしい」など自分の未来に希望をもっているお子さんが多く、こどもの成長を地域の大人がいきいきと笑顔で、応援できる環境の整備が必要です。

(8) 若者の希望実現に向けた支援

こども・若者アンケート結果から、多くのこども・若者が将来についての考えを持っていますが、勉強や進学、将来についての悩みも持っています。若者の夢や志の実現に向け、不安がなく、また安定した雇用環境の下で希望をもって生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者の希望に応じ、自らの意思で将来を選択し、自立できるような支援が必要です。

(9) 経済的負担の軽減

妊娠・出産から乳幼児期、青年期に至るまで、子育てに必要な費用は、教育・保育・医療など多分野にわたり、子育てに関する経済的支援のニーズが高くなっています。特に、ひとり親家庭や障がいのあるお子さんのいる家庭などは、より経済的支援を必要としています。安心してこどもを産み、子育てができるような家庭環境、地域社会を築くために、手当の支給や医療費の助成、保育料の負担軽減など、子育て世代の経済的な負担軽減を図れるようなライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援が必要です。

(10) 仕事と子育ての両立支援

核家族世帯、共働き世帯が増加しています。そのため、子育て支援サービスの整備・充実に加えて、夫婦が相互に協力して子育てに関われるよう、男性が家事・育児に関わるための育児休業制度等を取得しやすい環境づくりが求められています。そのためには、企業や地域など意識改革が課題となっており、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業等を県が認定する「やまがたスマイル企業認定制度」の周知拡大など地元企業と協力・連携しながら、働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。

また、保育所や放課後児童クラブなどの待機児童対策及び一時預かりや病児保育など、保護者のニーズに合わせたサービスの充実に取り組む必要があります。

第3 計画の理念と目標

1. 基本理念

こどもは未来の宝もの みんなで育もう 笑顔かがやく新庄っこ

本市では、「新庄市子ども・子育て支援事業計画（第1期：平成27年度～令和元年度）」において、『子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子』を基本理念とし、まちの担い手であるすべてのこどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体でこどもたちを育むまちづくりを目指してきました。また、第2期計画（令和2年度～令和6年度）においてもこの基本理念を継承し、子育て家庭、保育施設や学校、地域住民、事業者、行政等が一体となって、こどもと子育て家庭を支援するとともに、こどもを安心して産み育てることができる環境整備を行うことにより本市の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の意見を取り入れながら目指すことが掲げられています。

本計画では、第2期計画の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの笑顔から、家庭や地域へ笑顔の輪が広がるよう、地域社会全体で、こどもの育ちや子育てを応援するため、「こどもは未来の宝もの みんなで育もう 笑顔かがやく 新庄っこ」を基本理念としてこども施策を総合的に推進します。



2.基本的視点

基本理念を支えるため、以下の 6 つの基本的視点に立って、こどもの健やかな成長と子育てを支援する地域社会を目指します。

〈目指すべき姿:こどもまんなか社会の実現〉

(1) こどもの健やかな成長を育み「こどもの最善の利益」を実現する視点

子育て支援に当たっては、こども・若者の幸せを第一に考え、すべてのこども・若者の権利・利益を最大限尊重する視点に立ち、こども・若者の心に寄り添いながら支援を行います。

(2) すべてのこども・若者と家庭への支援の視点

児童虐待や、障がい、貧困、その他家庭の事情により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高いこども・若者がその能力を活かして、社会で自立し輝いて生きられるよう、すべてのこども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援を行います。

(3) ライフステージに応じた支援の視点

子育て家庭のニーズに応じた支援を、こどもが生まれる前から大切に、妊娠、出産期からライフステージに応じて、切れ目なく提供していく体制を整えます。

(4) 次世代が将来に希望をもてる社会づくりの視点

すべてのこども・若者の成育環境を保障し、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう環境を整備します。また、すべてのこども・若者が、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し自分の将来に夢や希望を持つことができる社会を目指します。

(5) 地域社会全体でこども・子育てを支える視点

こどもの健やかな成長を実現するためには、地域や社会を構成する一人ひとりが、こども・若者や子育て家庭への理解を深め、お互いに支えあうことが大切です。すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、安心して子育てができ、こどもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、地域、家庭、企業、行政等が連携して支援を推進します。

(6) あらゆるこども・若者が意見を表明し、参画できるまちづくりの視点

様々な機会を通して、こども・若者が意見の表明や活動に参画できる環境をつくることで、その意見が尊重され、考慮されるような取組や支援を進めます。また、子育て当事者等の意見からだけでなく、こども・若者の(こどもの目線)意見を聴き、こども施策を推進します。

3.基本目標と施策目標

本市の現状と課題を把握したうえで、新庄市総合計画と関連する個別計画との整合を図りながら、以下の6つの基本目標を立て、実現のための施策目標を掲げ推進します。

基本目標1 安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実

安心してこどもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、育児に関する支援を充実します。

■施策目標

- (1) 相談支援体制等の充実
- (2) 母子保健の推進

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の安定的な提供と質の向上を進めます。また、小学校教育との円滑な連携を推進します。

■施策目標

- (1) 教育・保育の安定的な提供と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

基本目標3 こども・若者を地域全体で支えるまちづくり

地域や社会における一人ひとりが、ともにこども・若者の健やかな成長を応援するという意識のもと、地域全体でこども・若者の健やかな育ちと安全で安心して育つことのできる環境の整備を進めます。

また、次代を担うこども・若者たちが心身ともに健やかに自立した大人となるために、家庭や地域が連携して地域全体で支えるまちづくりの整備を進めます。

■施策目標

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 多様な遊び・学びの場の環境整備
- (4) こども・若者の居場所づくり

基本目標4 困難を抱えるこども・若者へのきめ細やかな取組の推進

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのあるこどもやさまざまな支援を必要とするこどもとその家庭が、地域で安心して生活ができるように、日常生活を支援するとともに、こどもの発達に対する療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

■施策目標

- (1) 児童虐待防止対策の強化
- (2) ひとり親家庭等の自立支援
- (3) 障がい児等支援の充実
- (4) 貧困等困難を抱えるこどもたちへの支援
- (5) 不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援
- (6) こども・若者の心の健康づくり

基本目標5 こども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備

すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう環境を整備します。様々な機会を通して、こども・若者が意見の表明や活動に参画できる環境をつくることで、その意見が尊重され、考慮されるような取組や支援を進めます。

また、すべてのこども・若者が、自己肯定感を高め、自分の将来に夢や希望を持つことができる社会を目指します。

■施策目標

- (1) こども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保
- (2) 高等教育への修学支援
- (3) 若い世代の就職支援
- (4) 結婚を希望する方や新生活への支援

基本目標6 子育て家庭への支援体制の整備

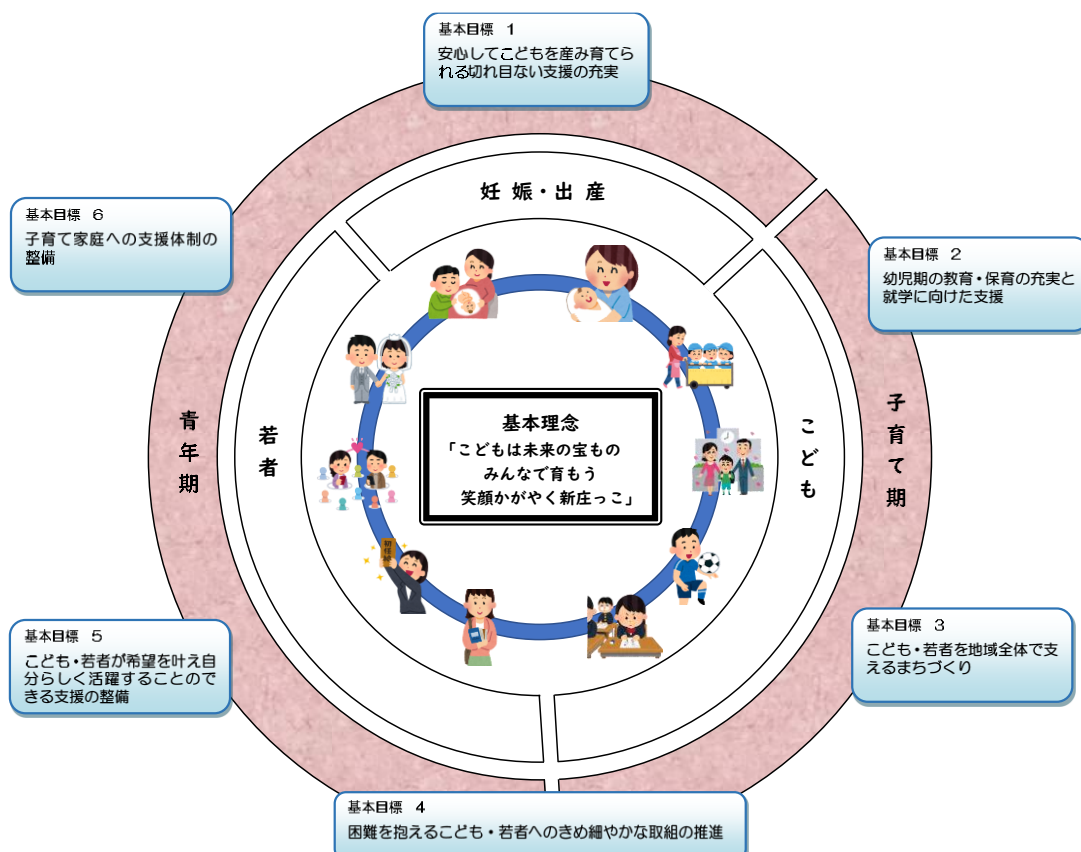
子育てにおける経済的負担軽減と育児支援の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により家庭教育において様々な課題が生じているため、父母をはじめとする保護者がこどもについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭における養育力の向上を目指した支援を推進します。

仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、地域や企業と連携し、子育てを応援します。

■施策目標

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 共働き・共育での推進



4.施策の体系

基本理念

「こどもは未来の宝もの みんなで育もう 笑顔かがやく新庄っこ」

基本目標

施策目標

基本目標 1

安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実
＜誕生前～乳児期＞

- 相談支援体制等の充実
- 母子保健の推進

基本目標 2

幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援
＜幼児期＞

- 教育・保育の安定的な提供と資質向上
- 多様な保育事業の推進
- 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

基本目標 3

こども・若者を地域全体で支えるまちづくり
＜学童～青年＞

- 地域における子育て支援の充実
- 安心・安全なまちづくり
- 多様な遊び・学びの場の環境整備
- こども・若者の居場所づくり

基本目標 4

困難を抱えるこども・若者へのきめ細やかな取組の推進
＜学童～青年＞

- 児童虐待防止対策の強化
- ひとり親家庭等の自立支援
- 障がい児等支援の充実
- 貧困等困難を抱えるこどもたちへの支援
- 不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援
- こども・若者の心の健康づくり

基本目標 5

こども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備
＜学童～青年＞

- こども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保
- 高等教育への修学支援
- 若い世代の就職支援
- 結婚を希望する方や新生活への支援

基本目標 6

子育て家庭への支援体制の整備
＜子育て当事者＞

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 子育て支援体制の充実
- 家庭や地域の教育力の向上
- 共働き・共育での推進

第2部 各論

第1 こども施策の展開

【基本目標 1】

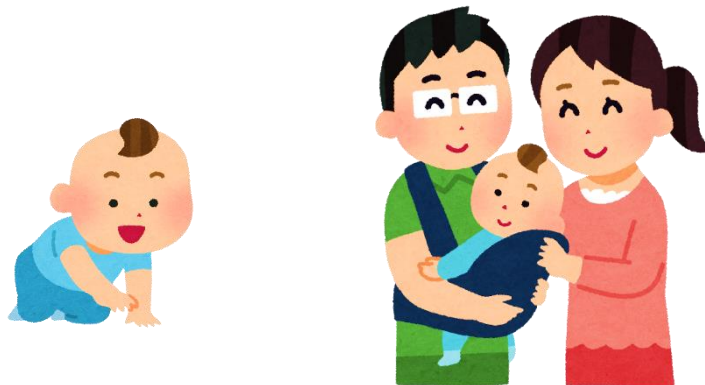
安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実＜誕生前～乳児期＞

安心してこどもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠期からの継続した相談支援体制等を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、育児に関する相談やわかりやすい情報提供などを充実します。

■施策目標(1)相談支援体制等の充実

出産や子育てに不安や悩みを抱く若者や保護者は少なくないと考えられます。こうした不安や悩みを解消するため、母子保健機能「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能「子ども家庭総合支援拠点」を連携し一体的に支援する「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から切れ目のない相談支援により、孤立した子育てにならないよう相談しやすい体制を構築します。また、出産や子育て情報に関しては、こどもの成長段階に応じた情報を発信する必要があることから、SNS など様々な分かりやすい情報発信を行います。

(1) 相談支援体制等の充実		
主な取り組み	内容	担当課
①こども家庭センターの設置	妊産婦・こども・子育て世帯を対象に母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な切れ目ない相談支援を行います。	子育て推進課 健康課
②母子手帳アプリ すくすくSHINJO	予防接種や成長記録を家族間で共有しながら管理できます。また、市の育児情報の提供を行い、妊娠中から必要な育児情報や地域情報を提供しています。	健康課
③保健センター	妊娠から子育てに関連する様々な心配事の相談にのり、助産師・保健師の個別相談を実施しています。プレママひろばをはじめ、乳幼児健診の実施及びこどもの発達相談や保護者の心の相談を実施しています。	健康課
④子育て支援センター	公立の地域子育て支援センターの他、民間事業者にて子育てに負担や不安を感じる家庭や様々な支援を必要とする家庭に対し、子育てについての相談(LINE相談)・情報提供、助言などを行います。	子育て推進課
⑤子育てに関する施設・制度・行事を集約した情報提供ブックの作成	子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめた『新庄市子育てハンドブック』を作成し、子育て家庭へ配布します。また、市ホームページへ子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	子育て推進課
⑥SNSによる情報提供	「かむてんチャンネル」で、市内イベント情報や地元の話、求人情報、お出かけマップなど、こどもの遊び場や子育てに関する情報を提供し、子育て世帯にわかりやすい情報発信を行います。	総合政策課 関係各課
⑦女性相談支援事業	女性相談支援員を配置し、すべての女性の抱える様々な問題について広く相談に応じ、適切な支援を行います。	子育て推進課



■施策目標(2) 母子保健の推進

妊婦が安心して妊娠・出産に臨むとともに、赤ちゃんを健やかに育てられるよう、各種健診や訪問指導、相談の実施により、こどもと親の健康の保持増進を支援していきます。

(2) 母子保健の推進		
主な取り組み	内容	担当課
①母子健康手帳交付	手帳交付時に、妊婦との面談および保健指導・相談を行います。	健康課
②妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を助成します。	健康課
③母親教室(プレママ広場)	妊婦やその夫を対象に、個別面談を実施し教室を開催します。	健康課
④新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査の費用を助成します。	健康課
⑤訪問指導	全出生児を対象に新生児・乳児訪問を実施します。また、乳幼児健康診査や妊産婦の相談等で支援が必要な方に、養育支援訪問を実施します。	健康課
⑥予防接種	感染症の予防のため、定期予防接種等を生後2か月より、9種類のワクチン接種を行います。	健康課
⑦乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児で実施します。	健康課
⑧歯科健診	1歳6か月児、2歳児、3歳児で実施します。 1歳6か月児、2歳児、3歳児に集団でフッ素塗布を実施します。	健康課
⑨離乳食教室	栄養士によるはじめての離乳食教室を実施します。	健康課
⑩乳幼児相談	定期的な健康相談・育児相談を実施します。	健康課
⑪食育の推進に関する支援	望ましい食習慣や生活習慣の形成のため、乳幼児健康診査等における栄養指導を行い、食育の推進を図ります。	健康課
⑫生殖補助医療費等助成	不妊治療(生殖補助医療費)の費用を助成します。	健康課
⑬産後ケア	出産後、1年以内の母子を対象に、助産師の個別ケアが受けられます。	健康課



【基本目標 2】

幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援＜幼児期＞

すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の安定的な提供と質の向上を進めます。また、小学校教育との円滑な連携を推進します。

■施策目標(1) 教育・保育の安定的な提供と資質向上

こどもが初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、社会生活上のルールや道徳性を身に付け、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の資質向上を図ります。こどもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境を確保します。また、こどもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な施設整備を計画的に進めます。

(1) 教育・保育の安定的な提供と資質向上		
主な取り組み	内容	担当課
①施設型給付、地域型保育給付	子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付及び地域型保育給付により、質の高い教育・保育の提供を図ります。	子育て推進課
②認可保育所、認定こども園等への移行支援	認可保育施設や認定こども園等への移行に必要な支援を行います。	子育て推進課
③教員・保育士等の資質向上	各種研修会の参加要請等幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の質的向上と情報交換により連携の強化を図ります。	子育て推進課
④保育施設等の整備	施設の老朽化や、新たな保育ニーズに対応するため、計画的に整備を図ります。	子育て推進課
⑤人材確保	教育・保育人材の確保に向け機会創出等、関係団体と連携した取り組みを検討していきます。	子育て推進課

■施策目標(2) 多様な保育事業の推進

多様化する保育ニーズに応えるため、保育事業を推進します。

(2) 多様な保育事業の推進		
主な取り組み	内容	担当課
①延長保育・一時預かり等の多様な保育事業の推進	保育ニーズに合わせ、延長保育や一時預かり、病児保育などの事業を行う事業者への支援を行い、多様な保育事業の推進に努めます。	子育て推進課
②認可外保育施設への支援	保護者の働き方に合わせた保育施設の運営及び保育料の支援をし、多様な保育事業の推進を図ります。	子育て推進課
③こども誰でも通園制度	保育所等に入所していない満3歳未満のこどもの適切な遊び場や生活の場として、また保護者への支援を行うため、月一定時間の預かりを行います。	子育て推進課

■施策目標(3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

小学校教育への円滑な接続については、保護者、教育・保育施設、関係各課において連携を図り、保育施設等の利用を経て小学校入学への切れ目のない支援が行えるよう、支援体制を強化します。

(3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進		
主な取り組み	内容	担当課
①就学前児童の情報連携	乳幼児健診や教育・保育施設での過ごし方などを通して就学前児童に関する情報を小学校に提供することで、市及び施設と小学校との連携を図ります。	健康課 子育て推進課 学校教育課
②特別支援児童への支援	養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	子育て推進課
③特別支援教育センター	特別支援指導員による学校支援や幼稚園・保育所等の訪問、関係機関との連携による適正就学、個別検査、面談の実施等を行います。	学校教育課
④幼児教育懇談会	幼児教育機関職員と小義務教育学校職員とで、本市の幼児教育に関する課題を検討し、研修や情報共有を行います。	学校教育課

【基本目標 3】

こども・若者を地域全体で支えるまちづくり<学童～青年>

地域や社会における一人ひとりが、ともにこども・若者の健やかな成長を応援するという意識のもと、地域全体でこども・若者の健やかな育ちと安全で安心して育つことのできる環境の整備を進めます。

また、次代を担うこども・若者たちが心身ともに健やかに自立した大人となるために、家庭や地域が連携して地域全体で支えるまちづくりの整備を進めます。

■施策目標(1) 地域における子育て支援の充実

地域で子育て家庭を支援し、こどもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域でこどもを育てる力の向上を図ります。

(1) 地域における子育て支援の充実		
主な取り組み	内容	担当課
①最上地域みんなで子育て応援団	最上地域の子育てを支援する団体、関係機関、子育てを応援する個人・企業・県・市町村が連携しながら、子育て情報の提供や子育て支援事業を行っています。	子育て推進課 県
②子ども芸術学校の推進	こどもたちに表現活動の楽しさを体験してもらい、芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的に開設された子ども芸術学校の参加児童・生徒への教育と指導者育成を推進します。	社会教育課
③世代間交流の推進	新庄まつりや地域のお祭りなどを通して、こどもの関わりの場を積極的につくることにより、地域住民との世代間交流を推進します。	商工観光課
④「ふるさと学習」の推進	各中学校校区で連携し、地域の特色や人材を生かした「ふるさと学習」を推進し、ふるさと新庄に誇りをもつこどもを育てます。	学校教育課
⑤地域と学校の連携・協働の推進	地域住民や企業、NPO等が学校づくりに積極的に関わる場や仕組みづくりを推進し、こどもが地域人材と関わる機会を作るとともに、地域人材の育成を図ります。	社会教育課 学校教育課

■施策目標(2) 安心・安全なまちづくり

こどもと親が安心して外出できるよう、交通安全対策を推進し、安全な道路交通環境の整備を進めます。こども・若者が安全に安心して地域で生活していけるよう、地域ぐるみで防犯や非行防止対策等、こどもを守る取り組みを進めます。また、こども・若者自身が防犯に対する意識を高められるよう、防犯教育に取り組めます。

(2) 安心・安全なまちづくり		
主な取り組み	内容	担当課
①交通安全対策の推進	通学路をはじめ、地域における防犯灯等の整備に努めるとともに、学校・地域と連携し、通学路の安全確保を推進します。また、かもしかクラブや、交通安全指導専門員による交通安全教室等の活動を通じ、こどもたちの安全意識向上を推進します。	環境課
②安心して外出できる環境の整備	防犯協会と連携して、見守り隊による安全指導、防犯についての啓発活動を推進します。 こどもを犯罪等の被害から守り、非行を防止するため、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりを目指します。	環境課
③街頭指導の推進	青少年育成推進員、青少年指導センター指導員の連携による登下校の安全指導、あいさつ声かけなど、街頭指導を行っています。	社会教育課 学校教育課 成人福祉課
④有害環境対策の推進	青少年育成推進員、青少年指導センター指導員の連携による、パソコンやスマートフォン等を利用した有害サイトへの接続等の問題について、適切な利用の仕方について理解を深める活動を推進します。	社会教育課 学校教育課
⑤青少年の非行等防止に関する取り組みの推進	県や関係機関と連携し、青少年の交通事故や非行及び犯罪被害防止などに向けた運動を実施します。	社会教育課 環境課

■施策目標(3) 多様な遊び・学びの場の環境整備

子どもたちにとって遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。子ども連れでも安全でのびのびと利用できる公園等の整備を進め、保護者同士の交流や親子が気軽に集うことができる環境づくりに努めます。また、進学を目指す子ども・若者が増えている中、安心して勉強できる「学び場」の環境づくりに取り組み、子ども・若者の夢や希望の実現を応援します。

(3) 多様な遊び・学び場の環境整備		
主な取り組み	内容	担当課
①都市公園等の公園施設(遊具等)の更新	屋外におけるこどもの遊び場としての公園及び公園施設の更新を順次進めます。	都市整備課
②地元町内会と協働した公園管理	地元町内会と協力して、町内にある公園の管理を行うことで、地域の公園という意識の醸成と子どもたちが、安心・安全に公園を利用できる環境を推進します。	都市整備課
③学校園庭内の遊具の整備	児童の体力向上及び心と体の健康に資するよう、休み時間など安心して運動できる環境を整備します。	教育総務課
④屋内遊戯施設の環境の整備	天候によらず、子どもが安心して遊べる「遊びの場」の充実を図るための環境整備を進めます。	子育て推進課
⑤学びの場の整備	子ども・若者が安心して勉強できる学習スペースの整備を検討します。	社会教育課 関係各課

■施策目標(4) 子ども・若者の居場所づくり

小学校に就学している児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・スポーツ活動を行うことができるよう、環境整備に努めます。こどもの主体性を尊重し、こどもの自主性・社会性等のより一層の向上を図ります。また、地域ぐるみで子ども・若者の健やかな成長を支援していくため、子ども・若者の声を聞きながら、安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

(4) 子ども・若者の居場所づくり		
主な取り組み	内容	担当課
①放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。	子育て推進課
②放課後子ども教室	地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	社会教育課
③生涯学習施設での夏休み学習支援	生涯学習施設において、夏休みの児童・生徒の居場所づくりの一環として、学習会を開催します。	社会教育課
④スポーツ少年団活動	各スポーツ少年団活動を育成し、スポーツを通して体力づくりやコミュニケーション能力の向上を図ります。	社会教育課
⑤地域クラブ活動	部活動の地域移行に伴い、中学生の休日の活動や、1つの学校だけではチームを組めない種目の競技や文化活動に参加できるよう、こどもの可能性を広げる場として受け皿となる地域クラブを整備します。	社会教育課
⑥児童館・児童センター	児童館、児童センターでは地域の幼児・児童を対象に、健全育成・健康増進と、豊かな情操を育む事業を実施しています。また、地域交流の場として18歳以下の子どもとその保護者を対象とし、自由来館として施設を解放しています。	子育て推進課
⑦地域子ども食堂	市内NPO団体の善意活動により、子どもや保護者及び地域住民に対し、無料または安価で「栄養のある食事・温かな団らん」を提供しています。また、各地域において、子どもを含む地域の人々の居場所づくりや世代間交流等を目的とする地域食堂の設置に対する支援として補助金を交付します。	NPO団体 子育て推進課
⑧公共施設やNPO団体による児童生徒の居場所提供	新庄市立図書館等の公共施設や、NPO団体の協力により、子どもたちが遊んだり勉強したり、地域の大人と子どもたちが気軽に一息つける居場所を提供します。	各公共施設 NPO団体 学校教育課
⑨児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を提供する事業実施について検討します。	子育て推進課

【基本目標 4】

困難を抱える子ども・若者へのきめ細やかな取組の推進＜学童～青年＞

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。また、障がいのある子どもや貧困など困難を抱え、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活ができるように、日常生活を支援するとともに、こどもの発達に対する療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

■施策目標（1）児童虐待防止対策の強化

児童虐待は、こどもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。近年、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待防止対策の充実や再発予防等を進めます。また、「こども家庭センター」を設置し、相談体制の強化を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の強化		
主な取り組み	内容	担当課
①養育支援訪問事業	相談や乳児家庭全戸訪問事業により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者への育児支援を実施します。	健康課
②要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との代表者・実務者会議を開催し、情報交換と虐待防止のための連携機能強化を図ります。	子育て推進課
③家庭児童相談事業の充実	こどもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、こどもの健やかな成長を図ります。また、関係機関と連携し、相談・指導及び在宅支援体制の整備と強化を図ります。	子育て推進課
④こども家庭センター（再掲）	こども・子育て世帯・妊産婦を対象に母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な切れ目ない支援を行います。	子育て推進課 健康課
⑤児童虐待防止の啓発活動	こどもの虐待防止のために啓発活動を年間通して実施します。特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施します。	子育て推進課
⑥民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	地域において児童の健全育成や虐待の早期発見等、こどもと子育て家庭への支援を図ります。	成人福祉課

■施策目標（2）ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行います。また、困難を抱えたひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援		
主な取り組み	内容	担当課
①母子・父子自立支援員による相談支援	母子・父子自立支援員1名が駐在し、母子・父子福祉に関する生活相談や貸付相談に積極的に取り組み自立支援を行います。	子育て推進課
②児童扶養手当の支給	父母の婚姻の解消などにより父又は母と生計を同じくしていないこどもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	子育て推進課
③ひとり親家庭等医療給付	18歳以下のこども及び当該こどもを扶養しているひとり親の医療費の一部を助成します。	子育て推進課
④高等職業訓練促進給付金	看護師など、就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費を支援するため給付金を支給します。（児童扶養手当受給水準の方が対象）	子育て推進課
⑤ひとり親家庭生活応援給付金	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している場合に、生活費、家賃、通学費の負担軽減を図るため給付金を支給します。	子育て推進課
⑥自立支援教育訓練給付金の支給	事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した方に、受講費用の一部を助成します。（児童扶養手当受給水準の方が対象）	子育て推進課
⑦ひとり親家庭子育て生活支援	一時的なケガや病気で生活援助、保育サービス等が必要な場合、無料または低料金で家庭生活支援員を派遣します。市は登録受付業務を担い、サービス提供は県母子寡婦福祉連合会へ委託しています。	県 子育て推進課
⑧母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。市は相談や受付業務を担い、貸付は県が行います。	県 子育て推進課

⑨児童扶養手当受給者の就労支援	市と公共職業安定所によるチーム支援を行います。連携して求人情報の提供を行うほか、支援プランを作成し、就職支援ナビゲーター等による支援を通して、早期就職の実現を目指します。	子育て推進課 新庄公共職業安定所
⑩保育等の支援	ひとり親家庭のこどもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブの入所判定で加算し、入りやすくしたり、収入による保育料の軽減を図ります。	子育て推進課
⑪保護者の健康確保	家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。また、ひとり親家庭が情報交換を行い、お互いに悩みを打ち明けたり相談し支えあう場の提供を行います。	子育て推進課 県母子連
⑫母子生活支援施設等の活用	専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。	子育て推進課

■施策目標(3)障がい児等支援の充実

障がいのあるこどもや、さまざまな支援を必要とするこどもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、こどもの発達に対する早期療育の取組や、特別な配慮を必要とするこども・家庭への各種相談体制を充実していきます。

(3) 障がい児等支援の充実		
主な取り組み	内容	担当課
①児童発達支援	未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	成人福祉課
②放課後等デイサービス	就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行う、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。	成人福祉課
③居宅介護	障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行います。	成人福祉課
④短期入所	障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行います。	成人福祉課
⑤補装具給付	身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給します。	成人福祉課
⑥身体障がい児日常生活用具給付等	身体障がい児（特定の難病患者を含む。）に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。	成人福祉課
⑦障がい児日中一時支援事業	障がい児を対象として、保護者の就労やその他の事由により、日中において見守り等が困難な場合、一時的な見守り等の支援を行います。	成人福祉課
⑧基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援体制を強化するために、最上地域が一体となり基幹相談支援センターの設置について協議し、障がい児と保護者の生活を支援するために総合的な相談支援を行い、必要な情報提供と、助言や便宜を供与する体制の整備を進めていきます。	成人福祉課
⑨軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として、補聴器の購入費の一部を助成します。	成人福祉課
⑩自立支援医療費（育成医療）の支給	身体障がい児や治療しないで放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるこどもの治療にかかる一部を支給します。	成人福祉課
⑪障害児福祉手当の支給	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）を対象として、障害児福祉手当を支給します。	成人福祉課
⑫特別児童扶養手当の支給	重度の障がいを有する在宅の20歳未満のこどもを扶養している人に特別児童扶養手当を支給します。	子育て推進課 （支給は県）
⑬障がい児保育	障がいのあるこどもで、発達のために集団保育が必要とされるこどもに配慮した保育を実施します。	子育て推進課
⑭小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病に罹患しているこどもに、在宅における日常生活を支援するための用具を給付します。	子育て推進課
⑮発達支援相談（すこやか子ども相談）	ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に、最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。	健康課
⑯特別支援児童への支援（再掲）	養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	子育て推進課

⑰専門家による発達障がいに関する巡回相談の実施	大学の専門教授と市特別支援指導員等による幼保・小・中学校への巡回相談を実施し、発達障がいの疑いのある子どもへの指導について支援します。	学校教育課
⑱教育支援委員会の開催	各委員の意見を踏まえながら、児童生徒の適正な就学について支援します。また、関係機関や幼児教育施設等とも連携し、配慮を要する子どもの小学校就学について支援します。	学校教育課
⑲特別支援教育委員会の開催	研修会を開催し、発達障がいを含む特別支援教育への理解と指導について支援します。	学校教育課
⑳医療的ケア児の保育	集団保育が可能と認められた医療的ケア児の保育の検討を行います。	子育て推進課

■施策目標(4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。子どもの最善の利益を考慮しながら、貧困等の困難な課題を抱える世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を推進します。

(4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援		
主な取り組み	内容	担当課
①学校教育による学力保障	家庭環境や地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数での指導や個の対応を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。	学校教育課
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるようスクールカウンセラーを配置し、必要な学校において活用できる体制を構築します。	学校教育課
③児童生徒就学援助費交付	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等の必要な費用を援助します。	学校教育課
④学習支援事業の推進	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の小・中学生を参加対象に集合型、また生活困窮者自立支援制度等各関係法に基づく事業として訪問型による学習支援を実施し、基礎的な学力の向上を図ります。高校の模擬試験受験費用を補助します。	子育て推進課 成人福祉課
⑤こどもの食事・栄養状態の確保	生活保障制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得者への支援を引き続き実施します。また、学校給食法の目的に基づき、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	成人福祉課 学校教育課
⑥生活困窮者世帯への支援	こどもの貧困の解消に向けて地域全体で取り組むため、フードバンクやフードドライブ事業を実施し、子どもたちを支えているNPO等の団体と連携し、支援を必要とする子育て家庭を支援します。また、食材等の寄付の協力についても、周知・協力していきます。	県 子育て推進課 成人福祉課
⑦保護者の自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。	成人福祉課
⑧子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	子育て推進課
⑨生活保護世帯のこどもの進学時の支援	生活保護世帯のこどもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとします。	成人福祉課
⑩ヤングケアラーの早期発見・支援	学校において、毎月の生活アンケートや、タブレットを活用した「こころの健康観察」を通して、児童生徒の家庭での困り感を把握し、早期支援につなげます。ヤングケアラーに対する理解を深めるため広報等での意識醸成や相談窓口があることを知ってもらうための周知を図ります。	学校教育課 子育て推進課
⑪里親制度	里親制度に対する理解を進めるため、制度について周知します。	県 子育て推進課

■施策目標(5) 不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援

不登校やひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた子ども・若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供できるよう関係機関との連携を図ります。

(5) 不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援		
主な取り組み	内容	担当課
①児童生徒対象のオンライン悩み相談	児童生徒に配付されている一人一台端末を活用し、教育相談室の相談員がオンラインで悩みの相談を受けます。	学校教育課
②教育相談の実施	児童生徒、またその保護者の学習に関する相談、いじめ・不登校の悩み相談等に応じます。	学校教育課
③不登校児童生徒の居場所支援	家や学校以外で日中過ごすことができる環境について、どのような居場所やどのような支援ができるか民間の取組みを含め広く情報を集めて提供し、本人や保護者が意思決定できような手助けをします。	学校教育課
④適応指導教室(シャイニング教室)の実施	不登校または不登校傾向の児童生徒の学習保障と学校復帰につなげるために、定期的な学習支援を行います。	学校教育課
⑤いじめの未然防止と早期発見・早期対応	いじめのないあたたかな学級づくりと相談しやすい教職員との関係性を構築することで、いじめ未然防止と早期発見・早期対応につなげます。また、子ども達自身で「いじめ」について考え、どうあるべきか話し合う機会をつくります。	学校教育課
⑥スクールカウンセラーの配置	市内全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の相談窓口となります。	学校教育課
⑦生活困窮自立支援会議	生活困窮者自立支援会議を立ち上げ、生活困窮が疑われる事例、ひきこもり等の情報を共有し、連携した支援を行います。	成人福祉課
⑧青少年社会参加支援	青少年指導センターと連携し、ひきこもりや社会参加の悩みを抱える若者に対する個別相談や仲間づくりの場の提供を実施します。	社会教育課

■施策目標(6) 子ども・若者の心の健康づくり

子ども・若者の様々な心や身体の健康問題に対応するため、心身の健康等についての情報提供や心のケアに取り組めます。

(6) 子ども・若者の心の健康づくり		
主な取り組み	内容	担当課
①思春期保健対策(喫煙・飲酒など)	飲酒が心身に及ぼす影響について普及・啓発を行います。また、喫煙による健康への影響や受動喫煙防止についての普及・啓発を行います。	健康課
②こころの健康相談	こころの健康相談の実施、悩みごと相談窓口一覧の配布を通して、相談しやすい環境の整備を行うとともに、こころの悩みを表出しやすい環境づくりを行います。	健康課

【基本目標 5】

子ども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備＜学童～青年＞

すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう環境を整備します。様々な機会を通して、子ども・若者が意見の表明や活動に参画できる環境をつくることで、その意見が尊重され、考慮されるような取組や支援を進めます。

また、すべての子ども・若者が、自己肯定感を高め、自分の将来に夢や希望を持つことができる社会を目指します。

■施策目標(1) 子ども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保

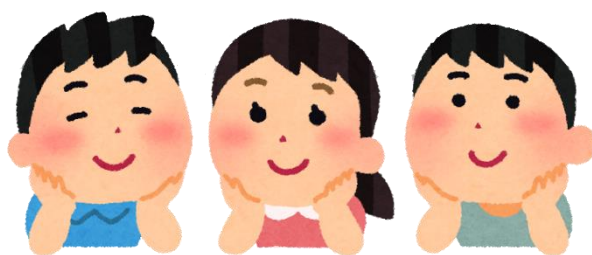
子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。また、保護者や教職員、教育や保育に携わる者など、子どもや若者の健やかな育ちに関わる人などに、子ども・若者の意見を表明する権利について周知啓発します。子ども・若者の思いを受け止め、子ども・若者を社会の構成員として認め合い、権利の主体として意見や選択を尊重する取組を推進します。

(1) 子ども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保		
主な取り組み	内容	担当課
①子どもの権利周知・啓発	子どもを権利の主体として認識し、多様な人格・個人を尊重するとともに、権利を保障し、子どもの最善の利益を図ります。また、子どもが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運醸成に取り組めます。	子育て推進課 関係各課
②子ども・若者の意見を表明する機会の創出	子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもが安心して自分の思っていることを表現できる方法を検討し、子ども・若者の考えを大切にできる社会の実現を目指し、意見表明の機会を創出します。	子育て推進課 学校教育課 関係各課
③子ども議会の開催	児童生徒が地域課題を見つめ、解決策を考えたり意見を表現したりすることを通して、未来の新庄市について考えていきます。	学校教育課 関係各課
④青少年ボランティア活動の推進	青少年ボランティアの主体的な取り組みを支援し、地域への愛着や関心を高め、次世代の担い手となる人材を育成します。	社会教育課
⑤「ふるさと学習」の推進(再掲)	各中学校校区で連携し、地域の特色や人材を生かした「ふるさと学習」を推進し、ふるさと新庄に誇りをもつ子どもを育てます。	学校教育課

■施策目標(2) 高等教育への修学支援

子どもが家庭の経済的状況に関わらず大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、誰ひとり残さず幸せに成長していける環境を地域全体で推進していくための高等教育への修学支援に取り組めます。

(2) 高等教育への修学支援		
主な取り組み	内容	担当課
①最上育英会奨学金奨学生(新庄市枠)	新庄市及び最上郡の優秀な学生であって、経済基盤が弱く、就学が困難な方に奨学金を貸与します。新庄市枠として、卒業後、市内事業所に就職した場合は、返還金の減免制度があります。	教育総務課
②やまがた就職促進奨学金返還支援事業(やまがた県若者定着枠)	大学卒業後に、一定期間以上県内で居住・就業した者に対して、奨学金の返還支援のため、補助金を交付します。	県 教育総務課
③母子父子寡婦福祉資金貸付(再掲)	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。市は相談や受付業務を担い、貸付は県が行います。	県 子育て推進課



■施策目標(3) 若い世代の就職支援

こども・若者が大人になったときに、安心して働き、生活できるよう環境を整備し、地元誇りを持って就職する人が増えるよう、様々な方法で情報提供を行います。

(3) 若い世代の就職支援		
主な取り組み	内容	担当課
①小学生企業見学ツアー	小学生を対象に最上地域の企業施設へのバスツアー及び企業紹介を行うことで、早い段階からのキャリア形成の一助とします。	商工観光課
②中学校等における出張職業体験(shin-job)	中学生等を対象に企業が学校にブースを設置し、職業体験プログラムを実施することで、「地元で働く魅力」を伝え、地元の「人・企業・職業」の認知度を高めます。	商工観光課
③職場体験・インターンシップ受入企業データベースの作成	中学校や高校、大学向けにインターンシップ受入企業データベースを作成配布し、地元で就職したい方への支援を行います。	商工観光課
④最上地域合同企業ガイダンス	企業から直接話を聞くことで、新庄・最上地域へ就職を希望する高校生の就職意識を醸成し、的確な進路選択への支援を行います。	商工観光課
⑤高校生企業訪問バスツアー	高校生向けに、新庄・最上地域の企業の仕事の内容等を学ぶ企業見学ツアーを実施することで地元企業への理解を深め、地元での就職を支援します。	商工観光課
⑥山形県内・仙台地域における企業紹介・キャリアカフェ	山形県内、仙台地域の大学等に進学した学生らを対象に、最上地域の企業と気軽に話せる場を提供することで、地元企業に目を向けてもらう機会を提供します。	商工観光課
⑦若者の早期離職防止支援	若者の早期離職防止のため、研修交流会を通じて職場の枠を超えた地域で働く同世代の仲間づくりを支援します。	商工観光課 (県の共催)



■施策目標(4) 結婚を希望する方や新生活への支援

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族の在り方や家族を取り巻く環境もまた多様です。若者自らが主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望が叶えられるよう出会い・結婚・新生活への支援を推進します。

(4) 結婚を希望する方や新生活への支援		
主な取り組み	内容	担当課
①最上広域婚活事業	最上8市町村と山形県で組織する最上広域婚活実行委員会において、出会いの場の創出・提供を行います。	総合政策課
②AIナビやまがた利用登録助成	マッチングシステム「AIナビやまがた」の利用登録料の全額を助成します。	総合政策課
③やまがた縁結びたい活動支援助成	新たに仲人ボランティア「やまがた縁結びたい」に登録した方に対し、活動支援金を助成し、結婚を希望する方の婚姻を促進します。	総合政策課
④結婚新生活支援事業	若者の婚姻に伴う住宅取得・賃貸等の経費を補助し、経済的な負担を軽減します。	総合政策課
⑤定住促進住宅の家賃割引	同居する子(中学生以下)により家賃を割引きます。	都市整備課

【基本目標 6】

子育て家庭への支援体制の整備<子育て当事者>

子育てにおける経済的負担軽減と育児支援の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により家庭教育において様々な課題が生じているため父母をはじめとする保護者が子どもについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭における養育力の向上を目指した支援を推進します。

仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、地域や企業と連携し、子育てを応援します。

■施策目標(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

児童手当などの制度による手当の支給や医療費の助成、保育施設等入所者の多子世帯への支援の実施等、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため取組の充実を図ります。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
主な取り組み	内容	担当課
①妊婦のための支援給付金交付事業	妊婦であることの認定後に5万円を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。	健康課
②手当関係	児童手当	子育て推進課
	児童扶養手当	子育て推進課
③医療費助成関係	子育て支援医療費助成	子育て推進課
	ひとり親家庭等医療費助成	子育て推進課
	未熟児養育医療給付事業	子育て推進課
④小児インフルエンザ予防接種費用の助成	生後6か月から中学3年生までの予防接種費用の一部を助成します。	健康課
⑤保育施設等入所者支援事業関係	無償化されていない0歳から2歳児の保育料について、保護者の所得階層に応じて負担額の軽減を図ります。	子育て推進課
	第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料及び副食費の無償化により、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て推進課
⑥小中学校等新入生祝い金	子ども達が健やかに学校生活を送る一助とするため、小中学校(特別支援学校を含む)または、義務教育学校に入学・進学された子どもがいる市内に居住する保護者に対し、祝い金を支給します。	子育て推進課
⑦学校給食費の補助	市内小中義務教育学校に在籍する児童生徒のうち、第2子の給食費を半額補助、第3子以降の給食費を全額補助します。	学校教育課
⑧体育施設の利用料の軽減	市内の中学生以下は無料、高校生は半額程度で利用できます。	社会教育課
⑨15歳以下のこどもの国民健康保険税の軽減	15歳以下の子どもがいる世帯の、子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額軽減します。	健康課
⑩定住促進住宅の家賃割引(再掲)	同居する子(中学生以下)により家賃を割引きます。	都市整備課

■施策目標(2) 子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子育て支援体制の充実		
主な取り組み	内容	担当課
①地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報提供その他の援助を行い、子育てに関する不安を軽減します。	子育て推進課
②子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業の実施について検討します。	子育て推進課
③ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を支援します。	子育て推進課
④一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主に昼間に幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て推進課
⑤延長保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施します。	子育て推進課
⑥病児保育事業（病児事業）	病児について、保育施設等に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	子育て推進課
⑦子育てサークル支援	育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを支援し、地域の子育て交流を推進します。	子育て推進課
⑧子育てに関する施設・制度・行事を集約した情報提供ブックの作成（再掲）	子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめた『新庄市子育てハンドブック』を作成し、子育て家庭へ配布します。また、市ホームページへ子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	子育て推進課
⑨最上地域みんなで子育て応援団（再掲）	最上地域の子育てを支援する団体、関係機関、子育てを応援する個人・企業・県・市町村が連携しながら、子育て情報の提供や子育て支援事業を行っています。	県 子育て推進課
⑩SNSによる情報提供（再掲）	「かむてんチャンネル」で、市内イベント情報や地元の話、求人情報、お出かけマップなど、こどもの遊び場や子育てに関する情報を提供し、子育て世帯にわかりやすい情報発信を行います。	総合政策課 関係各課

■施策目標(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ての不安などを解消し、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、子育て講座の開催や親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上と、家庭教育に関する啓発に取り組みます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上		
主な取り組み	内容	担当課
①家庭教育講座の支援（子育て講座、幼児共育ふれあい広場）	家庭の教育力向上のため、小中学生の保護者向けの講座を学校単位で開設します。（子育て講座） また、同じ目的で未就学児を対象として、保護者と児童の触れ合い活動を支援します。（幼児共育ふれあい広場）	社会教育課
②親子ふれあいイベントの開催	子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して楽しめる行事やイベントを開催します。	子育て推進課 関係各課
③母親教室（プレママ広場）（再掲）	妊婦やその夫を対象に、個別面談を実施し教室を開催します。	健康課
④離乳食教室（再掲）	栄養士によるはじめての離乳食教室を実施します。	健康課
⑤親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業の実施について検討します。	子育て推進課

■施策目標(4) 共働き・子育ての推進

多様な働き方の実現に向けた取り組みにより、男女が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図ります。また、若者が自分らしいライフデザインを実現するため、ライフスタイルやライフステージに合わせた働き方についての環境整備を促進します。仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様な柔軟なサービスの提供や企業と連携して子育てを応援します。

(4) 共働き・子育ての推進		
主な取り組み	内容	担当課
①延長保育・一時預かり等の多様な保育事業の推進(再掲)	保育ニーズに合わせ、延長保育や一時預かり、病児保育などの事業を行う事業者への支援を行い、多様な保育事業の推進に努めます。	子育て推進課
②男女共同による子育て意識の啓発	家庭と職場といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるよう意識の啓発を推進します。	社会教育課
③育児休業制度などの雇用環境の整備	関係団体と連携し事業主への啓発活動を行います。	商工観光課
④やまがたスマイル企業認定制度の周知・拡大	山形県が実施する「やまがたスマイル企業認定制度」について、事業主への啓発活動を行います。	商工観光課



第2 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、「新庄市総合計画」等の各種計画において、新庄市全域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区を越えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、新庄市全域を一つの区域として設定します。



2.教育・保育の量（利用者数）※¹の見込みと提供体制の確保等

（1）教育・保育の量の見込み

①これまでの利用実績

単位：人（％）

項目 調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5 歳保育施設 児童数(割合)	0-2 歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
令和 2	1,351(100.0)	171(12.7)	541(40.0)	311(23.1)	328(24.3)
令和 3	1,260(100.0)	123(9.8)	520(41.3)	316(25.1)	301(23.9)
令和 4	1,227(100.0)	108(8.8)	537(43.8)	288(23.6)	295(23.8)
令和 5	1,156(100.0)	90(7.8)	508(43.7)	285(24.7)	273(23.6)
令和 6	1,096(100.0)	83(7.6)	494(45.1)	304(27.7)	215(19.6)

（各年4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

ここ最近の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約80%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後さらに増加するものと考えられます。

②ニーズ調査による利用意向割合

単位：人（％）

	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5 歳保育施設 希望数(割合)	0-2 歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	489(100)	20(4.1)	263(53.8)	157(32.1)	49(10.0)

※R5実施のニーズ調査結果より

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約90%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が年々多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。

単位：人

項目 年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
令和 7	1,046	31	509	385
令和 8	1,011	30	499	365
令和 9	971	29	481	350
令和 10	931	27	458	338
令和 11	892	26	436	327

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※¹ 教育・保育の量の見込みとは、利用者数の見込みになります。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

単位：人

		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
①量の見込み		31	509	385	30	499	365	29	481	350
②確保の内容	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	66	560	286	66	497	279	66	497	279
	地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)			68			56			56
	企業主導型保育施設 (地域枠新庄市相当分)		1	8		1	8		1	8
②-①		35	52	△23	36	△1	△22	37	17	△7
		令和 10 年度			令和 11 年度					
		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号			
①量の見込み		27	458	338	26	436	327			
②確保の内容	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	66	497	279	66	497	279			
	地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)			56			56			
	企業主導型保育施設 (地域枠新庄市相当分)		1	8		1	8			
②-①		39	40	5	40	62	16			

○確保の内容(方策)

少子化の動向や幼児教育・保育の無償化の影響及び3歳未満児の保育需要を踏まえ、無償化に伴う影響等を重視しながら、教育・保育施設の整備や定員の見直しを行い、保育の提供体制を確保します。

(3) 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

①教育・保育の一体的提供について

幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の多様化する就労形態や入所要件を問わず対応できる施設であり、地域子ども・子育て支援事業も行うなど、こどもの健やかな育ちの支援を図る上で多くの利点があります。

保育所（園）の認定こども園への移行や設置については、今後の教育・保育の需要量を踏まえ、関係機関との協議を行いながら検討していきます。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

教育・保育の質の向上が図られるよう、認可や確認における適切な指導及び助言等を行います。

また、教育・保育事業を担う事業者と本市との事業における課題や情報の共有化を図り、市全体の子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

さらに、就学を迎えるこどもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育士、教員同士の情報交換を行い、状況に応じた助言及び関係機関や小学校との連携を強化します。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料については、償還払いとなりますので、利用料をいったん施設などにお支払いいただき、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。

この給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

<関連事業>

- ① 子育てのための施設等利用給付
- ③ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

- ② ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 病児保育事業

3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

令和5年度に実施したアンケート調査等から得られた利用希望や国の手引きを踏まえつつ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出しました。量の見込みに対して、供給できている場合は、確保方策としての供給量は量の見込みと同じ数値としています。

※【現在の状況】の量の見込みは、令和4年度中間改訂版による計画値です。

(1)利用者支援事業

事業概要	保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	---

【現在の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	1か所	1か所	1か所	1か所
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所
課題・今後の方向性	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの継続支援を強化しています。今後も関係機関との連携を密にして支援していきます。			

●基本型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
供給量	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

●特定型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
供給量	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

●こども家庭センター型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。
------	---

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
量の見込み(計画値)	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日
延べ利用人数	2,129 人日	3,186 人日	2,044 人日	2,295 人日
課題・今後の方向性	0～2歳児の保育施設への入所率が上昇していることから、今後の利用は減少が見込まれます。地域の子育て拠点として、今後も地域支援活動を実施していきます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
量の見込み	2,000 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日
供給量	2,000 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。
------	--------------------------------------

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み(計画値)	324 人	312 人	300 人	290 人
利用人数	299 人	285 人	276 人	257 人
課題・今後の方向性	出生数は年々減少傾向にあります。今後も妊娠・出産のための支援を継続します。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,789 人回	1,701 人回	1,621 人回	1,540 人回	1,467 人回
供給量	1,789 人回	1,701 人回	1,621 人回	1,540 人回	1,467 人回

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
------	--

【現在の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	212人	206人	202人	197人
利用人数	190人	185人	178人	157人
課題・今後の方向性	生後2か月以内を目安に早めの訪問を実施しています。里帰り先へ長期滞在する場合、産婦の求めに応じて他自治体に訪問を依頼するなど、安心して子育てができるよう、連携した支援を継続していきます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	151人	146人	141人	136人	131人
供給量	151人	146人	141人	136人	131人

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業。
------	---

【現在の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(計画値)	50人	50人	50人	70人
延べ利用人数	76人	64人	49人	41人
課題・今後の方向性	関係機関との連携がスムーズに行えるケースが増加し、結果的に訪問数は減少。通常の訪問のほか、電話訪問、関係機関との同行訪問等も合わせて実施し、今後も関係機関と連携してきめ細やかな対応に努めます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34人	28人	23人	19人	16人
供給量	34人	28人	23人	19人	16人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
------	--

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み（計画値）	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
延べ利用人日	28 人日	60 人日	50 人日	4 人日
課題・今後の方向性	一時保護児童・施設入所児童が増加し、施設の受け入れが困難な場合もあり、利用件数が伸び悩んでいます。児童及びその家庭の福祉の向上を図る事を目的としている事業であり、今後も周知を図りながら事業を継続する必要があります。また、児童福祉法の改正に伴い、親子入所等支援、入所希望児童支援などが拡充されたため、適切なこどもの成育環境の整備を検討していきます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
ショートステイ供給量	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
トワイライトステイ供給量	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
------	---

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み（計画値）	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
延べ利用人数	211 人日	225 人日	196 人日	188 人日
課題・今後の方向性	直近の数値では、利用数が減少していますが、依頼会員と協力会員は共に増加し、受け入れ体制が強化されています。子育てと仕事の両立への安心感の確保につながる事業であり、今後も協力会員の人材養成や会員の確保に努めます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
供給量	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
------	--

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み(計画値) 一時預かり(幼稚園型)	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	2,000 人日
一時預かり (幼稚園型)	5,352 人日	2,656 人日	1,214 人日	537 人日
量の見込み(計画値) 一時預かり(一般型)	500 人日	500 人日	500 人日	200 人日
一時預かり (一般型)	105 人日	143 人日	0 人日	0 人日
課題・今後の方向性	幼稚園の閉所および認定こども園の 1 号認定児童の減少により、幼稚園型の一時預かりは減少傾向にあります。また、市内保育所で実施していた一時保育事業については、休止中です。一般型の一時預かり事業に一定数のニーズがあるため、量の確保に向けた取り組みを行う必要があります。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,700 人日	2,500 人日	2,500 人日	2,500 人日	2,500 人日
一時預かり (幼稚園型)	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
一時預かり (一般型)	1,200 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
供給量	1,700 人日	2,500 人日	2,500 人日	2,500 人日	2,500 人日

(9) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。
------	---

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み(計画値)	80 人	80 人	80 人	60 人
延べ利用人数	22 人	13 人	10 人	15 人
課題・今後の方向性	保護者の就労形態の多様化等により延長保育における利用ニーズも一定数見込まれることから、今後も保護者の利便性の向上を図っていきます。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
供給量	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日

(10) 病児保育事業(病児・病後児事業)

事業概要	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。
------	---

【現在の状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数 (病児・病後児対応型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み(計画値)	200 人	200 人	200 人	100 人
児童数	38 人	82 人	80 人	71 人
課題・今後の方向性	ニーズ調査においては、利用希望が増加している一方で認知度が低いと思われるため、利用方法等の周知が必要です。本事業は仕事と育児を両立している保護者を支援する観点からは必要不可欠な事業です。			

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
供給量	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日

(11)放課後児童健全育成事業

(各年5月1日現在)

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余 裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成 を図る事業。
------	---

【現在の状況】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施施設数	9か所		9か所		9か所		9か所	
	量の 見込み	延べ利用 人数	量の 見込み	延べ利用 人数	量の 見込み	延べ利用 人数	量の 見込み	延べ利用 人数
1年	135人	118人	150人	131人	125人	107人	140人	110人
2年	130人	118人	135人	102人	150人	140人	125人	105人
3年	95人	95人	100人	98人	115人	86人	125人	121人
4年	40人	50人	50人	52人	55人	58人	60人	54人
5年	15人	13人	15人	24人	15人	13人	15人	27人
6年	10人	8人	10人	7人	10人	18人	10人	10人
合計	425人	402人	460人	414人	470人	422人	475人	427人
課題・今後の方向性	児童数は減少しているものの、利用希望者は増加しています。また、高学年の利用希望も増加しており、今後もその傾向は継続すると予測されます。量の見込みに対し、提供体制を確保できない状況にあることから、待機児童が発生することが課題となっています。また、老朽化した施設や狭い施設もあり、施設整備による保育の質の改善、支援員の確保等について検討し、放課後の居場所づくりを進めます。							

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数	11か所	10か所	10か所	10か所	10か所
量の見込み1年	124人	133人	111人	111人	108人
量の見込み2年	139人	123人	132人	110人	110人
量の見込み3年	78人	81人	72人	77人	64人
量の見込み4年	76人	62人	64人	57人	60人
量の見込み5年	45人	45人	37人	38人	34人
量の見込み6年	42人	44人	44人	36人	37人
量の見込み合計	504人	488人	460人	429人	413人
供給量	486人	470人	470人	470人	470人
供給量－量の見込み	△18人	△18人	10人	41人	57人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
------	---

【現在の状況】

	実施実績なし
今後の方向性	国や県の動向及び本市の状況を踏まえ、事業の実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
------	--

【現在の状況】

	実施実績なし
今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業。
------	---

【現在の状況】

	地域子ども子育て支援事業 新規事業
課題・今後の方向性	核家族の増加や地域の関わりが希薄化している状況を踏まえ、虐待リスクを未然に防ぐことができるが、委託先の選定や支援者の研修等に時間を要するため、事業実施について検討していきます。

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	97人日	87人日	78人日	69人日
供給量	0人日	97人日	87人日	78人日	69人日

(15) 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を提供する事業。
------	---

【現在の状況】

	地域子ども子育て支援事業 新規事業
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 人	42 人	43 人	42 人	40 人
供給量	0 人	42 人	43 人	42 人	40 人

(16) 親子関係形成支援事業

事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。
------	---

【現在の状況】

	地域子ども子育て支援事業 新規事業
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

【今後の量の見込み・供給量】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 人	21 人	20 人	20 人	20 人
供給量	0 人	21 人	20 人	20 人	20 人

(17)産後ケア事業

事業概要	生後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
------	--

【現在の状況】

	地域子ども子育て支援事業 新規事業
課題・今後の方向性	事業所は通所・訪問型1か所のみだったが、令和7年度からは宿泊型が1か所追加予定であり、産前産後からのサポート体制を拡充していきます。

●短期入所（ショートステイ）型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
供給量	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日

●通所（デイサービス）型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人日	10人日	9人日	9人日	8人日
供給量	10人日	10人日	9人日	9人日	8人日

●居宅訪問（アウトリーチ）型

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19人日	18人日	17人日	16人日	15人日
供給量	19人日	18人日	17人日	16人日	15人日

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	母子健康手帳交付時や妊娠8か月頃にご案内しているプレママ広場、乳児家庭全戸訪問等での面談を通じて、様々な不安や悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる事業。
------	--

【現在の状況】

課題・今後の方向性	妊娠後期の面談は希望制ですが、すべての妊産婦に3回にわたるアンケートを実施し、その時期に必要な支援を実施していきます。
-----------	---

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	453回	438回	423回	408回	393回
供給量	453回	438回	423回	408回	393回

(19) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満のこどもの適切な遊び場や生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談を行ったり、保護者に対し、子育ての情報提供・助言、その他の援助を行う事業。月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できる通園支援事業。
------	--

【現在の状況】

	地域子ども子育て支援事業 新規事業
課題・今後の方向性	令和8年度より、全自治体で実施することになっており、実施に向け、整備や整備の支援を行います。

【今後の量の見込み・供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(0歳児)	0人	2人	2人	2人	2人
供給量(0歳児)	0人	1人	2人	2人	2人
量の見込み(1歳児)	0人	2人	2人	2人	2人
供給量(1歳児)	0人	1人	2人	2人	2人
量の見込み(2歳児)	0人	2人	2人	2人	2人
供給量(2歳児)	0人	1人	2人	2人	2人

第3 放課後児童対策の行動計画

1 計画の位置づけ

国の「放課後児童対策パッケージ」の趣旨を踏まえ、これまでの「新・放課後子ども総合プラン新庄市行動計画」における取組みの継続性を保ち、本市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定めた計画とします。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状

(1) 放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブは、保護者の就労等の都合により、昼間に保護者がいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。本市では、現在公立4か所、民間立5か所で実施しています。公立の運営については新庄市社会福祉協議会に委託しています。

【実施状況】

「新庄市こどもスマイルプランー第1部総論ー第2新庄市のこども等を取り巻く現状と課題

ー3こどもの状況(就学前・小・中・高)ー⑨放課後児童クラブ(学童保育)」P16 参照

【待機児童の状況】

各年5月1日現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度 (参考)
入所児童数	402人	414人	422人	427人	385人
待機児童数	12人	1人	10人	4人	10人

資料：子育て推進課調べ

(2) 放課後子ども教室の現状

地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めています。また、地域コミュニティの育成と良質な教育環境の充実を図っています。

本市では、平成25年度より本合海小学校区において、平成27年度より萩野学園学区において、令和3年度より明倫学園学区において放課後子ども教室を行っています。

なお、明倫学園学区での実施以前は、北辰小学校区において、令和元年度から令和2年度まで実施しています。

【放課後子ども教室の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度 (参考)
実施学校数	3校	3校	3校	3校	3校
実施回数	21回	30回	38回	41回	77回
参加延べ人数	381人	415人	552人	702人	2,856人

資料：社会教育課調べ

3 具体的方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの量の見込み及び目標供給量

児童数は減少しているものの、放課後児童クラブの利用希望者は増加しており、今後もその傾向は継続すると予測されます。放課後の居場所づくりとして、ニーズに対応した供給体制を実施していきます。

【量の見込みと供給量】

「新庄市こどもスマイルプランー第2部各論ー第2子ども・子育て支援事業計画ー3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保ー(11)放課後児童健全育成事業」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数	11か所	10か所	10か所	10か所	10か所
量の見込み合計	504人	488人	460人	429人	413人
供給量	486人	470人	470人	470人	470人
供給量ー量の見込み	△18人	△18人	10人	41人	57人

(2) 放課後児童クラブの待機児童解消

放課後児童クラブの利用ニーズは小学校6年生までありますが、施設定員の都合上、おおむね小学校4年生までのこどもたちが利用し、高学年の利用ニーズに対応できていない状況です。また、年度途中の入所希望者の受入に対応できない場合もあります。

このような待機児童解消に向け、民間立事業所による開設や運営を支援していくとともに、公立についても量の見込みを勘案しながら、供給量の調整・見直しを図り、待機児童の解消に努めます。

(3) 放課後子ども教室の実施計画

放課後のこどもたちが活動する場を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動の場である放課後子ども教室の実施を、本合海小学校区、萩野学園学区、明倫学園学区において柔軟に推進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施学校数	3校	3校	3校	3校	3校
実施回数	49回	49回	49回	49回	49回
参加者数	685人	685人	685人	685人	685人

(4) 校内交流型^{※1}・連携型^{※2}の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標設置数

本市の公立放課後児童クラブは、小学校に併設が3か所、小学校の敷地外に1か所配置しています。放課後子ども教室については、校内交流型を2か所、単独事業(その他)を1か所で実施しています。

今後においても、小学校の統廃合状況などを勘案しながら、校内交流型を中心とした放課後子ども教室を実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数	6校	6校	6校	6校	6校
連携型	—	—	—	—	—
校内交流型	2校	2校	2校	2校	2校
その他	1校	1校	1校	1校	1校

(5) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進

本市の放課後子ども教室は、校内交流型を基本としており、放課後児童クラブの利用者が放課後子ども教室への参加がしやすいよう放課後児童支援員と地域コーディネーターが連携して実施しています。今後、連携型の事業の実施も検討しながら、放課後児童支援員と地域コーディネーターが連携を図り、放課後児童クラブ利用者の参加しやすい運営及び児童の安全に配慮し実施していきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の学校施設活用

学校の余裕教室等を改修整備した放課後児童クラブの施設管理・運営などについては、市と市教育委員会で協議を行ったうえで、学校の協力により実施しています。今後も施設整備を検討する際には、市と市教育委員会及び学校で協議を行った上で実施していきます。

放課後子ども教室は、余裕教室等を活用して実施していきます。今後についても、安定して事業が実施できるよう市、市教育委員会及び学校と連携協力し、事業を実施していきます。

(7) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携

放課後児童クラブの実施主体である市子育て推進課と放課後子ども教室の実施主体である市教育委員会（社会教育課）との間で打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図っていきます。

(8) 放課後児童支援員や地域コーディネーターの資質向上

放課後児童クラブは、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担います。基礎研修やスキルアップ研修等の受講による職員の資質向上や放課後児童支援員の資格取得の推奨を行い、放課後児童支援員の資質を向上させていきます。

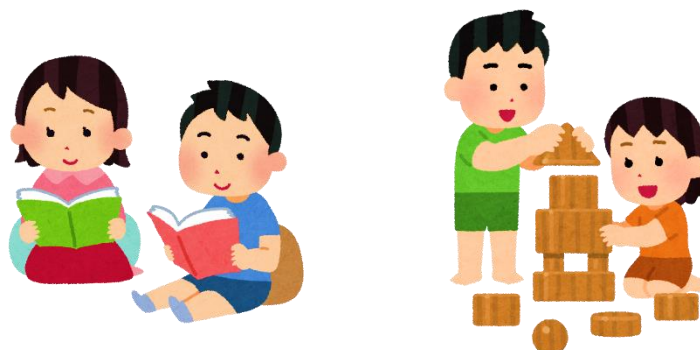
また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮を必要とする児童の受入れについて、学校や児童発達支援事業所等の専門機関と連携を図るほか、放課後児童支援員や地域コーディネーター（サポーター含む）の研修を行うなどして、対応していきます。

(9) 利用者や地域住民への周知の推進

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域や学校等が連携してこどもの育ちを支える観点から、地域住民がこどもと触れ合う場を設けるとともに、スポーツ・文化団体など地域住民の参画の促進に努めていきます。

※1「校内交流型」 同一小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※2「連携型」 放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内以外の場所にあつて、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童が参加し、交流できるもの。



第4 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念である「こどもは未来の宝もの みんなで育もう 笑顔かがやく 新庄っこ」の実現に向けて、計画に基づく事業を着実に推進するためには、多くの市民の理解・協力が重要であることから、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。周知方法については、こども・若者及び子育て家庭に有益な情報が届けられるよう、市のホームページや広報誌への掲載のほか、SNSを通じた情報発信の充実を図り、情報や支援が必要な方が身近に情報を入手できるよう多様な手段を模索していきます。

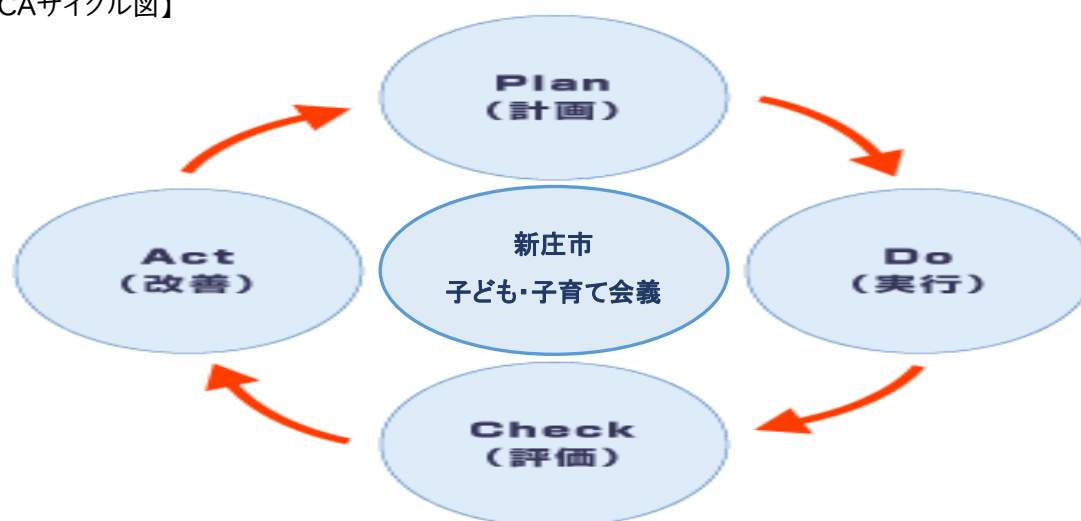
また、こども・若者施策に関わるすべての関係機関と連携・協働のもとで横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携して、様々な方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

さらに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への反映に努めるとともに、新たな課題についても、早期に取り組んでいきます。

2. 進捗状況の管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルにより適切に進行管理していきます。進行管理にあたっては、「新庄市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について、点検・評価を行うとともに、庁内においては、関係各課の連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。なお、社会情勢の変化や改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル図】



3. 子ども・子育て会議

本計画の推進・進行管理にあたっては、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき条例により設置された「新庄市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めます。委員は、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

4. 計画の公表

本計画の進捗状況については、「新庄市子ども・子育て会議」に報告し、意見を求めるとともに本市の公式ホームページ等により市民へ公表します。

5.目標指標の設定

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和5年度に実施した保護者ニーズ調査や令和6年度に実施したこども・若者アンケートの結果を踏まえ、5年後に達成すべき目標を設定します。

◆基本目標1 安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実

目標指標	現状	目標
合計特殊出生率 (保健福祉統計:R5)	1.33%	1.59%
出生数 (保健福祉統計:R5)	166人	144人
こども家庭センターの認知度 (アンケート調査)	—	100%
「新庄市で今後も子育てしたい」と思う割合 (母子保健に関する実施状況等調査:R5)	3・4か月児 82.5%	3・4か月児 87%
	1歳6か月児 86.8%	1歳6か月児 91%
	3歳児 86.2%	3歳児 91%

◆基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

目標指標	現状	目標
保育所入所待機児童数(4月1日現在) (子育て推進課:R6)	0人	0人

◆基本目標3 こども・若者を地域全体で支えるまちづくり

目標指標	現状	目標
新庄市に住み続けたい、戻ってきたい、住んでみたいと思う こども・若者の割合 (アンケート調査:R6)	中学生 72.7%	中学生 80%
	高校生 64.5%	高校生 71%
放課後児童クラブ待機児童数(5月1日現在) (子育て推進課:R6)	8人	0人
こどもの居場所の数(地域こども食堂・不登校児の居場所)	3か所	5か所

◆基本目標4 困難を抱えるこども・若者へのきめ細やかな取組の推進

目標指標	現状	目標
「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる」と思う こども・若者の割合 (アンケート調査:R6)	90.5%	97.1%
児童虐待認定件数 (子育て推進課:R5)	8件	0件
ひとり親家庭の親の就業率 (アンケート調査:R5)	93.3%	94.7%(母)
		97.3%(父)
放課後等デイサービスの1か月あたりの利用日数(成人福祉課:R5)	887日	1,000日

◆基本目標 5 こども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備

目標指標	現状	目標
「自分の考えや思いを相手に伝えることができる」と思う 中高生の割合 (アンケート調査:R6)	78.8%	90%
将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合 (R6全国学力・学習状況調査)	小学6年生 79.9%	小学6年生 88%
	中学3年生 68.8%	中学3年生 76%
新庄市に住所を有する高校生の市内就職割合 (商工観光課:R5)	44.9%	50%
婚姻率(20~44歳の人口千人当たり)	12.38%	婚姻率上昇

◆基本目標 6 子育て家庭への支援体制の整備

目標指標	現状	目標
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がある割合 (アンケート調査:R5)	就学前 95.5%	100%
	小学生 95.1%	
本市における子育て環境や支援への満足度(3点~5点) (アンケート調査:R5)	49.3%	70%
就学前児童の父親の育児休暇の取得割合(1週間以上) (アンケート調査:R5)	10.6%	50%
やまがたスマイル企業認定数(本市企業) (山形県 R7.2.1)	17 社	48 社

計画の策定経過

期 日	会議等	内 容
令和5年 11月15日	令和5年度 第1回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て会議について ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・今後のスケジュールについて
12月6日～25日	ニーズ調査実施	・就学前児童の保護者 942 名 ・小学生児童の保護者 1,000 名 計 1,942 名 ・回答率 50.45%
令和6年 3月	ひとり親家庭生活 意識調査	・児童扶養手当受給者 345 名 ・回答率 30.4%
3月14日	令和5年度 第1回 庁内連絡会議	・計画策定の進め方(策定方針)について ・こども等への意見聴取の方法について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価検証について
3月21日	令和5年度 第2回 子ども・子育て会議	・子ども・子育てに関するニーズ調査票の集計結果について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価検証について ・第3期計画の進め方について ・令和6年度計画策定スケジュールについて
6月17日	第1回 庁内連絡会議	〈現状の分析〉 ・ニーズ調査等から見る現状と課題の検証 ・前期計画の進捗状況の分析と課題の整理
6月24日	第1回 子ども・子育て会議	〈現状の分析〉 ・これまでの協議内容と今後の協議内容について ・ニーズ調査等から見る現状と課題の検証 ・前期計画の進捗状況の分析と課題の整理
8月22日	第1回 庁内推進委員会	・こども計画の策定について
8月28日	政策調整会議	・こども計画の策定について
8月27日～9月10日		・小中学生アンケート 小学4～6年生 813名 回答率 62.9% 中学1～3年生 778名 回答率 53%
8月30日～9月20日		・高校生アンケート 高校1～3年生 905名 回答率 28%
9月17日	産業厚生委員協議会	・こども計画の策定について ・令和5年度 第3期新庄市子ども・子育て支援事業計画策定に 関するニーズ調査結果報告書について
9月24日	第2回 庁内連絡会議	〈こども施策の検討〉 ・こども計画骨子案について ・こども等の意見聴取について(中間報告)
10月2日	第2回 子ども・子育て会議	〈計画の内容検討〉 ・こども計画骨子案について ・こども等の意見聴取について(中間報告)
10月1日～18日		・学生アンケート 市内大学・専門学校に通う方 回答数 31人

10月25日	第3回 庁内連絡会議	・こども計画素案の検討 ・こども等へのアンケート結果と意見の反映について
11月5日	第3回 子ども・子育て会議	〈計画の内容検討〉 ・こども計画素案について ・こども等へのアンケート結果について
11月29日	第2回 庁内推進委員会	・こども計画素案について ・こども等へのアンケート結果と意見の反映について
12月17日	政策調整会議	・こども計画案について (計画名称・基本理念・施策体系)
令和7年 1月7日	第4回 子ども・子育て会議	・こども計画案について
1月20日	産業厚生委員協議会	・こどもスマイルプラン(案)について
1月24日～2月21日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
2月13日	市議会全員協議会	・こどもスマイルプラン(案)策定について
2月20日	第4回 庁内連絡会議	・新庄市こどもスマイルプラン(案)について (主な取組・目標指数・パブリックコメント状況)
3月7日	第3回 庁内推進委員会	・計画最終案について (主な取組・目標指数・パブリックコメント状況)
3月14日	第5回 子ども・子育て会議	・計画最終案について (全体構成)
3月		・完成

○新庄市子ども・子育て会議条例

平成25年9月

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、新庄市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

(令5条4・一部改正)

(組織)

第4条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育又は保育に係る団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民(子どもの保護者)
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新庄市子ども・子育て会議 委員名簿

令和7年3月1日現在

分野	所属・役職名等	氏名	備考
(1) 学識経験者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会 会長	笹原 啓一	会長
	新庄市区長協議会 副会長	浅沼 光敏	副会長
	(// 副会長)	(須貝 幸春)	(// R6.3.31まで)
(2) 教育・保育 関係者	升形小学校校長	吉田 裕二	
	(本合海小学校校長)	(照井 隆久)	(// R6.3.31まで)
	学校法人金沢学園 認定こども園 金沢幼稚園理事長	金澤 友治	
	社会福祉法人平和春秋会 新庄保育園園長	武田 久昭	
	(社会福祉法人平和春秋会 新庄保育園園長)	柿崎 美智美	(// R6.3.31まで)
	小規模保育施設 ひまわり保育園園長	佐々木 裕美	
	新庄放課後児童クラブ所長	鈴木 浩子	
	中部保育所保育主査(兼)所長	菅 律子	
	新庄市地域子育て支援センター保育主査(兼) 所長	木村 洋子	
(3) 子育て支援 関係者	NPO法人オープンハウスこんぺいとう理事長	川又 真貴子	
	NPO法人くれよんはうす統括・総括業務責任者	阿部 公	
	NPO法人はぐくみ保育園理事長	中鉢 祐子	
(4) 公募委員	保護者	渡邊 千里	
	保護者	星川 一宏	

() 書きは前任者、委嘱・任命時の役職等。



新庄市こどもスマイルプラン

令和 7 年 3 月

発行・編集/山形県新庄市子育て推進課

〒996-8501

新庄市沖の町 10 番 37 号

電話 (0233) 29-5811

FAX (0233) 23-2469